

令和7年 第1回定例会

大和村議会会議録

第1回定例会 令和7年3月5日（水）開会
 令和7年3月26日（水）閉会

大 和 村 議 会

会期日程（令和7年第1回大和村議会定例会）

令和7年3月5日～3月26日 会期 22日間

目次	月日	曜日	会議別	日 程
第1日	3月5日	水	本会議	（開 会） 補正予算9件 新年度予算8件（予算審査特別委員会設置） 条例関係11件
第2日	3月6日	木	休 会	
第3日	3月7日	金	委員会	予算審査特別委員会（現地調査）
第4日	3月8日	土	休 会	
第5日	3月9日	日	休 会	
第6日	3月10日	月	休 会	
第7日	3月11日	火	休 会	
第8日	3月12日	水	休 会	
第9日	3月13日	木	本会議	一般質問（5名） 午前 前田 清和 議員 市田 実孝 議員 午後 奥田 浩一 議員 勝山 浩平 議員 奥田 忠廣 議員
第10日	3月14日	金	休 会	
第11日	3月15日	土	休 会	
第12日	3月16日	日	休 会	
第13日	3月17日	月	休 会	
第14日	3月18日	火	委員会	予算審査特別委員会（一般会計）

目 次	月 日	曜日	会議別	日 程
第15日	3 月 19 日	水	委員会	予算審査特別委員会（一般会計・各特別会計・各公営企業会計）
第16日	3 月 20 日	木	休 会	
第17日	3 月 21 日	金	休 会	
第18日	3 月 22 日	土	休 会	
第19日	3 月 23 日	日	休 会	
第20日	3 月 24 日	月	休 会	村内小学校卒業式
第21日	3 月 25 日	火	休 会	
第22日	3 月 26 日	水	本会議	（最終本会議） 契約案件・予算審査委員長報告・新年度 予算採決 議員派遣，議会運営委員会継続調査申出 （ 閉 会 ）

第 1 回 大和村議会定例会

第 1 日

令和 7 年 3 月 5 日（水）

大 和 村 議 会

令和 7 年第 1 回大和村定例会会議録

令和 7 年 3 月 5 日（水）

午後 1 時 3 0 分 開会

1 議事日程

開会の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 承認第 1 号 令和 6 年度大和村一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の承認について
- 日程第 6 議案第 1 号 令和 6 年度大和村一般会計補正予算（第 7 号）について
- 日程第 7 議案第 2 号 令和 6 年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 8 議案第 3 号 令和 6 年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 9 議案第 4 号 令和 6 年度大和村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 10 議案第 5 号 令和 6 年度大和村大和の園特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 11 議案第 6 号 令和 6 年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 12 議案第 7 号 令和 6 年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 13 議案第 8 号 令和 6 年度大和村集落排水事業会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 14 議案第 9 号 令和 7 年度大和村一般会計予算について
- 日程第 15 議案第 10 号 令和 7 年度大和村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 16 議案第 11 号 令和 7 年度大和村大和診療所特別会計予算について
- 日程第 17 議案第 12 号 令和 7 年度大和村介護保険特別会計予算について
- 日程第 18 議案第 13 号 令和 7 年度大和村大和の園特別会計予算について
- 日程第 19 議案第 14 号 令和 7 年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 20 議案第 15 号 令和 7 年度大和村簡易水道事業会計予算について
- 日程第 21 議案第 16 号 令和 7 年度大和村集落排水事業会計予算について
（施政方針及び提案理由説明）
（大綱質疑）

- 日程第22 令和7年度予算審査特別委員会の設置について
- 日程第23 議案第17号 大和村長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第18号 大和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第19号 大和村技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第20号 大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第21号 大和村Q u r u G u r u基金条例の制定について
- 日程第28 議案第22号 大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第23号 大和村国民健康保険の保険給付準備金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第24号 大和村中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第31 議案第25号 大和村国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 発議第1号 大和村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第26号 大和村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

1番	奥田浩一君	6番	藏正君
2番	市田実孝君	7番	勝山浩平君
3番	前田清和君	8番	中井文忠君
5番	重信安男君	9番	奥田忠廣君

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 森永学君 主査 後藤美穂子君

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長 伊集院 幼 君
 副 村 長 仲新城 長 政 君
 総 務 課 長 政 村 勇 二 君
 建 設 課 長 早 川 勝 志 君
 教委指導主事 里 中 卓 麻 君
 会計管理者 大 石 松 美 君
 兼会計課長
 住民税務課長 池 田 浩 二 君

教 育 長 晨 原 弘 久 君
 教委事務局長 前 田 逸 人 君
 企画観光課長 大 瀬 幸 一 君
 産業振興課長 福 本 新 平 君
 兼農委事務局長
 保健福祉課長 早 川 理 恵 君
 大和診療所事務長 児 玉 明 美 君
 大和の園園長 勝 健一郎 君

開会 午後 1時30分

○議長（藏 正君）

それでは、ただいまから、令和7年第1回大和村議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布いたしております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藏 正君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、市田実孝君、3番、前田清和君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の件

○議長（藏 正君）

日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月26日までの22日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月26日までの22日間に決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（藏 正君）

日程第3、諸般の報告を行います。

令和6年第4回定例会以降の議会活動につきましては、文書でお手元に配布しておりますので、口頭報告は省略いたします。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（藏 正君）

日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。行政報告の前に、先ほど議長からありましたように、今年入って早々、私どもの職員が不幸なことになりました。我々も福山君に対する心から哀悼の誠を捧げたいと思います。また、彼の遺志を引き継いで、我々もしっかり村民のために、これから職員一緒になって頑張っていきたいという思いを持っているところでございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

昨年の第4回定例会以降の行政報告ということで、昨年12月に入りまして14日でございます。これまで奄美警備隊との関係は、我々は防災訓練等で依頼をしていたりしておりましたが、なかなか連携が図れない部分がございまして、昨年、長谷川隊長を交えて懇談をする中で、部隊のほうで大和村の対応する班が決まったようで、今年の消防の出初式にも出席いただきました。高射中隊のほうが大和村の防災担当の対応をするということで、また来週も私のほうに伺うようになっております。我々もしっかり奄美警備隊との連携を図りながら地域の安心安全に努めていきたいというふうに思っております。

12月の16日でございますが、御案内のとおり昨年から医師確保についていろいろと県のほう、また県立病院、郡医師会との連携で、いろいろとお願いをしていたところでもございます。何とか医師の確保はできるということで、我々も安堵しているところでございます。

12月の25日でございますが、年末になりまして年明けの大和市でのイベントについて、古谷田大和市長を表敬させていただき、そしてFM大和にてタンカンのPRをさせていただいたところでもございました。

年が明けまして、1月の15日でございますが、ちょうど16日に丸の内プラチナ大学のほうに出向きまして、大和村の取組についての講演があるということで参加する中で、その前日には議員会館を表敬させていただいて、先生方に年始の御挨拶をしながら、今年度のお願いもさせていただいたところでもございます。この丸の内プラチナ大学というのは、この丸の内の講座の中で、いろいろな地域の地域振興に関わる取組が行われているようでございまして、その講座の中に、大和村のタンカンのことについての講座が設けられたことで、大和村のPRを講座生の中で20数名の社会人が集まった中でPRをさせていただきました。実は、先月に大和村にお越しいただきまして、大和村の観光振興、また農業振興に関わる提案もさせていただいたところでもございます。

1月の18日でございますが、鹿児島県にございます民間病院の三愛病院さんに表敬をさせていただきました。この病院は、地域医療を率先的に取り組んでいる病院ということで、いろんな形で大和診療所におけるいろんな問い合わせがあった関係で、病院に出向きましていろいろと意見を伺ったところでもございました。これからも県立病院も含めて民間病院とも連携を図る取組ができればというふうに思ったところでもございます。

1月24日でございますが、台湾領事館のほうに表敬をさせていただきました。総領事はまだ変わっておりませんでしたので、今年度大和中の台湾訪問の件を兼ねてお願いをさせていただきました。

た。一昨年に引き続きまして建成中学校との交流も、これからまた継続してできるようでございますので、我々もしっかり教育委員会と連携を図りながら、子供たちの国際交流について進めていきたいというふうに思っているところでございます。

1月の26日の日曜日でございます。まほろばウオーキング大会を開催する中で、議員の皆様にも多く参加をいただきました。御案内のとおり、昨年そして今年と、約1,000名余りの方が大和村にお越しをいただいて、大会が盛り上がっているというふうに思っておりまして、我々もいろんなイベントを通じまして大和村の情報発信をしていきたいというふうに考えているところでございます。

2月に入りまして、2月4日から2月18日まで5日間に渡りまして、行政報告会ということで各集落を回らせていただきまして、村の取組と今後の村政の取組について報告をさせていただいたところでもございます。我々もしっかり年に1回、村民に対する村の取組を、しっかり情報を伝えながら、また意見を賜りながら、村政に生かしていきたいというふうに考えているところでもございます。

2月の15日でございますけれども、御案内のとおり、大和市におけるタンカンPRをさせていただきました。昨年の倍以上のタンカンを持ち寄って大和市で販売もしましたけれども、大分好評をいただいております、午前中で1t余りのタンカンが販売が終わったところでもございます。天気も良かったということもあろうかと思っておりますけれども、やはり我々が14年続けてきました大和市での取組が、だいぶ認知度も高まってきたというふうに認識をしております。これからはネット販売も含めてですね、いろんな形で大和村の特産品をPRしていきたいというふうに考えているところでもございます。

2月の18日でございますけれども、御案内のとおり、これまで平川動物園とのアマミノクロウサギについての意見交換をここ数年やってきた中では、鹿児島市から指定管理を受けておりますので、鹿児島市との協定が必要だということで、昨年から下鶴市長にもお会いさせていただいて、協定に向けた取組が進められて、やっと今年度協定式を迎えることができました。これは、鹿児島市における平川動物園さんとの飼育における協力関係、いろんな形でウサギだけでなく、ほかの生き物についても平川動物園と連携を図りながら、我々は奄美の自然に対する取組を、これからも充実していきたいというふうに考えているところでございます。

2月の25日でございますけれども、大和村タンカン商談会ということで、これは昨年もJAさん等も交えたディスカバーという取組がありましたけれども、それに関連するものでございまして、ホテルオークラさんとの御縁があり、ホテルオークラさんを通じて築地の果物屋さんとの商談をさせていただきました。これだけいいものが奄美にあるんだったら、現地も訪れて栽培状況も確認見させていただきたいという意見も伺いました。また今月は、その方を含めていろんなバイヤーを交えた中での商談会を、またホテルオークラさんのほうで行うようにしております。我々も民間企業を交えながら、しっかり大和村の特産品がいろんな形でPR販売できるように、これからも議会の

皆さんの御理解をいただきながら進めていきたいというふうに思っております。

以上で、行政報告とさせていただきます。

○議長（藏 正君）

これで、行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 承認第1号 令和6年度大和村一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について

○議長（藏 正君）

日程第5、承認第1号、令和6年度大和村一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和6年度大和村一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和6年度大和村一般会計補正予算（第6号）につきましては、重点支援地方交付金事業に係る費用について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和6年度大和村一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について、内容を御説明申し上げます。

令和6年度大和村一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,060万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億3,153万9,000円にいたしました。

7ページをお開きください。

歳入から御説明申し上げます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、重点支援地方交付金として住民非課税世帯分と子育て支援加算金の合計で1,060万円を計上いたしました。

次に、8ページの歳出について御説明申し上げます。

款2総務費、項1総務管理費、目27重点支援地方交付金事業住民税非課税世帯は、村内非課税世帯への給付事業やシステム改修に係る負担金等の合計として1,010万円を計上いたしました。

同じく、目28重点支援地方交付金事業子育て支援加算金は、該当世帯への給付金として50万円を計上いたしました。

以上で、内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、承認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

-----○-----

日程第6 議案第1号 令和6年度大和村一般会計補正予算（第7号）について

○議長（藏 正君）

日程第6、議案第1号、令和6年度大和村一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和6年度大和村一般会計補正予算（第7号）について、提案の理由を申し上げます。

令和6年度大和村一般会計補正予算（第7号）については、まほろば水と森公園再整備事業や大和中学校体育館改修事業など、歳入歳出それぞれ2億5,173万7,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和6年度大和村一般会計補正予算（第7号）について、内容の御説明を申し上げます。

令和6年度大和村一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ2億5,173万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億8,327万6,000円にしようとするものであります。

歳入の主なものから御説明いたします。

10ページをお開きください。

款1村税、項4村たばこ税、目1村たばこ税の80万円の減額と、項5入湯税、目5入湯税500万円の減額は、ともに実績見込みにより減額いたしました。

同じく10ページでございます。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税は、普通交付税の追加交付により2,993万2,000円を計上いたしました。

同じく10ページになります。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目3公共土木施設災害復旧費国庫負担金は、過年債4件分の河川等災害復旧費負担金額の確定等に伴い2,352万6,000円を計上いたしました。

同じく10ページから11ページにかかりますが、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として、給付金定額減税及び住民非課税世帯並びに推奨事業分の実績に伴う増額の合計で1,416万円を計上いたしました。

11ページをお開きください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目3土木費国庫補助金は、道路メンテナンス事業及び公営住宅等長寿命化計画事業補助金の内示額の決定により、合計で1,092万2,000円を減額計上いたしました。

12ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金は、まほろば水と森公園再整備と大和中学校体育館改修に関連する奄美群島成長戦略交付金申請により9,090万円を計上いたしました。

同じく12ページでございます。

款18繰入金、項1基金繰入金、目4ふるさと応援基金繰入金は、空き家改修事業及び定住促進住宅の事業費増により、合計で360万円を計上いたしました。

13ページをお開きください。

款21村債、項1村債、目1の総務費債から目6の災害復旧費債まで、各項目における被災額の決定により、目1総務費債で300万円の減額、そのほか目2土木費債で3,482万円、目3消防費債で5,220万円、目5教育費債で500万円、目6災害復旧費債で1,230万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

15ページをお開きください。

各項目にあります節2給料、節3職員手当等、節4共済費の増額補正につきましては、人事院勧告によるものが主であるほか、共済費にあります退職手当組合負担金の減額は、率の変更通知によるものでありますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

15ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目2電算管理費は、Web参加による普通旅費の減額や通信費における役務費及びシステム保守等の実績見込みにより、合計で183万2,000円を減額計上いたしました。

16ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目4財政管理費は、財政調整基金及び減債基金への積立金といたしまして1億1,882万9,000円を計上いたしました。同じく、目6財産管理費は、合同会社ひらとみへの追加事業委託分と合わせスモモの里公園再整備における事業完了に伴う増減の合計で、62万円を減額計上いたしました。

17ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目23物価高騰対応重点支援事業交付金子ども加算金50万円の減額から、次の18ページに続きますが、目24物価高騰対応重点支援事業交付金調整給付の40万円の減額及び目5同交付金均等割のみ課税世帯30万円の減額、並びに目26同交付金住民非課税世帯105万円の減額は、全て支給確定に伴い減額計上いたしました。

同じく、目29重点支援交付金事業推奨事業分は、第7弾の地域商品券発行に伴う関連費用といたしまして、1,433万6,000円を計上いたしました。

21ページをお開きください。

款3民生費、項1社会福祉費、目14障害者自立支援給付事業は、障害者自立支援給付の実績と合わせ過年度分実績に伴う国・県への返還金の合計で627万円を計上いたしました。

23ページをお開きください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目4大和診療所費は、診療所運営に伴い診療所特別会計への繰出金を111万7,000円減額計上いたしました。

26ページをお開きください。

款6商工費、項1商工費、目2観光費は、観光看板設置工事における事業費の確定により、134万4,000円を減額計上いたしました。

27ページをお願いいたします。

款7土木費、項5都市計画費、目1公園費は、まほろば水と森公園再整備事業費として9,100万円を計上いたしました。

29ページをお開きください。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節14工事請負費は、大棚小学校校庭整備事業における夜間投光器架台取替費用として500万円を計上いたしました。

同じく、29ページでございます。

款9教育費、項3中学校費、目1学校管理費、節12委託料は、大和中学校体育館改修における設計委託費として550万円、及び翌30ページに続きます節14工事請負費として5,850万円を計上いたしました。

31ページをお願いいたします。

款13予備費におきまして、2万4,000円を増額し、歳入歳出の調整を行いました。

最後に、前のほうに戻りまして、5ページのほうをお願いいたします。

第2表にあります繰越明許費でございますが、令和6年度から7年度に繰り越して行う事業は、地域商品券発行に伴う重点支援交付金事業推奨事業分や、道路橋梁費における社会資本整備総合交付金事業のほか、まほろば水と森公園再整備事業や増設スピーカー資機材確保に伴う防災行政無線更新、設備更新事業並びに公共土木施設災害復旧費にある河川等災害復旧費など、合わせて11事業の合計、9億2,248万8,000円を繰り越して行うこととしております。

以上で、内容の説明は終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○3番（前田清和君）

それでは、質疑させていただきます。予算書の10ページ、先ほど総務課長から御説明ありましたが、この歳入ですが、村税、村たばこ税、入湯税、どちらとも減額ということで、たばこ税というのは、どうしてもたばこを吸う方々が年々減ってこられて、10年前でしたら700、800万のたばこ税もありましたが、大体これぐらいだろうなというのは理解できます。この入湯税ですが、この入湯税の税の入り方というのを、ちょっと私、詳しいことが分からないので、1人当たりに対して、利用した人に対しての入湯税が掛かるのか、それとも、どういう計算でこの250万というのが上がってきているのか、御説明お願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

まず、入湯税の税率は1人当たり150円で、温泉に入るお客様から1人ずつ、その入浴料の中に150円を含めた額で施設のほうがお金を徴収しております。その徴収したものは、翌月、1カ月後、翌月に役場のほうに計算して納めるということになっております。この250万円の算定ですけど、4月分からこれまで1月分まで10カ月分が納入されているんですけど、その月ごとの平均とか出して、今までの延べ人数が金額が出ているんですけど、あと1カ月分は2月分、3月までに入りますので、それを含めてもですね、250万ぐらいになりそうだということで、今回500万、当初計上しているんですけど、これはあくまでも実績の数字に基づいた金額で算定しております。以上です。

○3番（前田清和君）

1人当たり150円ということで、人数とか、多分、まだ把握はできないと思うんですけど、当初、去年4月からこの奄美ハナハナビーチリゾートですか、行政も一生懸命、民間企業と一体となって、この奄美初の温泉ということで期待もしておりました。やはり本村は依存財源が80%、自主財源が20%ということで、何とかこの自主財源を確保しようと、毎年毎年施政方針にもありますけど、取り組んでおられるのが現状だと思っております。当初のこの額、当初補正前は750万を見込んでいる。しかし、実際250万の入湯税、500万、言ったら3分の1の収入しか、去年1年間、ハナハナ温泉ができて入らなかったというふうに、私は捉えております。思った以上に、その温泉を

利用されている方が少なかったのかなと。令和7年度の当初予算を見たら、さすがにこの250万に近い289万あたりで令和7年度は見込んでいるという当初予算に、今度はなっております。やはり、今度4月から奄美Q u r u G u r u飼育施設も入るということで、今後、観光客の増加は見込まれるのかなというふうに、私自身は思っておりますが、やっぱりこの自主財源確保にとってたばこ税は減っていきます。入湯税をやっぱり上げるためにも、これ以上に、その民間企業とのやっぱり協力体制というのは、行政は持つべきじゃないですか、令和7年度は。観光客が入らない、お風呂入る人がいないから、もうこれはこれでいいんだというのであれば、せっかく一生懸命、行政が民間企業と一体となって1年間やってきたわけですから、この2年目以降も更にパワーアップしてですよ、少しでも自主財源確保に努めるべきではないかと思いますが、いかがですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

奄美温泉大和ハナハナビーチリゾートとの連携の強化につきましては、我々4月にオープンいたしますアマミノクロウサギミュージアムQ u r u G u r u、そして村内の観光関連事業者の集まりであります集落まるごと体験協議会、これらの組織、官民連携で相互にお客さんの送致をし合う、そういった連携をこれから深めていこうということで、話し合い協議のほうをスタートしているところです。お互い相互誘致ですので、例えばハナハナビーチリゾートに来られたお客さんが、集落まるごと体験協議会の体験メニューを体験するとなった場合に、何%割引ですよとか、そういった形でお客様にとってお得なシステムを導入いたしまして、お客さんの相互誘致、そして村内での周遊性を高めていきたいと、そういうふうに考えております。

○3番（前田清和君）

是非ですね、民間企業と一緒に、また頑張っていただきたいと思います。もう1点確認ですが、令和6年度は村民は24回の補助金、1回につき500円、この500円のうちから入湯税というのはいただいていますか、課長。

○住民税務課長（池田浩二君）

その500円というのは、村民が企画観光課のほうに申し込んで、500円という自己負担で入るんですけど、その中に、もちろん150円入った方には、もう150円というものが入湯税として課税されますので、当然その中には入湯税が入っているものとして、ハナハナさんのほうから報告がきているものとして認識しております。

○3番（前田清和君）

是非ですね、そういうところもしっかりと確認していただいて、やはりこれが少しでも自主財源につながるのであればやっていただきたいというのと、この件は最後になりますけど、村民がせっかく企画が24回の500円の券を出している割には、村民がなかなか利用していない。何割利用されているのか分かりませんが、不公、不平感というのも、何かそういう村民からの声もありますので、これは令和7年度の取組としてしっかりと村民に、本当に健康のために温泉というのはすばらしいものだということも、しっかり周知をしていただいて、1人でも多くの方々が利用していただ

けるような取組をしていただきたいなというふうに思います。

次、2点目ですが、30ページ、項3中学校費、1番、目学校管理費の節18部活動指導者助成金54万と減額になっているんですけど、これの御説明をお願いいたします。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

これはですね、令和8年ですかね、令和8年度末には部活動の地域移行、地域連携を目指すような形で、今国から指針が出ております。それにつきまして、大和村のほうでも中学校の部活動については指導者を設けて、地域と連携して、その指導者を迎えて、その指導者に対する助成というか、補助金ということで支払う予定で、当初は年間135回を週にすれば1回程度、民間の指導者を学校のほうに協力していただいて支払う予定でございました。ですが、令和6年度から試行という形で、今現在、民間の方と指導者の方と今連携を取っておりまして、なかなかうまく日程が合わないということで、なかなか実績が上がってこないということで、当初は64万8,000円組ませていただいたんですけども、実績に応じて減額しております。以上です。

○3番（前田清和君）

これ、僕は一般質問でもしたんですけど、やっぱり教職員の負担軽減ということで、第三者によるクラブ活動の推進だと思っております。今、局長の話を聞くと、令和8年度末までに移行するという話なんですけど、これは別に令和8年度末までじゃなくても、随時これが移行できるのであれば、令和7年度からでも積極的に取り組んでいただいて、やはり教職員の負担軽減、そしてやっぱり子供たちにとっても、やっぱり教職員じゃなく、第三者からの指導というのも大変勉強になると思うんですよね。ですので、教育委員会としてもその方向で、その第三者の方々へのアピールとか、御協力をいただけるような取組を、令和7年度はしていただきたいなというふうに思わせていただきます。

最後に、その下の消耗品費の232万8,000円の内訳までお願いいたします。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

これはですね、令和7年度から中学校の教科書が、令和7年度から中学校の教科書が改訂されます。中学校の教科書は無償ですが、教師用の指導書、あと教科書、あとタブレットに使用する教科書ですね、それが変わります。学校の教職員の教科書、教材については、有償になっております。令和7年度ですから、4月の7日ぐらいが入学式になりますので、そちらから、その日から授業が始まります。ですから、新年度に入って、教科書をそういった形で仕入れたり、契約したりとすると、どうしてもタイトなスケジュールになってしまうので、令和3年度の、失礼しました、令和6年度の3月補正で組ませていただいて、先に動くと。授業に支障がないような形で学校の教師の授業に支障がないような形で進めたいということで、令和6年度の3月補正で組まさせていただきました。以上です。

○議長（藏 正君）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（勝山浩平君）

1点伺いますね。15ページの期末手当、特別職の、29ページ、教育長の特別手当ありますが、議員が21万、村長、副村長、7万4,000円、教育長、3万1,000円アップということでお聞きをしました。これまでも反対で質疑等をさせてもらいましたが、令和5年の3月、2年前ですね、その当時は村長等の給与の特例を廃止して、10%減らしていたものを元に戻すという条例の審議があり、結果、231万、年間ですよ、3,600円、アップをしております。同じ年の12月議会、今度は期末手当、特別職、私たち議員も、当局の三役も、その当時、議長が3万3,000円、議員が2万5,000円、村長8万3,000円、副村長6万6,000円、教育長6万2,000円ほどアップとなりました。そして今回もアップということでありますが、私たち議会報告会で回っていく中で、このことに対して住民から批判の声も受けております。議長を通して村当局には報告があったと思いますが、議員ですから個人的にも地域で村民に議会であったことを報告をする機会がありますが、これまでもこのことを告げると、いいねと喜ぶ方は誰もいません。おかしいんじゃないのと、みんな怒ります。住民感情にそぐわない提案だと思いますので、反対の意味を込めて質疑をさせてもらいますが、今回、100分の2.5アップということで、年収にして村長が1,202万ほど、議員が328万ほど、年間の増額、今回の分は31万5,000円、伴って共済費も上がっていますから41万5,000円、人事院勧告、役場職員が上がるのは当然だと思います。診療所の医師の給与も、これに込められて、後から上がってくる条例に含まれておりますが、医師も勧告に従うべきだと思いますが、特別職、やっぱり違うと思うんですよね。今回、どれくらい上がるのか、当局の三役、議会議長、私たち議員、年間どれくらい上がるのか、共済費込みで、お答えください。

○総務課長（政村勇二君）

今回、特別職の人事院勧告がなされた期末手当の率はですね、年間で0.05月分の期末手当でございます。上がり幅といたしましては、年間で村長が4万6,000、4万7,000円ないほどですね、4万6,000円、副村長が年で3万3,000円、教育長が3万1,000円、診療所医師が3万2,000円、議会議長が1万6,000円台だったと思います。議会議員の皆さんが1万3,000円内という額の年額でございます。すみません、共済費に関しましては、今のところちょっと計算できておりませんので、改めてまた報告させていただければというふうに思います。

[発言する者あり]

○総務課長（政村勇二君）

大変申し訳ございません。全員協議会のときに資料を持って、その中には入っていたところではございますが、改めてまたこちらのほうも報告するという形でよろしいでしょうか。

○7番（勝山浩平君）

事前にヒアリングをさせて、年収額とか教えてもらってありがとうございました。そのときにですね、幾ら、今回、特別職に関してですよ、国や県から交付金とか、また措置として幾ら入るのか、はっきりした額は分からない。おそらく入ってくるものより、出るほうが多いだろうというこ

とでした。また以前ですね、特別職の給与等を1割元に戻したときとか、期末手当のときですね、国からの交付税措置等があるかと質問したときに、答弁で、どの行政も単独費用で交付金等の財源等はないという答弁でありましたが、再度確認をしたいんですけど、今回、特別職、年間41万ほど上がることになりましたが、そのうち国等からの措置、交付金などは幾らになりますか。

○総務課長（政村勇二君）

期末手当が上がることで年間40万じゃなくて、年で4万ほどの額です、村長はですね。交付金、交付税に関しましても、今回、人事院勧告がなされたことによって、村全体でですね、特別職含む会計年度任用職員、職員全員を含めると、約3,000万ほど人件費が上がっている状況でございます。今回、補正の中でもございました普通交付税2,900万余り入っているところでございますけれども、その中で給与改定分といたしまして1,024万円ほど入っております。2,900万のうち給与改定分としての算定で1,024万、こちらの中では特別職は幾らという算定ではなくてですね、給与改定分として示されたところでございますので、その中に含まれているものと考えてもよろしいかというふうに思います。

○7番（勝山浩平君）

先ほど年間41万と言ったのは、当局の三役と私たち議会を合わせて合計がそれぐらいの、今回数字が予算書に上がっているんですね。それで、これまで1割戻した、12月、2年前期末手当を増やした、今回また増やす。含めると年間320万ほどお金が増えている、1年間ですよ、計算していくと。これだけのお金があったらほかの事業に回せるでしょうし、会計年度任用職員の処遇改善に少しでもお金をかけることができると思いませんか。国は民間企業、これも大企業等よりですよ。調査をして、確かに国家公務員が低いよねということで、人事院勧告で上げました。官民格差の解消を図っております。そのためですね。人事院勧告に確認をしたら、職員が一般行政職員が対象で、人事院勧告の言い方ですよ、特別職は自分たちは勧告をしていないということがありました。县市町村課の行政係に確認をしたら、勧告できても特別職の給与は上げませんという判断も、自治体がしたら、それはそれぞれの自治体の判断なので、ペナルティとかを課すことはないということでありましたが、今の内容についていかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

この人事院勧告、もちろん国の国家公務員法の改正に基づいて人事院勧告がなされている状況でございます。我々町村の中ではですね、独自の人事院自体を持っておりませんので、やはり県の人事院に倣って人事院勧告の国家公務員法の法律が変わった上での県の人事院は持っていますので、県の人事に倣って、そちらの中でも特別職の今回の期末手当の率の改正がなされているところでもございますので、そういったところで今回の特別職も踏まえた形での人事院勧告に倣った形で、今回、期末手当の改正というところで、補正を組んで、この後、議案の中でも説明いたしますが、そういった議案上程もさせていただいたところでございます。

○7番（勝山浩平君）

先ほど答弁ありましたけど、3,000万、2,900万ぐらいいは入ってくる、じゃない、3,000万ぐらいかかって、入ってくるお金ははっきり分かっているのは1,100万ほど、全額入ってこないんですよ。特別職、村長等1,200万もらっていて、副村長が900幾らでしたっけ、それほどもらっていて、これ以上上げる必要はないと思うんですよ。だから村民も、私たちが報告をすると怒ると思うんですよ。我慢して・・・ためてほかに回した方がいいと思いませんか。総務副大臣から閣議決定の通知が届いての今回の動きですが、書かれているんですよ。総理大臣などは当分の間据え置く。国はですね、国の特別職、総理大臣など。そこにまた書かれているのが、厳しい財政状況など十分検討の上、民間の給与水準を上回っている地方公共団体にあっては、その適正化を図るために必要な措置を講じること。先ほども申し上げましたが、国は官民比較をして実証しております。では、本村では本村の民間企業等と、そういった比較の調査を行っておりますか。県が公表している村民1人当たりの所得、最新での数字、令和3年度本村、245万8,000円ですよ。本村の所得、村民の所得と比較しても、明らかに高額すぎる特別職。本村の経済力、国は今、収入も増えている。景気が後転しているといわれていて、民間企業が上がって、公務員も上げました。ですが、本村はどうでしょうか、経済的状況。村民税は税収が下がっているんですよ。最新、令和3年度決算は4,850、4,300、850万、4年の5,396万、ちょっと増えましたね。最新の5年度、4,259万、村民税、下がっているんですよ。本村の経済状況は好転していないということです。7年度の予算では4,089万と当初にまた計上されておりましたが、実質単年度収支ですね、令和5年度決算は赤字、1億1,800万ほど赤字です。基金を取り崩さないと運営できない状況に陥っている。平成26年からの10年間で実質単年度収支を見てもですね、大きかったのが元年度の3,100万のマイナスで、1億を超えている年はないんですよ。決して楽観視はできませんし、今後大型事業、これからも行ってきて公債費の心配もありますが、本村の経済状況は決していい状況ではない。国とは違うと思いますが、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

確かに経済状況を言えばですね、財政あつての各事業だと、私もいうふうに思っております。その中には、やはり住民サービスの維持向上というのが、まず目的としてある中で、そこに対しての経済状況という判断を、各事業畑を中心とした各課との予算査定を行っているところでもございますので、今回のこの人事院勧告につきましては、確かに我々独自の村民での収入調査ということは、やはり人事院を持っていない以上、できてない状況ではございまして、そこにやはり倣うのは、やはり県の人事院からなされた人事院勧告を基に、もちろんおおもとは国の人事院勧告があるわけではございますけれども、そういった中で、人事を持たない我々といいたしましても、まずは勧告どおりに、こういった上程をさせていただいた上で御審議をいただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（藏 正君）

まだ続くの。5回目。

○7番（勝山浩平君）

5回目ですね、また後ほど条例でも指摘させてもらいたと思いますが、その住民サービスの向上、維持向上を図るためにも、金は必要じゃないですかということです。特別職だけでも今回我慢して抑えて、そのお金があれば、さっきも数字を挙げましたけど、何か別にできる事業があるじゃないですか。村民が250万の中で1,000万もらってて、まだまだ上げる。絶対、村民は怒りますよ。村民感情にそぐわない、本村の財政状況もあまり芳しくない。そういった点を踏まえて、今回、この後に上げてくる条例の一部改正の条例ですね、議長にでも相談をして取り下げたらどうですか。

○総務課長（政村勇二君）

今回、特別職に関しましては、村長、副村長含め三役、診療所医師、そして議会議員の皆様方もこの中に入っておりますので、取り下げるといいますか、いったん上程したものでございますので、またそういった中で、御審議をいただきたいというふうに思います。また、これからですね、どうしても一つ一つの審議が必要ということであればですね、次回以降、例えば、今特別職として一括で五つのものを条例改正を上げておりますが、そこをまた一つ一つですね、また条例改正を1件ずつ上げていくとかいう方法で、また皆様方の御審議がいただけるような取組ができればというふうに思いますし、また、今回のこの人事院勧告に伴いましては、12月の国会での法律、通るのが遅かったのもございますけれども、勧告自体は8月になされている状況で、はっきりその法律が通らないと、我々地方公務員も動けなかったという、期間もちょっとはっきり分かってからの期間も短かったというところもございますし、そういった情報が入りましたら、まずは事務局を通してですね、こういったことが上がる予定であるという旨を周知したいというふうに思っています。その中で、また事務局のほうからでも議会議員の皆様にも、何かしらの情報提供があったときには、また御審議いただいて、どうするかというところで、今後、取組を進めさせていただければという一つの方法でありますし、そういった感じで取組を進めさせていただければというふうに思っております。

○議長（藏 正君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（重信安男君）

繰り越しの件でお伺いいたしますが、河川等災害復旧工事で2億4,400万ぐらい、詳細はどの辺の災害復旧の繰り越しをされるか、お願いします。

○建設課長（早川勝志君）

繰り越しをしている災害復旧でございますが、これは令和6年度中に、今年度中ですね、発生しました5件の工事を計画しております。場所につきましては、河川が2件、大棚地区と湯湾釜地区ですね、あとはですね、道路が3件、戸円地区とあと大棚地区ということと、それとですね、令和5年中に発生、令和5年の6月の豪雨で発生しました工事がですね、4件あるんですけれども、こ

れは過年災という扱いになりまして、令和6年度からの交付決定、令和7年度まで繰り越しということで、その4件になっておりまして、それから志戸勘湯湾岳線という路線があるんですけども、そちらのほうで令和5年度豪雨で大きく崩れまして、工事着手できないということで過年災、令和6年度災という形になっています。ほかにもですね、国立公園の手續とか、その辺で出ておりますので、その4件もですね、合わせて繰り越ししたいというふうに考えているところでございます。

○5番（重信安男君）

その金額も入って、この2億4,400万になるということですね、できなかった分も入って。この前の河川は、これは県の工事になるんですかね、寄り洲ですかね。また土等溜まって草が生えて、とても見苦しいんですよ。それは入っていませんか。

○建設課長（早川勝志君）

あくまでも繰り越す額に、繰り越すものに関してはですね、村が発注する、これは災害復旧工事でございます、寄り洲の除去というのは基本的には通常の単独事業という河川の管理の事業ということになっています。先ほど議員がおっしゃられました大和川につきましてはですね、一部を残して県の管理ということになっておりますので、もし浚渫工事、寄り洲事業を行う場合は県が実施するという形になります。以上です。

○5番（重信安男君）

住民からも建設業からもですね、その寄り洲に関しての問い合わせというのが結構きていますので、村の災害復旧の工事も、これは大事ですけど、ここもまた災害で土が流れて溜まっているわけですから、それもちょうと県のほうに強く言って、除去させるような形で、そうしないと、また今から梅雨時期になってきますよね。そしたらまた洪水が発生してくるかもしれない。それもちょうとこれから検討していただければと思います。お願いします。

○建設課長（早川勝志君）

大和川の寄り洲除去につきましては、令和7年度も要望を、県のほうに要望しておりまして、今のところやる予定でしております。実施する方向でいっているというふうに聞いております。

○議長（藏 正君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（中井文忠君）

1点だけお尋ねをいたしますが、13ページの消防費ということで、防災行政無線ということでもありますので、去年かな、私たち名音の郵便局のところにアンプがついたりして、放送がきれいに聞けるかなと思って期待をしておるんですけども、マイク放送でみんな声が途切れてですね、郵便局の辺、あたりの人が聞き取りにくいんですよ。家におっても、何と云うか、小さなアンプ、あれからくる声も途切れるわけですね。それ各集落、やっぱり電波の位置の悪いところがあるかもしれないので、再調査をしてですね、やっぱりみんな行政無線が、防災無線が聞けるようにですね、聞き取り調査をしてほしいと思います。それだけです。

○総務課長（政村勇二君）

今回の防災無線の更新につきましては、やはり事務嘱託員のほうでも、事務嘱託員会を開く際にですね、いくつかそういった話を聞いておりますので、その都度、メーカーとも確認しながらですね、対応を図っていくように取組を進めていきたいというふうに思います。

○議長（藏 正君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第2号 令和6年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（藏 正君）

日程第7、議案第2号、令和6年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和6年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

令和6年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、普通交付金等の増額により、歳入歳出それぞれ720万6,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和6年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ720万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,899万2,000円にしようとするものです。

6ページの歳入の主なものを御説明申し上げます。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費補助金につきましては、普通交付金及び特別交付金額の決定により、合計で671万9,000円を増額計上いたしました。

款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、交付額の決定及び職員給与等の調整により、合計で48万7,000円を増額計上いたしました。

次に、7ページの歳出を御説明申し上げます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費につきましては、一般医療費に係る給付費として614万3,000円を増額計上いたしました。

款4保険事業費、項1保険事業費、目4医療費適正化特別対策事業につきましては、これまで一般財源に計上しておりました会計年度任用職員分の人件費を医療費適正化特別対策事業費として実施することで歳入が見込めることから、予算の組替を行い、287万1,000円を増額計上いたしました。

8ページをお願いいたします。

款7諸支出金、項2繰出金、目1直営診療所会計繰出金につきましては、大和診療所会計への繰出金として223万4,000円を減額計上いたしました。

款8予備費におきまして23万5,000円を増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第3号 令和6年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第4号）について

○議長（藏 正君）

日程第8、議案第3号、令和6年度大和村診療所特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和6年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第4号）について、提案の理由を申し上げます。

令和6年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第4号）につきましては、診療報酬の減額や医薬費の増額など、歳入歳出それぞれ335万1,000円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和診療所事務長（児玉明美君）

令和6年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第4号）について、内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ335万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,407万7,000円にしようとするものです。

6ページの歳入から御説明いたします。

款3繰入金、項1一般会計繰入金111万7,000円と項2他会計繰入金223万4,000円は、いずれも人件費等の減額に伴い減額計上いたしました。

次に、7ページの歳出について御説明いたします。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費は、会計年度任用職員の退職等に伴い335万1,000円の減額計上いたしました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第4号 令和6年度大和村介護保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（藏 正君）

日程第9、議案第4号、令和6年度大和村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和6年度大和村介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案の理由を申し上げます。

令和6年度大和村介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、介護給付費等の減額など歳入歳出それぞれ1,016万4,000円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和6年度大和村介護保険特別会計補正予算（第4号）について、内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,016万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,859万円にしようとするものです。

6ページの歳入の主なものを御説明申し上げます。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金から款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目2地域支援事業支援交付金につきましては、介護サービス給付費実績見込みに伴う交付金額の決定によりそれぞれ調整を行い、合計で416万円を減額計上いたしました。

款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 4 その他一般会計繰入金につきましては、職員給与等に係る人件費分として26万4,000円を減額いたしました。

款 7 繰入金、項 3 基金繰入金、目 1 介護給付費準備基金につきましては、介護サービス給付費実績見込みに伴い574万円を減額計上いたしました。

次に、7 ページの歳出の主なものを御説明申し上げます。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 1 居宅介護サービス給付費から、8 ページ、款 2 保険給付費、項 5 特定入所者介護サービス等費、目 1 特定入所者介護サービス費につきましては、居宅介護サービス及び施設サービス給付費等に係る実績見込みにより、それぞれ調整を行い、合計で890万円を減額計上いたしました。

款 5 地域支援事業費、項 1 介護予防日常生活支援総合事業費、目 1 訪問型サービス事業につきましては、要支援者の要介護度が上がり、介護サービスへ移行した方が数名おられたため、対象者数が減少したことにより100万円を減額計上いたしました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 4 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第 5 号 令和 6 年度大和村大和の園特別会計補正予算（第 4 号）について

○議長（藏 正君）

日程第10、議案第5号、令和6年度大和村大和の園特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和6年度大和村大和の園特別会計補正予算（第4号）について、提案の理由を申し上げます。

令和6年度大和村大和の園特別会計補正予算（第4号）につきましては、繰入金の増額やサービス事業費の増額など、歳入歳出それぞれ1,354万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、大和の園園長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

令和6年度大和村大和の園特別会計補正予算（第4号）について、内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,354万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,941万3,000円にしようとするものです。

6ページの歳入から御説明いたします。

款5繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金を財源不足を補うため1,354万6,000円増額計上いたしました。

次に、7ページの歳出について主なものを御説明いたします。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の1,299万6,000円の増額につきましては、人事院勧告によるものです。

次に、8ページをお願いいたします。

款3施設整備費、項2施設整備費、目1施設整備費におきましては、空調機等の修繕のため50万円を増額計上いたしました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○3番（前田清和君）

1点だけお伺いいたします。6ページの歳入ですが、これは基金繰入金で1,354万余り、これは歳出を見れば、ほぼほぼ一般管理費、人件費が1,290万、ほぼほぼこれは人件費に移っているような状況だというふうに理解しております。今後、この人件費というのは、会計年度職員もそうですけど、期末手当等上がり、これから当局においても人件費は増額は間違いなく上がってくるだろうというふうに思っております。現在、その大和の園で働いている正職員含め、会計年度職員は今何名おられて、今入居者は何名入居されているのか、人数が分かれば教えてください。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

現在の大和の園の職員につきましては、正規職員が6名、会計年度任用職員が32名ということで、計38名が勤務をしております。入所者につきましては、本日現在、長期利用者が34名となっております。以上です。

○3番（前田清和君）

大和の園は50床というふうに聞いておりまして、先ほど園長の話を書けば34床、16床は空いている。その16床のうち短期ステイ、長期ステイ、含めて今稼働されているというふうに思っておりますが、この職員6名と会計年度32名、合計38名、そのうちのほぼほぼ1日出勤される職員というのは、会計年度含めて、何人ぐらい体制でこの34人、また長期短期ステイの方々を見られているのか。1日どれぐらいの人数で回されているのか、お願いいたします。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

1日の勤務の職員の人数なんですが、大体平均で18名ぐらいとなっております。

○3番（前田清和君）

園長、この18名で1日はどんな現状なんですかね。人数が足りないというか、余裕を持つての18名なのか、いっぱいいっぱいの18名体制で、大体平均してやっているのか、お願いいたします。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

18名の内訳は、看護職員、介護職員、洗濯員、事務員等々、いろんな職種がありますけれども、現在の体制については充足をしているというふうに考えています。

○3番（前田清和君）

最後になりますけど、1日平均大体18名体制でやられているということではありますが、やっぱりこの人件費ということを考えたときにですね、やっぱり効率よく、やはりこの人件費を少しでも削減することが、行政の大和の園の運営にも関わってくると思います。今後、この繰入、基金繰入が多分、年々このままの体制でいけば増えてくるのかなと、大和の園自体の運営が大変厳しいものになってくるのかなというふうに思っておりますので、やっぱりこの人件費に関しては、大和の園に限らず、それぞれの課でも、やっぱり考える時期に来ているのかなと思いますので、大和の園の運営に関しては、やっぱり働く体制とか、やっぱり入居者が減れば減るほど収入も減るわけですね。であれば、入居者が減っていく以上、人件費はどんどん上がってきて、どうしても年々年々大変な運営になってくると思いますので、その34床をせめて40床ぐらいにして、まずは収入も増やしながら、そこから人件費を歳出しながらというふうにしていかないと、収入が入って来ないけど人件費は増える一方となると、大変厳しい状況が続くのではないかなというふうに思っております。昔はよく50床あっても順番待ちで入れなかったという、そういう10数年前はそういうふうにも聞いておりますが、今はもうほぼほぼ介護3であれば入れる状況になっていますので、やっぱり少しでも、やっぱり収入に合った人件費歳出というのも、今後考えるべきではないかなと思いますので、是非、令和7年度以降、またそういうふうに、また、していただければと思います。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

議員のおっしゃるとおり、大変運営としては大変厳しいものがあるというふうに認識をしております。それに伴いまして、令和7年度総合福祉検討委員会の作業部会の中におきまして、現在、外部アドバイザーからのいろんなアドバイスもいただいておりますので、早い期間で今後の方向性、どのような展開をしていくのかというのを、方向性を決めたいというふうに考えております。以上です。

○議長（藏 正君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第6号 令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（藏 正君）

日程第11、議案第6号、令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、一般会計繰入金の減額や後期高齢者医療連合納付金の減額により、それぞれ106万円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106万円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,755万6,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金につきましては、職員給与費等の人件費調整及び保険基盤安定繰入金の交付決定に伴い、合計で106万円を減額計上いたしました。

次に、7ページの歳出を御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、人事院勧告による人件費の増額及び担当者会議オンライン参加による旅費減額として17万円を増額計上いたしました。

款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険基盤安定負担金額の決定により123万円を減額計上いたしました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第7号 令和6年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（藏 正君）

日程第12、議案第7号、令和6年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和6年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第4号）について、提案の理由を申し上げます。

令和6年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第4号）につきましても、収入におきましては簡易水道事業債の増額、支出におきましては人件費の人事院勧告に伴い増額を行いました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和6年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第4号）の内容について、御説明申し上げます。

令和6年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第4号）は、収益的支出の総額を185万1,000円増額し、資本的収入の総額を200万円の増額予算を計上いたしました。

補正予算の概要につきましては、補正予算書の1ページ、2ページに掲載されているとおりでございます。

それでは、補正予算説明書で説明させていただきます。

17ページをお開きください。

款1簡易水道事業費用、項1営業費用、目1原水費及び浄水費、節2手当及び節8法定福利費引当金繰入額の107万6,000円につきましては、人事院勧告等に伴う増額。同じく、款1簡易水道事業費用、項1営業費用、目2総経費、節1給料及び節2手当、節8法定福利費引当金繰入額の77万5,000円につきましても人事院勧告等により増額補正の予算を計上を行いました。

続いて、18ページをお開きください。

款1資本的収入、項1企業債、目1建設改良事業債、節1簡易水道事業債の200万円につきましては、簡易水道事業債の金額の変更に伴い増額補正の計上を行いました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第8号 令和6年度大和村集落排水事業会計補正予算（第4号）について

○議長（藏 正君）

日程第13、議案第8号、令和6年度大和村集落排水事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和6年度大和村集落排水事業会計補正予算（第4号）について、提案の理由を申し上げます。

令和6年度大和村集落排水事業会計補正予算（第4号）につきましては、収入においては集落排水事業債の増額、支出におきましては人件費の人事院勧告に伴い増額いたしました、行いました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和6年度大和村集落排水事業会計補正予算（第4号）の内容について、御説明申し上げます。

令和6年度大和村集落排水事業会計補正予算（第4号）は、収益的支出の総額を1万円増額し、資本的収入の総額を71万4,000円の増額予算を計上いたしました。

補正予算の概要については、補正予算書の1ページ、2ページに掲載されているとおりでございます。

それでは、補正予算説明書で説明させていただきます。

16ページをお開きください。

款1集落排水事業費用、項1営業費用、目1総経費、節1給料の1万円につきましては、人事院勧告によります増額補正を計上いたしました。

続いて、17ページの款1資本的収入、項1企業債、目1建設改良事業債、節1下水道事業債の71

万4,000円につきましては、下水道事業債の金額の変更によります増額補正を計上を行いました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。なお、15時10分から再開いたします。

休憩 午後 2時55分

-----○-----

再開 午後 3時10分

日程第14 議案第9号 令和7年度大和村一般会計予算について

日程第15 議案第10号 令和7年度大和村国民健康保険特別会計予算について

日程第16 議案第11号 令和7年度大和村大和診療所特別会計予算について

日程第17 議案第12号 令和7年度大和村介護保険特別会計予算について

日程第18 議案第13号 令和7年度大和村大和の園特別会計予算について

日程第19 議案第14号 令和7年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について

日程第20 議案第15号 令和7年度大和村簡易水道事業会計予算について

日程第21 議案第16号 令和7年度大和村集落排水事業会計予算について

○議長（藏 正君）

日程第14、議案第9号、令和7年度大和村一般会計予算についてから、日程第21、議案第16号、

令和7年度大和村集落排水事業会計予算について、以上の8件を一括議題といたします。

令和7年度各会計当初予算の編成に当たって、村長に施政方針及び提案理由並びに内容の説明を求めます。

なお、各会計の内容説明については、議案、日程の順を問わず、各関係課長において関係する議案の説明を一括して行い、内容については、簡潔にお願いいたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、施政方針を申し上げます。ちょっと時間が長くなりますけれども、今しばらくお付き合いをいただきたいと思います。

本日ここに令和7年度の予算並びに諸議案を御審議いただくにあたり、村政に対する初心を明らかにするとともに、主要施策と予算の概要を申し上げます、一般会計並びに各特別会計予算の提案理由とさせていただきますので、議会並びに村民各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、まず本村を取り巻く財政状況について申し上げます。本村の財政運営に大きな影響を与える国の令和7年度予算の概算要求にあたっての基本的な方針においては、経済財政運営と改革の基本方針2024に基づき、デフレ完全脱却のための総合経済対策及びそれを具体化する予算の迅速かつ着実な執行に全力を尽くしつつ、春季労使交渉による賃上げの流れを、中小企業、小規模事業者、地方等でも実現し、医療、介護など公的価格に基づく賃金の引上げ、最低賃金の引上げを実行するとし、物価上昇を上回る賃金上昇が定着することを目指し、持続的・構造的な賃上げの実現に向けた三位一体の労働市場改革、生産性向上に向けた国内投資の拡大等を通じて潜在成長率の引上げを図る経済財政運営を行うとしております。このような方針に基づいて編成された令和7年度の国の一般会計予算、令和6年12月27日閣議決定の規模は、前年度対比2兆9,698億円増の115兆5,415億円で、基礎的財政収支対象経費は87兆3,236円となっております。鹿児島県においては、引き続き本格的な人口減少や少子高齢化の進行、不安定な海外経済情勢等による物価の高騰、グローバル化やデジタル化の進展、カーボンニュートラルの実現など、社会経済情勢の変化に対応しつつ、本県の基幹産業である農林水産業、観光関連産業など、鹿児島の稼ぐ力の向上、地域や各種産業を支える人材育成、結婚、妊娠、出産、子育てしやすい環境の整備や高齢者が健やかで生きがいを持つ社会の形成など、鹿児島未来創造ビジョンに掲げた各案の施策に積極的に取り組むとされております。

それでは、令和7年度本村の行財政の基本方針について申し上げます。

令和7年度は、コロナ禍も収束し、これから世界自然遺産登録効果が本格的に発揮されることが期待される中、昨年オープンしました奄美大島初の天然温泉施設である奄美温泉大和ハナハナビーチリゾートに続き、4月にはアミノクロウサギミュージアムQ u r u G u r uのオープンも控えるなど、更なる観光交流の増加が見込まれますことから、本村が更に発展する年になるよう、各種事業に取り組んでまいりたいと思います。

また、令和5年度から令和14年度を計画期間とする第6次大和村総合振興計画に基づき、基本目標として安心して暮らせる健康な村づくり、自然と共生し、安全で豊かな生活環境づくり、地域性を生かした多彩な産業づくり、活力と愛郷心ある人材を育む村づくり、協働で担い合う村づくり、健全で開かれた行財政運営が行われる村づくりの六つの基本目標を掲げ、本村の新たな将来像である小さくとも光り輝き続ける村の実現に向け、各施策の実施に取り組んでまいります。

また、総合振興計画において重点プロジェクトとして位置付けるまち・ひと・しごと創生総合戦略は、令和7年度から第3期目の計画期間となり、本村を取り巻く社会環境の変化等を的確に捉え、新たな戦略事業に注力して取り組むことで、本村の喫緊の課題である少子高齢化、人口減少対策、地域経済活性化等の課題解決を図ってまいります。

本村も近年の大型事業の実施などもあり、計画的な財政運営がより一層必要とされますが、行政サービスの維持向上に努め、小さくとも光り輝き続ける村を基本理念に、諸施策を推進してまいりました。しかし、依然として約80.6%を依存財源に頼らなければならない財政状況下であるため、国の地方財政対策に留意して予算編成を行ったところであります。本村の歳入の約45.9%を占める地方交付税においては、国の動向を注視しながら今後の財政運営を進めていくことが重要であると考えております。

今後は、運用開始から2年目を迎える簡易水道事業及び集落排水事業における公営企業化や自治体システム標準化関連のマイナンバーを利用したデジタル推進が求められる中、限られた職員、財源の中で行政サービスを維持しつつ、村民の福祉の向上を図ることを第一に、職員の大島支庁への派遣継続と合わせ、鹿児島県への職員派遣も計画的に取り組むほか、各種研修の実施、受講による人材育成に務め、職員の資質向上を図りながら、全職員が行政サービスの向上を念頭に置き、本村の基本理念の実現に向け、より効果的な行政を進めるために、（１）行財政改革の推進、（２）農林水産業の振興と企業と連携したブランディングの推進による特産品の促進、（３）高等教育機関との連携による関係人口の創出と定住促進、（４）官民連携による観光振興と自然保護の推進、（５）福祉政策と教育環境の充実した村づくりの推進、（６）道路交通網生活環境の整備促進、（７）防災力向上による安全・安心な村づくりの推進、以上7つの基本方針を定め予算編成を行いました。

次に、予算の概要について申し上げます。

一般会計の予算総額は、35億5,879万4,000円となりました。主な内容といたしまして、歳入におきましては、地方交付税国庫支出金、村債、県支出金、繰入金で歳入総額の約89.2%に当たる31億7,362万2,000円を見込みました。歳出におきましては、国の全国瞬時警報システムJアラート機器更新、集落放送無線化事業として4,980万円、社会資本整備総合交付金事業及び防災安全交付金事業として3億1,770万2,000円を計上いたしました。また、村民の重要な交通手段であります直行バスについては、運行委託の継続とあわせて移動支援車両きびきび号の安定的な運行を図ることとあわせて、アマミノクロウサギミュージアムQuruGuru関係費用及び子育て支援対策並びに定住

促進対策費を予算計上するほか、村民に身近な生活基盤の整備や扶助費等については、財政上可能な限り取り入れる一方、村民福祉の向上のために福祉事務所の運営充実を図るとともに、マイナンバーカード交付率の向上とあわせてデジタル化の推進を図るため、3月から住民票及び印鑑証明書等のコンビニ交付が可能となり、平日は名音郵便局及び休日には役場でのそれぞれキヨスク端末活用による交付を継続することで、住民サービスの向上に努めてまいります。

次に、基本方針実現のための主要施策について申し上げます。

まず、1点目は行財政改革の推進についてであります。令和2年度に実施した庁舎耐震化改修事業やアマミノクロウサギミュージアムQ u r u G u r u等の大型事業の実施により、地方債残高が増加している傾向にあるほか、昨年より会計年度任用職員の勤勉手当の支給が開始されたことによる経常経費の増加が見込まれることなどから、今後も交付税措置率の高い地方債を活用することや計画的な事業の実施による新規発行起債の抑制及び繰上償還等の実施により地方債現在高の減少に努め、引き続き行財政改革を推進し、行政事務全般における見直しと財政構造の弾力性を示す経常収支比率をはじめとする財政仕様の改善を図るべく、歳入歳出の徹底した見直しを図り、健全財政の確立に努めてまいります。

歳入につきましては、村税の適正課税と収納率の向上に努めるとともに、ふるさと納税に関しましても、既に加算済みでありますふるさと納税サイトさとふる、ふるさとチョイスに加え、昨年9月から新たに楽天ふるさと納税へ加入し、窓口の拡充を図っているほか、近隣自治体の取組状況等も調査することとあわせて、新たな返礼品となる特産品の開発を促進し、現在の返礼品の安定供給を図りながら、財源の確保に取組を進めるほか、温泉施設の開設に伴う入湯税に加え、令和7年度から当該施設の固定資産税及び社員の雇用に伴う住民税等の税收増も見込めることから、新たな自主財源の確保にも取り組んでまいります。

また、各種事業の実施に当たっては、国・県の動向を注視しながら、奄振交付金を主とする有効な交付金の活用にも努めるほか、村債についても辺地債や過疎債及び緊急防災減災事業債など、できるだけ交付税措置率の高い有利な起債を導入するなど、引き続き財政負担の抑制に努めてまいります。

村税等の未収金対策については、重点課題と捉え、住宅使用料における徴収専門員を配置したことによる滞納額の改善傾向が見られることから、継続して取組を進めながら、各種税等の徴収も合わせて総務課、住民税務課で連携を図り、村民に不公平感のないよう徴収体制の強化を図りながら、収納率の向上による自主財源の確保に努めてまいります。

また、奨学資金の貸付返済滞納分につきましても、定期的な滞納者への電話連絡とあわせまして、償還計画の見直し及び臨時個別訪問も継続して行い、適正な徴収対策に努めてまいります。

歳出につきましては、経費の節減、合理化を図り、消費的経費の抑制に努め、特にここ数年上昇してきている物件費の抑制を図りながら、財政運営の健全性を保つことに努めてまいります。

そのほか国が全国的に推進する自治体システム標準化に向けた取組を、年次的に進めるとも

に、標準システム以外の業務においても、電算化による業務効率の改善を図ることで、行政サービスの向上に努めてまいります。

また、令和5年度から制度開始となった職員の定年引上げにつきましては、該当職員の意向を考慮した上で、職員採用における適正な人員管理と業務分担及び人員配置に努めてまいります。

2点目は、農林水産業の振興と企業と連携したブランディングの推進による特産品の促進についてであります。農業の振興につきましては、1、園地の農地巡回指導の強化や品目別研修会実施のほか、村単独助成事業を継続して実施し、農家の生産意欲向上に取り組みます。

2、スモモについては、果樹の村再生のために、安定した生産量の確保が必須であり、引き続き関係機関と連携を図り、対策について進めてまいります。また、鹿児島県の食の安心安全推進基本計画に基づき、スモモの認証取得K-GAPを引き続き取得し、高価格での取引ができるよう取組ながら、共販量及び加工原料の確保に努めるとともに、皇室献上品として村境への看板を設置し、PR推進を図ってまいります。スモモフェスタについては、村内外に対して大きなPR効果があることから、スモモの可能性を生かしたイベントとして継続して取り組みます。

3、タンカンについては、タンカン産地として実績のある福元地区の立地条件と環境的特徴を有効活用し、栽培技術及び品質向上を図るとともに、奄美大島果樹選果場の光センサーを活用したタンカンの品質保証に努め、企業と連携したブランディングを推進します。また、交流自治体であります神奈川県大和市の物産展への出展や、各郷友会とも連携を図り、販路の拡大に継続して取り組みます。

4、湯湾釜選果場の運営については、引き続き村直営で行い、合同会社ひらとみと連携した雇用の確保に努めるほか、家庭選果の指導を徹底することにより、効果的な選果と品質の向上に取り組みます。また、台風による倒壊の被害を受けた選果場の護岸施設については、潮の影響を防ぐため、外郭施設等の整備検討を進めてまいります。

5、担い手農家の育成として、認定農業者や指導農業士と連携を図り、農家指導や新規就農者の確保に取り組むとともに、耕作放棄地の解消に努めます。

6、アマミノクロウサギによるタンカンの樹皮食害対策やイノシシ等の有害鳥獣による農作物の被害防止については、鳥獣被害対策実践事業を継続して活用し、計画的な侵入防止柵の整備に取り組み、被害の軽減に努めます。また、イノシシ肉を活用したジビエ加工品の開発にあわせ、食肉処理の在り方についても継続して検討してまいります。

7、市場集出荷委託事業については、利用者の更なる生産意欲の向上を目指し、栽培研修会を定期的に開催するなど、生産性の向上や高齢者の生きがいに取り組むほか、新たな出荷先として奄美温泉大和ハナハナビーチリゾートと連携した地産地消を推進し、新たな園芸作物にも取組を進め、地域資源を活かした一次産業の活性化に努めます。

8、大和まほろば館については、特産品の情報発信と販売促進を継続し、施設の安定経営に努めるとともに、直売所の充実を図るため、まほろば大和生活研究グループや合同会社ひらとみ、農林

水産業従事者などと連携し、販売商品の充実に努めます。

9、加工品については、企業と連携したブランディングを図るとともに、地域資源を活用した開発に、加工グループと連携して取り組みます。

10、実証農園については、スモモ、タンカン、シイタケ等の収穫体験などの体験型観光農園の推進に取り組むほか、減農薬栽培によるタンカン果樹オーナー制度の実施を進めます。

11、農業委員や農地利用適正化推進員による遊休農地の解消を図るとともに、将来の農地の在り方を示した地域計画による効率的な営農環境に取り組みます。また、農地の維持については、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金を活用し、地域活動や営農活動への継続した活動の支援を行います。

12、合同会社ひらとみの運営については、幅広い経営と雇用創出により、合同会社としての機能充実に取り組むほか、農家と企業を介した特産品の販売促進に取り組みます。また、農家サービスを第一とした販売業務、農作業受託の継続とともに、村民にとって利用しやすい業務運営を図ります。

林業の振興につきましては、1、里山林等保全管理促進事業や森林環境譲与税を活用し、防災等の観点から集落周辺の荒廃した雑木の伐採を推進し、家屋の安全を確保するほか、森林の公益的機能の維持増進を図ります。

2、特養林産物であるシキミ苗木や肥料の助成、シイタケ種ゴマ助成などの村単独事業を継続するほか、実証農園においてもシイタケ栽培の拡大に努め、生産量の増加に取り組みます。

3、有害鳥獣対策として、イノシシ駆除やノヤギ駆除を継続するほか、カラス対策につきましても補助事業を活用し、新たなカラス捕獲機の整備に取り組みます。

水産業の振興につきましては、1、離島漁業再生支援交付金を活用し、漁業所得の向上に努めるほか、漁具購入助成、水揚げ出荷助成を継続して実施し、漁家支援に取り組みます。

2、サンゴ礁保全対策事業により、村内海域における現状の把握に努めるとともに、漁場環境保全に取り組みます。

3、まほろば大和漁業集落と連携したおさかな祭を行い、地域資源を活かした魚食の普及と地産地消の推進を図ります。

4、水産加工施設の管理運営に関しては、いしょむん会やまほろば大和漁業集落と連携し、施設の利用促進に取り組みます。

5、名音漁港の船舶への荷降ろしの労力軽減を図るため、小型クレーンの整備を進めるほか、施設内の老朽化した施設等の再整備を図ります。

6、名音漁港、今里漁港のトイレについては、両集落における管理委託を継続するとともに、定期的な巡回を実施し、適正な管理に努めます。

7、体験型観光の観点から、大和村集落まるごと体験協議会やまほろば大和漁業集落とも連携し、ブルーツーリズムの推進に取り組みます。

商工業の振興につきましては、１、村内商店の経営状況が厳しい中、村独自の元気度アップポイント事業を継続し、村内商店の利用促進を図るほか、あまみ商工会への補助金の増額にあわせて、新たに販路開拓支援の補助を行うなど、あまみ商工会による経営改善普及指導等を支援します。また、鹿児島産業支援センターや奄美群島広域事務組合が実施している創業支援補助の周知及び金融機関からの借入金に対し、制度を活用した利子補給を継続して行い、事業者支援に努めます。

２、起業創業ステップアップ助成金を継続して実施し、新たに創業する事業者、事業の拡大拡充を行う事業者の支援を行い、村内商工業等の活性化を図ります。また、村内事業者支援として、備品購入に係る経費の一部助成を新規事業として取り組みます。

３、物価高騰対策支援として、村民の消費生活支援と商工事業者の経営支援の両面での効果が見込める国の交付金を活用した地域商品券事業の実施に引き続き取り組みます。

３点目は、高等教育機関との連携による関係人口の創出と定住促進についてであります。高等教育機関との連携による村の活性化について、アマミノクロウサギミュージアムQ u r u G u r uにおける学術的調査研究等に関する連携協定を締結している東京農工大学との相互協力による調査研究を行い、クロウサギを中心とした奄美の自然環境に関する知の集積を図り、その得られた研究成果を地域の将来を担う子供たちに還元する流れを構築するとともに、平成26年度から連携関係にあります鹿児島国際大学をはじめ、そのほか広く学生のフィールドワークを受け入れることで、関係人口の創出に努めてまいります。

また、定住促進対策につきましては、村独自の公営住宅使用料助成や住宅改修助成制度等を継続するとともに、民間団体との連携による空き家活用を推進することで、定住促進に関する取組を強化し、村外からの転入促進、村内からの転出抑制を図り、大和村まち・ひと・しごと総合戦略で設定した将来目標人口の実現に向けて各種施策を進めてまいりたいと考えております。

１、名音地区のゲストハウス及び令和４年度に整備した旧戸円校の施設をフリーな事務スペースとして利用できるコワーキング施設として、更に鹿児島国際大学、インフィニティ国際学院、東京農工大学等のフィールドワークの場として有効利用できるよう運用しながら、関係人口の創出、関係人口から定住人口への良好な流れを構築し、定住促進による持続可能な地域活性化に取り組みます。

２、個人の行う住宅改修助成金及び令和６年度から子供の人数に応じた助成金額加算を実施しております新築住宅助成金を継続実施するとともに、単身者向け、世帯向けの定住促進住宅の整備、行政主導での空き家改修による移住定住促進に資する住居の確保にあわせ、奄美群島内で空き家利活用を中心とした移住定住支援を行っております民間団体と連携し、民間の力を活用した空き家の利活用を継続展開することで、更なる定住促進に取り組みます。

３、民間賃貸住宅整備助成金の継続実施や新たな大和村政策住宅の整備検討など、民間資本による賃貸住宅の検討を進めてまいります。

４、出産祝金をはじめ育児助成金、新築住宅助成金、里親助成金、今里親子留学助成金、住宅改

修助成金、結婚応援助成金などの交付を引き続き行いながら、定住促進の推進に取り組めます。

5、人口減少対策としましては、転出した本村出身者のUターンを促進するために、大和村振興基金奨学金利用者を対象として、大和村へUターンをした場合には、その返済に対しての助成を継続するほか、その制度に対しても奨学資金の利用開始時点で対象者へ幅広く周知を図ってまいります。

6、村営住宅家賃助成制度を引き続き実施し、低所得者向け住宅からの転出抑制に取り組み、入居者に快適な住環境を提供することに努めます。

4点目は、官民連携による観光振興と自然保護の推進についてであります。観光の振興につきましては、コロナ禍も収束し、観光入込みに関しましても、コロナ禍以前の入込み状況に戻りつつある中、世界自然遺産登録による観光面での効果が、これから本格的に発揮されてくることが期待されるところであります。本村におきましても、昨年オープンしました奄美大島初の天然温泉施設である奄美温泉大和ハナハナビーチリゾートに続き、4月にはアミノクロウサギミュージアムQuruGuruのオープンも控えるなど、更なる観光振興を軸とした地域経済の活性化が期待されるところであります。また、宮古崎トンネル開通による利便性の向上により、クルーズ船の団体客も本村を訪れるようになっております。クルーズ船の団体客は、本村にとって新たな観光市場の開拓分野と成り得ることから、官民一体となって、その受入体制の強化に取り組めます。このような本村を取り巻く良好な社会環境の変化を最大限に活かすため、関係団体と連携し、より一層の観光受入体制の強化、魅力ある観光地づくりに取り組み、通過型観光から滞在型観光への転換を図ることで、効果的な観光外貨獲得に努めてまいります。

1、島内島外と来訪者の属性を問わない集客施設になることが期待されます奄美温泉大和ハナハナビーチリゾートと大和村集落まると体験協議会、4月にオープン予定のアミノクロウサギミュージアムQuruGuruとの連携強化を図り、村内全域でその集客効果が発揮されるよう取り組みます。

2、まほろば水と森公園再整備を実施し、アミノクロウサギミュージアムQuruGuruと奄美野生生物保護センターを含め、当該公園エリア周辺を自然の学び場としての再整備を図ることで、一体化に取り組めます。

3、農業体験を基軸とした大和村ふるさとワーキングホリデー開催による関係人口の創出に、大和村集落まると体験協議会、農家と連携して取り組みます。

4、奄美大島観光において、特に閑散期に当たる冬場に観光誘客キャンペーン、ウイラブ大和村を実施し、観光需要を喚起することで、効果的な誘客を促進することにより、観光関連事業者への支援及び観光外貨獲得に取り組めます。

5、アミノクロウサギミュージアムQuruGuruにおいて、来館者にクロウサギを中心とした奄美の自然が置かれている現状、そしてその保護に関する課題、人としてどのように自然と関わり、保護していくかを学ぶ場を提供することで、オーバーユースによる環境負荷を軽減させるこ

とを目的とした分散型観光を推奨し、観光振興と自然保護の推進に努めるほか、アマミノクロウサギの学術的調査、研究等に関する連携協定を締結した東京農工大学とともに、知の集積を図ることにあわせて、得られた研究成果を地域の将来を担う児童生徒へ継承する機会として、奄美自然環境シンポジウムの開催に取り組みます。

6、奄美大島観光物産連盟や奄美群島観光物産協会と連携を図り、観光客における受入体制の情報を共有するとともに、奄美シマ博覧会出展者へ登録費用助成を継続することで、本村の体験型観光商品を掲載し、誘客を図るほか、奄美満喫ツアーを利用した本村への誘致活動を継続して行い、交流人口の増加とそのリピーターの確保に取り組みます。また、観光客のリピーター化を促進するため、景勝地や観光施設等の整備や充実化だけでなく、島の宝である自然、歴史、文化、そして人という独自の魅力を観光資源として活用する体験型観光プログラムにおいて、ホスピタリティの更なる向上を図り、集落民と交流を促進し、観光地を訪れるのではなく、人に会いに来るという新しい観光の在り方に取り組みます。

7、奄美フォレストポリスの管理については、指定管理者との連携を密にし、適切な環境整備及び利用者へのサービス向上を図ります。また、今後の公園整備及び施設改修計画を円滑に行うことを目的に、年度内の整備内容を記載した管理公園の公園台帳整備に取り組みます。

8、鹿児島県観光事業の魅力ある観光地づくり事業を今後とも活用するとともに、令和元年度に開通した世界自然遺産奄美トレイルコース大和村エリアの周知を図るほか、トレイルコースと連携した観光ルートの構築など、情報発信を強化いたします。

9、大和村の魅力を発信するため、観光ガイドブックやドライブマップの活用、ホームページやその他のSNSを活用しながら、観光情報掲載の充実に取り組みます。

10、新たな観光集客施設である奄美温泉大和ハナハナビーチリゾート及びアマミノクロウサギミュージアムQuruGuru、大和村集落まると体験協議会が密接な連携を図り、観光客を施設や事業者間でお互いに紹介しあうことで、村内での周遊効果を高め、更なる観光外貨の獲得向上に取り組みます。また、観光客の周遊性を更に高め、村内を周遊することが一種のアクティビティであり、本村の持つ独自の魅力を体感、発見してもらう巡る楽しみを提供するデジタルスタンプラリーシステムの利用促進に取り組みます。

11、島内外で開催されますイベント等へ観光大使城南海氏や奄美島唄デュオすももを派遣することにより、本村のPR情報の発信に努めます。

12、世界自然遺産登録後の自然保護活動として、環境省を中心に、鹿児島、沖縄両県をはじめ、群島内各市町村と連携を継続し、コア地域における外来種駆除やロードキル対策、違法な動植物の捕獲、採取対策を実施し、自然保護に対しての管理の充実に努めます。また、奄美沖縄世界遺産登録記念日の毎年7月26日前後の日曜日に、集落内の清掃等を呼びかけ、村民の自発的環境保護活動の参加を促進します。

13、今年2月18日にアマミノクロウサギミュージアムQuruGuruと鹿児島市平川動物公園

とクロウサギを中心とした奄美大島の希少野生動物種の保全に係る課題を共有し、それらの解決に向けた取組について協働することを目的とした連携協定を締結しており、相互協力による調査研究だけでなく、そこで得られた成果を次世代を担う子供たちへ還元することで、自然保護に関する普及啓発及び意識醸成に取り組めます。

14、世界自然遺産登録実現効果を最大限に発揮することを目的に、会員数約110万人の会員組織総合アウトドアメーカーモンベルクラブの会員へ情報発信を行うモンベルフレンドエリアへ、奄美大島5市町村連携で奄美大島として登録し、自然体験志向の高い方々に注力した情報発信に努めます。

15、自然体験志向の高い来訪者の観光満足度向上を図り、リピーター化を促進するため、奄美群島登録認定エコツアーガイドの育成に取り組めます。

16、奄美大島自然保護協議会における取組や、奄美野生生物保護センター及び奄美大島世界遺産センターと連携し、自然保護に関する普及啓発を行うほか、村独自でも奄美自然環境シンポジウムを開催し、地域の将来を担う児童生徒を中心に自然環境保全の意識醸成に努めます。

17、植生破壊等による生態系への被害を防止するため、継続してヤギ被害防除対策事業によりノヤギの駆除を実施するとともに、ノイヌ、ノネコ対策についても関係機関と連携して取り組めます。

18、今後も計画される観光拠点施設整備等については、年次計画を立て観光動向や観光嗜好の時流の変化を的確に捉えるとともに、持続可能な運営の在り方を明確にし、その整備に努めます。

19、あまみFMについては、多くの村民が聴取する情報源として大変有効な手段であるため、広報やまとラジオ便の活用など、大和村としての独自性を活かした身近な生活情報や災害時の防災情報など、村の充実した情報を積極的に提供し、村の広報PRに努めます。

20、神奈川県大和市のコミュニティFM、FMやまと内で本村の地域情報を伝える番組、大和村の教えてしまっちゃんを活用し、関東圏での情報発信に努めます。

21、伝統文化を活用した体験型観光メニューとして、今後体験利用の増加が見込まれる八月踊り等の伝統文化継承を図る必要があります。そのため成果を披露し、自らの習熟度度合いを実感することにより、継承意欲を促進する機会の創出を目的として、関西大和会総会へ大和八月踊り保存会を派遣することに努めます。

22、広報大和の更なる充実や防災行政無線等による広報活動、SNS等を活用し、効果的な情報発信に努めます。

23、村のホームページ運用については、令和7年度においても、見やすさ、使いやすさ、探しやすさを追求し、村内の観光情報やイベント情報などを更新するとともに、より魅力ある効果的な情報の発信に努めます。

5点目は、福祉政策と教育環境の充実した村づくりの推進についてであります。大和村民が安心して生きがいのある生活を送るため、子育て支援策の更なる充実をはじめ、食に対する介護予防施

策の強化、障害者や要介護者に対する施策の拡充など、誰もが安心して暮らせる総合的な福祉の充実した村づくりに努めることとあわせ、これからの大和村を担う子供たちが生涯に渡ってたくましく生きる力を身に付け、安心して学び、成長していける教育環境の整備に努めてまいります。

1、令和6年度に策定いたしました第3期子ども子育て支援計画に基づき、魅力ある保育体制整備や子育て支援体制の充実を目指した認定こども園やこども家庭センター設置準備を進めるとともに、ファミリーサポートセンターの活用により、きめ細かに子育て支援体制の構築を図ります。

2、子育て支援策といたしまして、令和6年度には新たにブックスタート、不妊治療旅費助成の拡充、産後ケア事業の新設を行いました。更なる子育て支援と幼児教育推進を図るため、子育てサロンや保育所歯科教室、英語教室の拡充を行います。

3、医療費の負担軽減を図るため、18歳以下の子供に係る医療費の窓口無料化を実施します。

4、食支援と介護予防の充実を図るため、食生活改善推進員等の住民組織や民間企業とも連携し、夏休み等の長期休暇中の子供への食事提供や地域交流につながるための支援を行います。

5、令和6年度に新設しましたががん患者ウィッグ購入助成を継続するとともに、難聴者及び移動困難者に対する施策の拡充に努めます。

6、健診の現状と意義の周知を図るとともに、健診未受診者への訪問強化を行い、健診受診率の向上と予防対策に努めます。

7、質の高い介護と持続可能な地域包括ケアシステムの提供を図るため、福祉のつどい等を通じ支え合いや住民主体活動の重要性について、情報共有を図りながら集落長屋構想を含めた総合福祉計画の推進に努めます。

8、生活困窮や障害など、複合的な生活課題を有する方々を継続的に支援するため、福祉事務所や地域包括支援センター等、関係期間との連携を図り、縦走かつ包括的な相談支援体制の構築に努めます。

9、社会福祉協議会とも常に連携を図りながら、福祉サービス事業の推進を支援します。

10、大和診療所における医師の任期が終了することから、その医療体制については、鹿児島県や郡医師会との連携のもとで、今後も安定した医療の提供に努めてまいります。

11、交通弱者への支援対策として、大和村直行バス及び令和5年7月から新たに運行を開始した移動支援車両きびきび号の安全な運行に努めます。

12、大和の園については、利用者が安全・安心で落ち着いた生活ができることと、地域や利用者の御家族から信頼される施設づくりを目指すほか、職員の資質向上のための研修等を重ね、入所者が受けたい介護サービスの提供に努めます。また、利用者の機能訓練の充実と職員のスキルアップのほか、村内における今後の居宅介護と施設介護の在り方について、総合福祉検討委員会の作業部会において、今後の村内における介護需要の動向を見極めながら、集落構想とあわせて、今後の大和の園の運営の在り方や別の介護サービス事業への転換など、あらゆる選択肢を排除せず、協議を継続し、その計画案の実現に向けた体制づくりに取り組みます。

13、大和村内の小中学校においては、小規模校の特性を生かした教育活動を行っております。今後は、児童生徒や保護者のニーズに応じたよりきめ細かな支援を行うことが求められるため、特別支援教育の充実を図っていきます。児童生徒にとって必要な日常生活や学習のサポートを行う特別支援教育支援員を配置し、学校の先生方と連携して児童生徒の学びを充実させていきます。

14、国のGIGAスクール構想により、令和2年度に1人1台端末の配備を行いました。タブレット端末を活用した事業の充実やドリルアプリの活用、他校との遠隔合同授業の実施などでの活用を図っていきます。特に中学校においては、令和7年度から教科書が改訂されることから、生徒の学びの一層の充実を図るため、教師用指導書やデジタル教材の導入を行います。また現在、ICT環境の更新や進化を図る国や県の動向に注視しながら、適切に対応できるよう努めてまいります。

15、外国語教育の充実に向け、ALTを村内小中学校に派遣し、外国語活動、外国語科の充実を図り、小学校における外国語活動授業での経験を中学校で活かしていくようなスムーズな接続に取り組めます。

16、学校教育の補完的役割を目的として、学ぶ機会を増やし、子供たちの可能性を更に伸ばすことと、保護者の負担軽減を目的として、インターネットを活用した学習塾を実施し、中学校全学年を対象とするなど、拡大を図ってまいりました。今後も中学校全学年を対象に継続して行い、更なる充実に努めることとあわせ、高等教育課程以降の奨学金や入学準備金の貸付制度のほか、大島本島内専門学校通学助成も継続し、教育の場における保護者の負担軽減に努めます。

17、本村に在学する児童生徒の保護者に対して、経済的な理由により就学資金で困窮されている保護者につきましては、学用品の購入費助成や学校給食に係る経費助成などの就学援助を継続して実施してまいります。あわせまして、定住促進に必要な基礎的条件の整備及び給食費等、就学に係る保護者の負担軽減のため、小中学生育成助成を継続して実施してまいります。

18、学校整備事業としましては、令和3年度から令和12年度までの10カ年計画で策定をした大和村学校施設長寿命化計画の中間見直しを行い、学校施設の重要度及び劣化度に応じて、各施設の今後の方針を定め、計画的な保全を行い、安全で機能的な学習環境を整備するとともに、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減並びに予算の平準化とあわせまして、避難所としての機能の充実も図ります。また、大和中学校体育館の雨漏り対策につきましては、交付金事業の活用を行いながら、早期の完成を図り、児童生徒が明るく元気よく運動できる環境づくりにも取り組めます。

19、村内各小学校への遊具設置につきましては、年次的に整備を行い、児童の学校における健康増進を図ります。また、村直営でのスクールバス運行につきましても、利用しやすいように乗車場所を考慮しながら、今後とも児童生徒の通学をより安全で安心なものとして取り組めます。

20、村内における児童生徒を対象に、郷土の自然や文化等に触れる体験活動を支援するやまっ子スクールを継続して実施しながら、あわせて子供たちが本村の地域や社会について主体的に考え、村政への関心を高めるために、令和7年度におきましても子ども議会を継続して開催いたしま

す。

21、公民館講座につきましては、講座開催による生涯学習の促進に努めます。また、村民の学ぶ機会を増やすために新規講座を開設するなど、各種講座の充実のほか、読書活動の充実にも取り組みます。

22、本村の郷土芸能や伝統行事の活性化を図るため、村内の文化団体への助成を継続して行うこととあわせ、大和浜地区の棒踊り、なぎなた踊り、湯湾釜地区のむちもれ踊り、思勝地区のキトバレ踊りにつきましては、歴史的にも古く、学術的価値も高く評価されているため、村の無形文化財として指定されるように取り組んでまいります。更には、大棚地区と名音地区で承継されております八月踊りにつきましても、次世代へ受け継がれていくべきものであるため、これらについても村の無形民俗文化財として指定できるように取り組んでまいります。

23、本村の貴重な文化財や文化的資料の調査及び整理保管を継続的に行うために、令和7年度も学芸員を継続配置して、旧戸円校体育館に保管している貴重な文化財や各集落に点在するノロ祭祀関係の文化財を各学校空き教室へ移管し、今後の文化財観光に資する資源として保存してまいります。

24、県指定文化財である群倉の保存につきましては、屋根葺き替え用のリュウキュウチクの生育区域が限られて不足していることから、新たな生育区域の発掘を行い、安定的な資材の確保に努めてまいります。

25、村内スポーツイベントにつきましては、村民体育大会をはじめ、ジョギング大会、まほろばウオーキング大会、グラウンドゴルフ大会等を開催することにより、村民の交流の場を設けるとともに、交流人口の増加にもつながっているところであります。令和7年度におきましても、多くの村民が参加できるスポーツイベントを通常開催して、村民一人一人の健康増進につながるように努めてまいります。特に、まほろばウオーキング大会につきましては、村外からの参加者が年々増加傾向にあり、令和5年度、令和6年度とも約1,000名参加の一大イベントとしても定着しつつありますので、今後も大和村の一つのPR事業の一環としての大会になるように取り組んでまいります。

26、各種スポーツ大会及び地区大会、スポーツ少年団交歓大会におきましては、優秀な成績を納め、県大会、九州大会、全国大会への出場資格を獲得した団体並びに個人につきましては、これまでどおりに交通費、宿泊費の全額助成、その指導者及び保護者にも一部助成を継続して行い、本村の生涯スポーツ振興及び競技力の向上を図ります。

27、現代社会では、国際社会を意識した取組が新たに求められてきております。そのため児童生徒を中心に若年世代から国際感覚を養う必要があることから、大和中学校の生徒を台湾へ派遣し、学ぶ機会を創出し、国内外を問わず幅広い場面で活躍でき、地域活性化に資するグローバル人材の育成に取り組みます。

6点目は、道路交通網生活環境の整備促進についてであります。本村の活性化に最も重要な社会

基盤の整備については、生活の基盤である道路交通網や集落内の生活環境の整備等であるため、更なる整備促進に努めてまいります。

道路交通網の整備につきましては、1、本村の農業振興の拠点地区である福元地区や奄美フォレストポリスへのアクセス道路である村道大棚名音線については、今後とも継続して道路改良事業を実施し、安全なアクセス道路としての機能を高めることにより、農業振興及び観光振興の利用促進を図ります。

2、今後も市町村間の観光振興の連携を図るために、奄美フォレストポリスから宇検村へのアクセス道である村道福元湯湾線についても、道路改良事業を継続して行い、特別保護地区に隣接する道路であることから、環境に配慮した改良を行うとともに、機能向上と交通の利便性向上の確保に努めます

3、村道宝田線については、沿線に本村の主要果実であるスモモやタンカンの果樹園が多く存在し、産業振興における重要な路線であり、道路改良を継続して行い、大雨や台風災害等により強い法面对策及び排水対策により通行の安全性を確保します。

4、村道大和浜大棚線については、観光施設へのアクセス道路となることから、一部道路幅員の狭小により大型車両の離合が困難な箇所の道路改良事業を継続して行い、通行の円滑化及び安全を図ります。

5、集落内における生活道路対策としましては、名音地区の老朽化した集落内道路の舗装補修及び排水対策の生活道路対策エリア事業を継続し、湯湾釜地区内の集落道におきましても、村道本前線道路改良事業を継続して行い、安全性の確保に努めてまいります。また、生活道路対策エリア国直地区を集落排水事業と同時に施工し、集落内の老朽化した路面補修及び排水対策の改善を図ります。あわせまして、大棚集落内道路の村道大棚1号線についても、道路幅員が狭く、緊急車両も通行することから、道路改良事業を継続して行い、歩行者と車両の安全性向上を図ります。

6、橋梁につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、老朽化した橋梁は年次的に補修を行い、施設の維持管理に努めます。

7、村道等の除草や簡易的な路面補修等については、これまでどおりに迅速な維持補修と適正な管理に努め、安全で快適な通行を図ります。

8、主要地方道名瀬瀬戸内線の大金久戸円間のバイパス整備の早期着手に向けて、関係機関と連携して取り組みます。

生活環境の整備につきましては、1、住環境及び自然環境保全の観点から、生活排水処理対策として集落排水事業における村内一元化を図り、農業集落排水事業を推進しており、令和3年度までに中部地区までの接続環境整備が完了をしました。今後は東部地区の国直集落の整備を進めながら、早期完成を目指して年次計画に基づき、衛生的で快適な生活環境整備を進めるとともに、住民の皆様の御理解をいただきながら、前年度からの湯湾釜集落への接続助成金の制度を継続し、加入率の向上に取り組むほか、西部地区における施設の分散化を進めるために、設計業務に取り組みな

がら計画的な事業推進に取り組んでまいります。また、2年目を迎える公営企業会計については、将来に向けた経営戦略の推進を図りながら、財政状態や経営状況を明らかにしていき、経営の健全化を図られるように努めます。

2、大和村衛生センターの汚泥につきましては、これまで最終処分場にて焼却処分を行っていましたが、地球温暖化防止問題の一助になることとあわせ、環境循環型の形成を目指し、産業振興課と連携を図りながら、汚泥の肥料化の促進に取り組みます。

3、簡易水道事業につきましては、自然災害時に素早く対応するため、上水道施設の環境整備を図りながら、日常管理の適正化に努めてまいります。また、2年目を迎える公営企業会計については、集落排水事業同様、将来に向けた経営戦略の推進を図りながら、財政状態や経営状況を明らかにしていき、経営の健全化を図られるように努めます。

4、大和ダムについては、有効利用を図るため、台風等の大雨により水源地からの取水ができない場合には、国直集落から大金久集落への配管を活用した地下水の送水を行うことで、安定した水源の確保に努めます。

5、ごみの分別収集を行い、資源ごみのリサイクル促進を図り、減量化に努めるほか、ごみの分別に関する知識の普及に継続して取り組み、適正なごみ出しについてもパンフレット等の配布による周知広報等を行うとともに、分別の意識付けを図りながら、村内の美化に対する意識の強化に努めます。

6、集落内の野良猫対策につきましては、TNR事業を継続して実施するとともに、世界自然遺産登録にあわせノネコ対策についても関係機関と連携して、ネコ対策事業を推進するほか、飼い猫の適正な飼養を図るためのマイクロチップ装着率向上の促進を図るとともに、適正飼養に関する知識の普及に努めます。

7、大和村地球温暖化防止実行計画に基づき、脱炭素や省エネ再生エネルギーについての取組を進めるため、役場庁舎屋上及びアマミノクロウサギミュージアムQ u r u G u r uの屋上への太陽光パネルの設置を行い、温室効果ガスの削減に向けた活動の推進を図ります。また、公共施設における空調機等の使用電力抑制を図るとともに、廃棄物の減量化及び分別の徹底などについても、村民への普及啓発を図り、環境への負荷の軽減に努めます。

8、海岸漂着物回収事業については、定期的な巡視に努め、回収作業を継続して行い、各集落及び村内各種団体等の協力を得ながら、漂着ごみの迅速な対応を図ることで、美しい海浜景観の維持向上に努めます。

9、住宅の確保については、村独自に作成した住宅建設計画を更新し、定住促進住宅1棟を新築するほか、奄振交付金を活用した空き家改修において住居の確保を図りながら、NPO法人奄美空き家ラボと連携し、サブリース方式による民間主体の空き家利活用を促進することで、新たな住居の確保に取り組みます。

10、公営住宅については、大和村公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅等ストック改善事

業として、年次的に住宅周りの外壁や屋上防水の修繕等を行うこととあわせまして、経年劣化等による入居者からの修繕要望に対しても適宜対応を図り、住居の環境整備に努めるほか、入居者募集につきましても、退去後の改修を早急に進め、村ホームページなどによる公募を継続して行い、空き住宅の改善に努めます。

11、近年、人口減少及び少子高齢化の影響により、集落運営に関する重要な財源である字費の減少が見られることから、継続して集落支援助成を行うことで集落運営の支援に努めます。

12、光ケーブル高速通信網の整備については、村内全域で整備が完了し、村内における観光地や主要施設への公衆無線LANの整備につきましても、令和3年度に完了しておりますが、今後は適正な維持管理に努めます。

13、村内の各集落等における祭事等の開催時に活用してもらうための携帯Wi-Fiの利活用について周知を行い、通信環境の有効的な運用に努めます。

14、通信エリア改善に向けて関連企業へ要望を行っておりますが、今後も継続して通信エリアの改善に向けて努めるほか、第5世代移動通信システム、いわゆる5Gの提供エリア拡大についても要望を行って行きます。

7点目は、防災力向上による安全・安心な村づくりの推進についてであります。令和6年の元旦に発生しました能登半島地震や昨年は南海トラフ臨時情報が発令されるなど、災害がいつ起きるか分からない状況にある中で、地震、津波、大雨、台風などの様々な災害に対し、防災力の向上に努め、村民が安心して暮らせるよう安全・安心な村づくりの推進に努めてまいります。

1、防災行政無線の更新につきましては、3年計画で更新を進めてきました。令和7年度は国の全国瞬時警報システムJアラート及び鹿児島県システムの更新とあわせ、一部集落の集落放送の無線化を図り、村民へ迅速かつ正確な情報伝達に取り組みます。

2、地域防災計画に基づき、防災体制を強化するため、自主防災組織との連携と組織強化のための人材を育成できるよう、自主防災組織のリーダー育成研修派遣を計画的に継続して行うことで、災害体制の強化に努めます。

3、昨年の南海トラフ臨時情報発令を教訓に、奄美大島での被害が想定される津波に備え、津波を想定した想定浸水区域のハザードマップ作成と、SNSを利用した新たな情報伝達のためのシステム構築に努めます。

4、災害時の避難施設である集落公民館等については、避難所としての防災機能の向上が図られましたが、今後は各学校においても、避難所としての機能充実を図る上で、備蓄品等の拡充や奄振事業を活用した自家発電設備の整備に取り組むほか、避難所開設の際には、早急な対応が図られるよう、その体制づくりを構築し、避難所運営の充実に努めます。

5、豪雨や大地震での災害を教訓に、自然災害を教訓に、大和村地域防災計画を鹿児島県からの助言を基に、必要に応じて適宜更新を行い、災害に強い村づくりに取り組みます。

6、近年、自然災害が多く発生している中、消防本部を主とした連携を更に強化するためにも、

消防団車両資機材の計画的な更新を継続するとともに、団員の消防学校研修の継続とあわせ、女性消防団員の消防学校研修にも努め、団員の意識の高揚にも取り組みます。

7、村内各集落における消防水利機能向上のため、消防を主として点検を行い、消防力活動を有効に行うことを考慮した上で、防火水槽の増設及び更新に向け、計画的に取り組んでまいります。

8、昨年度策定した個別避難計画の更新を関係部局及び団体と連携を図り、適宜更新を行うこととあわせ、避難訓練の実施による村民の危機管理の向上と要支援者に対する避難につきましても、消防及び自主防災組織と情報を共有することで、高齢者への不安軽減に努めてまいります。

9、県事業であります砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業や高潮対策事業については、鹿児島県と連携を図りながら事業促進に努め、村民の生命財産を守ります。

以上、村政の基本方針と主要施策の概要を申し上げました。今後、大和村が小さくとも光り輝き続ける村として更なる発展を目指した上で、これからも初心を忘れることなく、本村の発展のために全力で取り組んでまいりたいと考えております。併せまして、国内の情勢動向に注視しながら、世界自然遺産登録や奄美温泉大和ハナハナビーチリゾートのほか、アマミノクロウサギミュージアムQuruguruのオープンを機に、更なる地域資源を活かした本村の持続可能な地域活性化に着手につながるよう、観光受入体制の充実強化に努めてまいりたいと考えております。令和7年度の財政状況におきましても苦慮するところではありますが、第6次大和村総合振興計画に基づき、大和村の発展に向け六つの基本目標に沿った施策を実現ができるよう、効率的な行政運営のもと、最少の経費で最大の効果を発揮することに努め、一人一人の村民が活力にあふれ、全ての世代が幸せに年齢を重ねることができる高齢社会を形作り、幸福感ある村を目指してまいります。そして、本村を取り巻く社会環境情勢が変化し続ける中、先人が守り続けた自然と築き上げた功績をたたえながら、次の世代へ語り継ぐこととあわせ、大和村が誇りとする豊かな自然と伝統文化を継承し、大和村の目指すべき新たな将来像である小さくとも光り輝き続ける村を実現するために、全力で取り組んでまいる所存であります。これからも村政の運営については、村民の声を生かすべく、村民の立場に立ち、施策実現のために全力を傾注してまいる所存でございますので、村議会並びに村民の皆様方の更なる御支援御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、施政方針とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○総務課長（政村勇二君）

令和7年度大和村一般会計予算について、内容の御説明を申し上げます。

令和7年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億5,879万4,000円で、前年度当初比当初対比187万円の減額予算にしようとするものであります。

予算の概要につきましては、村長の施政方針の中でも申し上げておりますが、詳細につきましては予算審査特別委員会におきまして御質問により御説明させていただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和7年度特別会計について、内容を御説明申し上げます。

議案第10号、令和7年度大和村国民健康保険特別会計予算について、議案第12号、令和7年度大和村介護保険特別会計予算について、議案第14号、令和7年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について、以上3件の特別会計につきましては、お配りしてあります資料のとおりでございます。

詳細につきましては、予算審査特別委員会におきまして、御質問により説明させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○大和診療所事務長（児玉明美君）

令和7年度特別会計について、内容の説明を申し上げます。

議案第11号、令和7年度大和村大和診療所特別会計予算につきましては、お手元にお配りしてあります資料のとおりでございます。

詳細につきましては、予算審査特別委員会におきまして、御質問により説明させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

令和7年度特別会計について、内容の説明を申し上げます。

議案第13号、令和7年度大和村大和の園特別会計予算については、お手元にお配りしてあります資料のとおりでございます。

詳細につきましては、予算審査特別委員会におきまして、御質問により説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和7年度公営企業会計について、内容の説明を申し上げます。

議案第15号、令和7年度大和村簡易水道事業会計予算について、議案第16号、令和7年度大和村集落排水事業会計予算について、以上2件の公営企業会計につきましては、お手元にお配りしてあります資料のとおりでございます。

詳細につきましては、予算審査特別委員会におきまして、御質問により説明させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏 正君）

ただいま令和7年度各会計予算の概要説明がありましたが、この後設置されます予算審査特別委員会におきまして詳細な審査を行う予定にしております。

したがって、本日は総務建設委員長の大綱質疑のみにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、令和7年度各会計予算に対する質疑については、総務建設委員長の大綱質疑のみを

行うことに決定いたしました。

それでは、2番、市田実孝総務建設委員長の大綱質疑を許可いたします。

○総務建設委員長（市田実孝君）

皆さん、こんにちは。令和7年第1回議会定例会に当たり、村長から令和7年度施政方針及び予算説明がありましたので、提案に対しましての大綱質疑を行います。

本村においては、昨年4月の温泉施設オープンにつづき、アミノクロウサギミュージアムQuruGuruが4月にオープンする予定となっており、さらなる交流人口の増加が期待され、その効果が本村全体へ波及することを願っております。

さて、令和7年度は次の7つの基本方針、行財政改革の推進、農林水産業の振興と企業と連携したブランディングの推進による特産品の促進、高等教育機関との連携による関係人口の創出と定住促進、官民連携による観光振興と自然保護の推進、福祉政策と教育環境の充実した村づくりの推進、道路交通網、生活環境の整備促進、防災力向上による安全・安心な村づくりの推進を柱に、限られた財源の中、村民の福祉向上を図ることを第一に予算が編成されております。

一般会計予算総額においては、前年度比0.1%187万円減の35億5,879万4,000円の予算編成となっております。令和7年度当初予算の主要施策について伺います。

まず、行財政改革について、日銀は昨年マイナス金利政策を解除し、昨年7月と今年1月に追加利上げを行い、現在政策金利は0.5%程度となっております。金利上昇で懸念されるのは地方債の利子の上昇です。辺地債と過疎債の利率は昨年2月末と今年2月末と比較し、どのような利率となっているのか。また令和7年度予算で発行予定となっている地方債は据え置き期間1年間でどの程度の金額の利子となると想定しているのか答弁を求めます。

次に水産業・商工業について伺います。

水産加工施設に関しては、いしょむん海やまほろばやまと漁業集落と連携し、施設の利用促進に取り組むとあるが、どのように利用を促進していかれるのか答弁を求めます。

物価高騰対策支援として、これまでも村民の消費生活支援と商工業者の経営支援の両面で効果の見込める地域商品券事業を実施してきました。令和7年度も国の交付金を活用した地域商品券事業の実施に引き続き取り組むとあるが、7年度の地域商品券事業はどのような内容の事業なのか答弁を求めます。

次に、定住促進について伺います。奄美温泉ハナハナビーチの従業員向けの政策住宅は、本村の人口減少対策及び村税収入増加策に効果をもたらしていると思います。新たな本村整備を検討するとあるが、どのような観点からの政策住宅を検討していかれるのか答弁を求めます。

次に、観光振興について伺います。

アミノクロウサギミュージアムQuruGuruのオープンが来月と期日が迫ってきております。施設運営を継続するには入館料収入も大事な財源だと思われます。オープンが迫る中、おおよそその運営方針も決まっていると思いますが、入館料は1人いくらとなるのか。団体割引の有無な

ど併せて答弁を求めます。

次に、福祉政策についてお伺いいたします。

食支援と介護予防の充実を図るため、食生活改善推進員等の住民組織や民間企業とも連携し、夏休み等の長期休暇中の子どもへの食事提供や地域交流につながるための支援を行うとあるが、どのような食事提供が行われるのか答弁を求めます。

次に、生涯学習についてお伺いいたします。

公民館講座について、村民の学ぶ機会を増やすために新規講座を開設するとあるが、どのような新規講座が開設されるのか答弁を求めます。

次に、生活環境整備についてお伺いいたします。

住環境及び自然環境保全の観点から、生活排水処理対策として、農業集落排水事業が推進されております。今後は東部地区の国直集落の整備を進めながら早期完成を目指すとしてされております。年次計画で何年度の完成を目指しておられるのか。また、昨年度からの接続助成金はどのような額になっているのか答弁を求めます。

大和村地球温暖化防止実行計画に基づき、脱炭素や省エネルギーについての取り組みを進めるため、役場庁舎屋上及びアマミノクロウサギミュージアムQ u r u G u r u屋上へ太陽光パネルの設置を行い、温室効果ガスの削減に向けた活動の推進を図るとされ、S D G s の取り組みとして有意義なものと思います。この太陽光パネル設置で発電される電力はそれぞれの程度を想定しておられるのか答弁を求めます。

最後に、防災力向上による安心・安全な村づくりについてお伺いいたします。

災害時での避難所として各集落公民館等については、避難所としての防災機能の向上が図られており、今後は各学校においても避難所としての機能充実を図るうえで備蓄品等の拡充や、奄振事業を活用した自家発電設備の整備に取り組むとされておりますが、自家発電設備は令和7年度全学校で整備されるのか答弁を求めます。

以上、壇上からとします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの大綱質疑にお答え申し上げます。

最初の、辺地債及び過疎債の昨年2月と比較した利率につきましては、財務省の公表している財政融資資金の借入利率は償還期間と据置期間で利率が異なりますが、過疎債の借入条件で比較しますと、昨年2月末の利率は0.7%でしたが、今年2月末では1.2%で前年比0.5%の増となっています。

また辺地債においても、昨年2月末では0.5%でしたが今年2月末では1.0%と前年比0.5%の増となっています。

次に、令和7年度予算で発行予定となっております地方債は据え置き期間1年間での利子の想定ですが、地方債の発行については、地方債の種類によって借入先や償還期間等が異なることや、事

業費の増減や事業の進捗状況によっては翌年度への繰り越しが発生するなど、計上しております予算額を全て年度内に借り入れすることは難しいと考えられますけれども、仮に全額を令和7年度中に借り入れると仮定した場合、近年の利子の上昇等を踏まえまして試算した場合には、令和7年度借入を予定しております金額4億3,900万円に係る利子といたしまして、705万4,000円程度になると想定されます。

次に、いしょむん海・まほろばやまと漁業集落との連携した水産加工施設の利用促進につきましては、加工団体のみならず漁業者へもまほろばやまと漁業集落の総会等で活発的な利用の要請を図ってまいりたいと考えております。

また、儲かる水産業への取組として、現在、農産物で実施しております企業と連携したPR活動を、令和7年度には水産物においても実施できないかを協議していく計画としております。

現在、首都圏レストラン7店舗で果樹を活用した大和村フェアを開催しております。一次加工したタンカンやスモモをメニューに取り入れ提供しているところでございます。

そのことから、水産物においても同様に、企業と連携した販路を構築することで、加工団体や漁業者による水産加工施設の利用向上につなげていきたいと考えております。

次に、令和7年度の地域商品券の事業内容につきましては、これまで国の交付金を活用し、令和2年度より地域商品券事業を実施しております。令和7年度も第7弾としまして、住民1人当たり1万円の商品券の配布を、国の重点支援地方交付金を活用し実施する計画としております。物価の上昇が続く中、生活関連に幅広く利用できる地域商品券事業を実施すること、村民の生活支援と地域経済の活性化を図ってまいります。

次に、新たな政策住宅の大和村整備を検討するとあるが、どのような観点から検討していかれるのかにつきましては、政策住宅は、どのような目的で、どのような入居者を対象とするのか、その整備目的を明確にし、事業を実施することと位置付けております。

現在、具体的な整備案件は計画しておりませんが、新たな政策目的を持った住宅の整備の必要性が生じた場合に速やかな対応を図ることとしております。

次に、アミノクロウサギミュージアムQuruGuruの入館料と団体割引料の有無につきましては、アミノクロウサギミュージアムQuruGuruの入館料につきましては、入館料の区分を島外、島内、村内の3区分としまして、それぞれの区分ごとに団体割引料金の設定をする計画となっておりますが、料金区分及び金額につきましては、明日行われます、3月6日に行われますアミノクロウサギ研究飼育施設管理運営協議会で、決定する予定になっておりますことから、正式に決定いたしましたら、後日議会に御報告をさせていただきたいと考えております。

次に、夏休み等の長期休暇中の子どもへの食事提供や地域交流につながるための支援として、どのような食事提供が行われるのかにつきましては、本村における食支援と高齢者及び障害者等に関する課題といたしまして、自宅の近くに食材を購入できる店や食事ができる場所が少ないため、身体は元気であっても日々の食事に困り、自宅での生活を維持することが困難となってしまう状況が

ございます。このことへの支援策としまして、介護サービス給付における訪問介護での調理支援や、通所介護における昼食提供などがございますが、利用には上限があるため保険給付による支援だけでは毎日の食事を全てカバーすることはできない状況となっております。そのため、社会福祉協議会によります福祉弁当や民間事業所による移動販売、住民組織が自主サロンとして実施しております会食、あるいは別居家族や近所の方による買い物支援なども組み合わせながら、食生活を維持しているところではありますが、やはりこれらの支援にも限界があるため、食に対する不安を抱えながら生活をされている方が一定数おられるところでございます。

そのため対策の一つとして、今後、子どもから高齢者までの食支援の核となる配食センター等も視野に入れた施設整備も必要であると考えているところではございますが、現時点でできるソフト面での施策といたしまして、食生活改善推進員や老人クラブ、民間事業者等と連携し、各集落公民館等で行っております介護予防教室や自主サロン等における食事提供の機会を拡大したいと考えております。また、子どもの孤食防止や食育、多世代交流の場づくりを目的として、夏休みなどの長期休暇中において、学童利用の子どもたちや地域の方々と一緒に昼食をとり交流を図れる機会の提供を図りたいと考えております。

このことにより、要介護者等の全ての食問題が解決できるわけではございませんが、地域住民の活動や社会資源をつなぎあわせながら、食問題を支える取組を少しでも進めてまいりたいと考えております。

次に、公民館講座についてどのような新規講座が開設されるのかにつきましては、公民館講座は、生涯にわたる学びを支援する地域の学習拠点として、学びの場・ふれあいの場の設定をもとに開講しているところであります。受講生は、意識、意欲が高く講座への出席率も高い状況にあります。こうしたことから、既存の講座は可能な限り継続していくこととし、令和7年度は、懐かしい新民謡講座を自主講座から本講座へと移行し、更には英会話講座を新規の自主講座として開設して、老若男女を問わず公民館講座での生きがい作りに取り組んでまいります。

次に、生活処理対策として、東部地区の国直集落における完成計画年度と、昨年度からの接続助成金につきましては、現在の国直集落内及び湯湾釜集落までの管路工事に関しては、進捗率が約45%程度になっており年次計画では、令和9年度での完成予定になっております。また、接続助成金につきましては、汲み取りからの世帯は、1年以内が30万円、2年以内が15万円、3年以内が7万5,000円になります。また、浄化槽からの世帯は、1年以内が15万円、2年以内が7万5,000円、3年以内が3万7,500円になります。

次に、役場庁舎屋上及び、アミノクロウサギミュージアムQ u r u G u r u屋上へ設置予定の太陽光パネル設置で発電される電力の想定につきましては、太陽光パネル設置に伴う電力は、役場庁舎屋上が約59.04キロワットであり、賄える電力としては、役場庁舎全体の約14%になります。またQ u r u G u r u屋上が約44.28キロワットであり、賄える電力としては、あくまでも推測でございますが、Q u r u G u r u施設全体の約9%が予想されるところであります。

最後に、各学校における避難所機能充実を図るうえでの自家発電設備は、令和7年度に全学校に整備されるのかにつきましては、本村では、大和村防災計画により各学校施設を避難所として指定しており、これまで持ち運び可能な発電機及び、付随する投光器などを配備している状況でございますが、部分的な照明などの利活用であり、停電時には避難者が精神的な負担を強いられる状況であることから、令和6年度から事業申請を行っている奄振事業の防災メニューに再申請を行い、事業採択後には、全学校への設置に向け早急に取り組んでまいりたいと思います。

以上、大綱質疑の答弁とさせていただきます。

○総務建設委員長（市田実孝君）

ただいま、村長から答弁を頂きましたが、詳細につきましては、この後、設置されます予算審査特別委員会の中で質すことといたし、これで私の大綱質疑を終わります。

○議長（藏 正君）

これで、大綱質疑を終わります。

-----○-----

日程第22 令和7年度予算審査特別委員会の設置について

○議長（藏 正君）

日程第22、令和7年度予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議案第9号、令和7年度大和村一般会計予算及び議案第10号から議案第16号までの令和7年度各特別会計及び公営企業会計予算について、以上の8件については、議長を除く7名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号から議案第16号までの8件の議案については、議長を除く7名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

なお、特別委員会の委員長及び副委員長につきましては、全員協議会において互選しましたので、結果を報告いたします。

委員長に市田実孝君、副委員長に奥田浩一君が決定いたしました。

しばらく休憩いたしますが、休憩前に申し上げます。

本日の会議時間は議事日程の都合上、会議規則第9条第1項の規定による午後5時を超えることが想定されますので、同条第2項の規定に基づき、あらかじめ時間を延長いたしますことを御理解ください。

それでは、しばらく休憩いたします。17時10分から再開いたします。

休憩 午後 4時50分

-----○-----

再開 午後 5時10分

○議長（藏 正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第23 議案第17号 大和村長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（藏 正君）

日程第23、議案第17号、大和村長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

令和6年人事院勧告に基づき、本村の特別職等期末手当の支給率の改定を行いたく御提案いたします。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

今回の人事院勧告の概要は、民間給与が公務員給与の水準を上回ったため、国家公務員の給与改正に伴う国家公務員の給与を引き上げる改正給与法に関連して、閣議決定の趣旨に添い、大和村長を含む特別職、村長、副村長、教育長、診療所医師、議会議員の皆様方の期末手当の支給率を0.05月分引上げ、年間3.4月分から3.45月分へ改正を行い、6月と12月の各支給率を均等にして、1.725月ずつとする内容となっております。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○7番（勝山浩平君）

時間の延長、会議の延長をしている中、大変心苦しいんですけども、人勧に基づきという言葉がありました、先ほども申し上げましたが、特別職、人勧の基本的な対象じゃないんですよね。そこで、報酬というものには基本給となる給料、賞与、いろんな手当が含まれるものです。診療所医師に関しては、勧告どおりで職員と同じようだと思います。ですが、それ以外の特別職です

ね、私たち議会、村長、副村長、教育長に関してのことです。令和5年3月の議会で村長等の基本給、給料を10%元に戻したときの答弁ですね、そのときは元に戻しただけなので、本村の特別職報酬等審議会の諮問は必要ないということでしたが、今回は報酬の中の賞与、期末手当を上げる。その答弁の中で、上げる場合はそういう議論をしなければいけないという答弁をされているんですね。そこで、今回村の報酬等審議会に諮問をしたのか、報酬等審議会の条例は昭和40年に制定をされておりますが、これまで1回でも開かれたことがあるのか。

○総務課長（政村勇二君）

今回のこの期末手当の支給率の改定に伴って審議会等は行っておりません。私の認識でございますが、この大和村特別職報酬等審議会条例の中で、第2条の中に、議会議員の報酬の額並びに村長、副村長の給料の額という文言がございます、そういった場合、その額に関する条例を議会に提出するところは、あらかじめ審議会を開くものとするという条文がございます、今回は額の決定ではなくて、私の認識でございますけれども、期末手当の支給率の改訂であるところから、審議会は開催されていないところでございます。

○7番（勝山浩平君）

審議会条例のおっしゃった第2条なんですよ、村長は議会議員の報酬の額並びに村長、副村長の給料の額に関する条例、私は正に今回のこの条例のことだと思うんですけど、を議会に提出しようとするときには、あらかじめ当該報酬等、報酬、先ほども申し上げましたが、基本給、手当、賞与、含まれますが、額について審議会の意見を聞くものとするとあります。ということは、これ、審議会を開かずに議会に上程をしていることは、この報酬等審議会条例に違反をしておりますか。

○総務課長（政村勇二君）

その認識ですけれども、実際、村長等の給与に関する条例の中で、村長の給与の額がいくら、そして副村長の額がいくらという金額が載っております。そしてまた、議会議員の皆様方の報酬の中でもありますね、金額が正式に額として定められておりますので、私の認識でございますが、その額の改正ではなく、今回、期末手当の支給率に関することという認識でございましたので、審議会の開催は開いてないところでございます。あわせて、すみません、私は平成30年度から、この総務課長という職を全うさせていただいているところでございますが、これまでの間、令和2年度にマイナスのこの人事院勧告が出た際には、不利益を被ることとして臨時議会で開催をさせたところでもございます。その6年間ですね、これまで審議会等の開催は1回もない状況でございます。

○7番（勝山浩平君）

第2条ですね、当該報酬等、報酬じゃない、報酬などと印が記されているんですよ。これが、条例違反じゃないかということなんです、もう1点ね、令和5年度の12月議会、今度は期末手当、当局の3役と議会も上げさせてもらいましたが、そのときに前もって議員の報酬等を上げる場合には、議会の代表に事前協議の場をもってもらいたいという提案をして質問させてもらったら、そう

いった通知、情報等が入ったら、事務局を通して通知をしていきたい。先ほど一般会計補正の審議での同じような答弁をされておりましたが、今回、これを上程する前に議会にそのような説明、協議をしましたか。

○総務課長（政村勇二君）

確かにその答弁、昨年12月ですね、期末手当を上げる際には、答弁したのは私自身であることは認識しております。今回の人事院勧告に関しましては、やはり国会成立が遅れ、通例であれば12月の議会において人勧の上程議案として上程するところではございますけれども、国会の成立が遅れたことを理由にはいけませんけれども、私の認識でですね、この11月29日に総務副大臣からの閣議決定の通知があった際ですね、その宛名のほうにですね、各都道府県知事、そして都道府県の議会議長ですね、県議会議長、そしてまた指定都市議会議長という宛名があったものですから、私自身が、村の議会議長にも通知があったものと思い込んでしまったことによって、正式に議会事務局のほうには、こういった人勧が出ているという情報は入れてないところでございます。

○7番（勝山浩平君）

これ、念をおさせてもらったのは、本議会の議会基本条例、議会の最上位の例規です。ここに第19条の2項、議員の報酬の改正にあたっては、報酬と何度も言いますが、基本給、手当、賞与、含まれますからね、あたっては、議員活動の評価等に関して、村民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。これは議会がやらなければいけないことですが、今回、議会の幹部は協議とかなしに上程をされております。当然、こういうことなので、議会は参考人制度、公聴会制度を設けておりません。村民の視点から見た場合に、今回、議会基本条例というものに記されていて、議会が自分たちの期末手当を上げることに對して、そういった住民の声を聞く場を設けなかった。村民から見たら、これは議会条例違反と思われませんか。

○総務課長（政村勇二君）

確かに、昨年12月に私がそういったことを申し上げたことに対して、今回、その閣議決定があった後もですね、しっかりと数字が固まるまでの期間は要したわけではございますけれども、そこに対して事務局等に私どもが、私自身が報告できなかったこと、そこに対しての公聴会が開かれなかったことに対することとして、私からの情報がなかったことに対しては、大変申し訳なく思っているところでございます。今後ですね、本当に令和7年の人勧があるのか、またプラスなのか、マイナスなのか分からない状況ではございますけれども、そういった情報が入り次第ですね、まだ正式な具体案が、この上程議案として出される前にでもですね、そういった情報が入り次第、また事務局を通してでもですね、情報をしっかり提供していきたいというふうには思っております。

○議長（藏 正君）

勝山君、ちょっといいですか。話し聞いていると、認識の仕方が、その報酬の基になる額を変えるときには、そういった議会では諮問機関、いわゆる委員会とか、その認識の違いの話し合いになって、ちょっと勝山議員が当局に対して何を求めているのかが、よく理解できないところがある

んですけど、そこら辺を明確にしてもらえませんか。

○7番（勝山浩平君）

5回目ですね。議長から今助言がありましたけれども、報酬、だからさっきも繰り返しますけど、報酬だけじゃなくて報酬などというのが記されているんですよね。言いたいのは、住民、村民感情とは相当かけ離れていますよという思いがあって、村民感情を反映させるために、特別職の報酬審議会があったり、村議会の議会基本条例にある参考人制度とかがあるわけです。ですから、村民が理解できないと思います。本村の経済状況も決していいわけではない。国とは違う。そうった観点から、今回のこの議案、条例改正の議案を取り下げたらどうかというのが、私の提案です。しっかり説明をしてから。

○村長（伊集院 幼君）

これは、我々の説明不足もあったかも知れませんが、やはり我々だけ、大和村だけが判断してやればいいかということもあると思います。やっぱりほかの隣接市町村の動向も見ながらやらなければならないところがあったために、我々も人勧の取組については、これまでも慣例の中で、我々も議会に上げたかも知れませんが、それは今の、やっぱり議員がおっしゃるような住民感情としては、いろんな意見があろうかと思います。しかし、我々がそこを安易に出したわけじゃないんですけども、やっぱりほかの自治体が同じような形で出しているものですから、県の人事委員会もそれをしっかり国に添ってやっているという中では、我々自治体としても、当然、やっぱりその姿で横並びですべきかなという判断の下で、これまでもやってきたと思います。おっしゃるように、特別職のやっぱりその報酬、やっぱり期末手当というところについては、やっぱりその周囲を見ながら、経済情勢に合わせた中で、大和村の経済情勢がなかなかあわすことが難しいんですけど、やっぱり状況を我々も、やっぱり見ながら判断をしていかなければならないというふうに思っております。議員に言われて、我々もこういう答弁をするのは、ちょっとおこがましい話かも知れませんが、やっぱりそこら辺は、我々も周りの首長にもしっかりそういう旨を伝えながら、我々が今後どういった形で取り組むべきかということは、この人勧の在り方についても、今後我々も庁舎内でもう一回検討させていただいて、皆さんに取組については、事前にもう少し、議会の前じゃなくても、事前に上げる前はですね、議会の皆さんを交えて、ちょっと議論をさせていただければというふうに思います。

○2番（市田実孝君）

ちょっと言わせてください。これ人勧の動きで率が変わったということで、総務課長としては提案を上げてこられているんですよね、これね。人勧という組織が、この大和村内にあるんならともかく、その人勧組織、村内だけで作れという、大変な労力と暇がかかりますね。企業を今、1企業当たり新人給与が40万とか、37万とか、物価が、賃金が上がっている中で、国もその人勧に伴って0.何%か、・・・上げてこようという流れですから、こういう流れが、ちょっと国の流れの施策で、ちょっと遅くなってあなたのところに来たかも知れませんが、これは別にそのまま通してで

すね、勝山君がおっしゃるように、なぜ通さなかったという前ですね、まずは通してもらって、また新たな報酬等のアップがあれば、それはおっしゃるとおりで、そのあれにただしていくような流れで、私はいんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（藏 正君）

それは質問じゃありませんね。質疑じゃなくて討論のほうになりますので、討論があったときにまたお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

これはもうそのままでいいか。

○7番（勝山浩平君）

動議しようと思ったんですけど、時間もあれなので、反対の立場で討論しますが、村長がおっしゃった横並びという言葉がありましたが、そしたらその10%を戻したときがありましたよね、2年前の今、3月。今での10%、基本給から減額している市町村長が奄美ではいるんですね。最近、奄美市が市長、幹部の報酬、基本給を元に戻すということで、奄美市は報酬審議会の諮問をしております。それがまっとうなやり方だと思うんですよね。もう1点、市田議員からも助言いただきましたが、人事院勧告は一般職員の皆さんに対して勧告を行っているのであって、人事院に確認をしたら、私たちは特別職に人事院勧告を出したことはありませんということでした。職員は勧告にしたがってやったらいい。私たちは考えるべきだという思いです。繰り返しになりますが、村民感情と相当乖離をしている。しかも村の経済状態、村民税は減って、実質単年度収支は1億円を超える赤字を計上している。そういった中でですね、特別職、私たちの報酬などを上げることは、到底認められないと私は思います。上げる分のお金があったら基金に積み立てて、もっと村民に使ったほうがいい、そういった思いがあります。しかも、二つの条例違反の解釈の違いと議長はおっしゃいましたけど、疑いがある。そういった中で、これは審議をして議会が可決をしてしまったら、その責任は議会にあります。同僚議員の皆さんの、そういった村民の思いをくみ取ってもらうような気持ち、今一度思い起こしていただいて、私たちが報告会で集落を回ったときに、声がありましたよね。その時の気持ちを思い出していただいて、反対表明をしていただきますように、お願いをいたします。

○議長（藏 正君）

ただいま議案に反対の討論がございましたが、次に賛成討論をお持ちの方はいらっしゃいませんか。

○2番（市田実孝君）

一応ですね、先ほど勝山君も人事院勧告は職員のための人事であって、特別職には関係ないというみたいなことをおっしゃったんですけども、その特別職にしろ、社会の今の現状をですね、ニュースとかでいろいろお聞きになっておられるかと思いますが、国内でも人不足で、まして3役、村内においてもいろいろな人材不足かも知れません。村長になりたいという方も少なくなっていますよね。教育長も一緒ですよ。そういう中で、他の自治体が同じような給料でいくのであれば、同じような給料を作って、小さくても自治体ですから、一つの組織ですから、それなりの身分保障はしていただかないと、小さいから村が、まして大和村が、今借金を抱えて、明日明後日潰れる状態で隠岐町とかもあれですね、よくありますね、課長職の給料をストップして、全職員で財政を立て直したというような、日本でもそういった自治体があるわけですから、今現実には大和村が貧しいからといって、別に大和村はそこまで私は財政的に追い込まれてはいないと思いますが、それを考えたときにですね、特別職の給料等を削ってまでですね、村の財政を立て直す段階では、私はないと思っています。そういうことから、今回、村長等の給与等に関する特別職の改正案が出ましたら、それはスムーズに通して、私はいいんじゃないかと私は思っているんですが。以上です。

○議長（藏 正君）

今、賛成討論だと理解しました。

反対討論の方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで討論を終わります。

反対討論、賛成討論、両方ありましたけれども、これから、議案第17号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件を決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藏 正君）

起立多数です。

したがって、議案第17号は可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第24 議案第18号 大和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藏 正君）

日程第24、議案第18号、大和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

令和6年人事院勧告に基づき、本村職員の給与及び期末手当の支給率の改定を行いたく御提案いたします。

内容につきましては、総務課長に説明をさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

今回の人事院勧告の概要は、民間給与が公務員給与の水準を上回ったため、管理職を含む一般職員の期末勤勉手当の支給率を0.1月分引き上げる内容とあわせ、若年層職員に重点を置いた改定率を各給与表の各級ごとに軽減される内容となっており、国の水準に基づいた給与表の改定としたところであります。期末勤勉手当の支給率の改定につきましては、管理職、一般職ともに年0.1月分ずつ引上げ、年間4.5月分から4.6月分へ改正を行い、6月と12月の各支給率を均等にして0.5月分ずつとする内容となっております。

また、2条において扶養手当における改正と附則におきまして、若年層の低減された給与表から令和7年4月から主査級以上の給与改定がなされた内容となっております。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○9番（奥田忠廣君）

・・・・・・何が何か分かんのだよこれ。もうちょっと簡素化して、説明できる方法はないんですか。

あなた方だけ分かるとってはいかんのだよ、これは。

○総務課長（政村勇二君）

今回の給与表の改定につきましては、人事院勧告に基づいて令和6年4月からの運用と令和7年4月からの運用で2段階に分かれている状態となっており、確かに量が多いのは分かりますが、そこはまた分かりやすく小さくすると、その1級から6級までの表自体ですね、それをこういうふうに変えますという内容のなっているものですから、また字が小さくなったりとかですね、する可能性もありますので、そこに関しては、またちょっと表記の仕方をですね、他自治体も参考にしながら、分かりやすいものに検討していければなというふうに思っております。

[発言する者あり]

○議長（藏 正君）

奥田忠廣議員、よろしいですか。総務課長、議員の提案の趣旨に沿ってですね、このページほか

りいっぱいあって見ないじゃないですか。だから、これの説明ができるような資料に変えてください、この中身要らないということです。その条例の変更する趣旨さえ分かればいいからということです、そのへん御理解いただきたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第25 議案第18号 大和村技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について**

○議長（藏 正君）

日程第25、議案第18号、大和村技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

令和6年人事院勧告に基づき、本村の技能、労務職員の給与の種類及び基準の改定を行いたく御提案申し上げます。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

て、内容の御説明を申し上げます。

人事院勧告に伴い、大和村職員の給与に関する条例の一部改正でもありました扶養手当の支給に関する改正内容となっており、表記にありました満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫をそれぞれ条文で分け、重度心身障害者への名称変更とあわせ、附則にて令和7年度末までの経過措置として、配偶者の扶養手当における改正内容となっております。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第26 議案第20号 大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藏 正君）

日程第26、議案第20号、大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

定住促進住宅の完成によりまして大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の改正を行いたく御提案いたします。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

定住促進住宅使用料算定の基礎となる固定資産税の土地の評価額が変更となったことから、使用料の変更を行う内容とあわせまして、新たに建設している大金久地区の单身向け定住促進住宅の名称、住所、月額使用料を設定する内容となっております。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第27 議案第21号 大和村Q u r u G u r u基金条例の制定について

○議長（藏 正君）

日程第27、議案第21号、大和村Q u r u G u r u基金条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村Q u r u G u r u基金条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

アマミノクロウサギミュージアムQ u r u G u r u設置に伴い、大和村Q u r u G u r u基金条例を制定しようとするものでございます。

内容につきましては、企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

大和村Q u r u G u r u基金条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

アマミノクロウサギミュージアムQ u r u G u r uの適切な管理運営及び飼育研究の環境づくりを推進するため、大和村Q u r u G u r u基金を設置するものであります。

条例の内容につきましては、基金の取り扱いに関する必要な事項を定めております。御寄附等により受け入れた大和村Q u r u G u r u基金が自然環境保全活動等に資することを望むものであります。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（蔵 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第28 議案第22号 大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藏 正君）

日程第28、議案第22号、大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

アミノクロウサギミュージアムQ u r u G u r u設置に伴い、委員職名アミノクロウサギ研究飼育施設管理運営協議会をアミノクロウサギミュージアムQ u r u G u r u管理運営協議会へ改める必要があることから、大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定しようとするものであります。

内容につきましては、企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

これまで仮称でありましたアミノクロウサギ研究飼育施設の名称がアミノクロウサギミュージアムQ u r u G u r uへ正式に決まりましたことから、大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の別表1の委員名称、アミノクロウサギ研究飼育施設管理運営協議会をアミノクロウサギミュージアムQ u r u G u r u管理運営協議会に改めるものであります。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第29 議案第23号 大和村国民健康保険の保険給付準備金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藏 正君）

日程第29、議案第23号、大和村国民健康保険の保険給付準備金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村国民健康保険の保険給付準備金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

市町村が保険者となっておりました国民健康保険が県に移管されたことに伴い、改正を行うものでございます。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

大和村国民健康保険の保険給付準備金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

本村における国民健康保険給付準備金の設置目的について、保険給付費の記載がございましたが、保険給付費については現在、各保険者からの負担金により鹿児島県による運営がなされていることから、設置目的から保険給付費を削除しようとするものでございます。

御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第30 議案第24号 大和村中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

○議長（藏 正君）

日程第30、議案第24号、大和村中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とするため御提案いたします。

内容につきましては、産業振興課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○産業振興課長（福本新平君）

大和村中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について、内容を御説明いたします。

中小企業、小規模企業が本村における経済の発展に果たす役割及びその振興に関し、大和村、中小企業者、小規模事業者及び商工会の役割等を明らかにするとともに、中小企業等の成長発展及びその事業の持続的発展による地域経済化の活性化を図り、中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進する内容となっております。

以上で、内容説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。
これから、議案第24号を採決いたします。
お諮りいたします。
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第31 議案第25号 大和村国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藏 正君）

日程第31、議案第25号、大和村国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の制定についてを
議題といたします。
提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。
国民健康保険大和診療所の病床の廃止に伴い、大和村国民健康保険診療所条例の一部を改正することを御提案いたします。
内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和診療所事務長（児玉明美君）

大和村国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明をいたします。
大和診療所におきましては、これまで近隣の医療機関との連携を強化し、急性期の患者や入院が必要な患者を紹介することで、安定した医療を提供することができなどの理由から、長年に渡り2床の病床を休床としてまいりました。現在の状況や今後の対応などを踏まえ、病床を廃止することに伴い入院に係る文言を削除し、条例の一部改正を行おうとするものです。
以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第32 発議第1号 大和村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藏 正君）

日程第32、発議第1号、大和村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○3番（前田清和君）

ただいま議長の許可をいただきましたので、発議第1号、大和村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を説明いたします。

本条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律改正及び所要の規定の整備に伴い大和村議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正するものであります。

御審議方よろしく願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第33 議案第26号 大和村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藏 正君）

日程第33、議案第26号、大和村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、本村の条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

大和村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行により、条文の繰り上げが生じたことに伴い、本村における大和村子ども・子育て会議条例の第1条中第77条を第72条へ改正しようとするものでございます。

御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 5時52分

第 1 回 大和村議会定例会

第 2 日

令和 7 年 3 月 1 3 日（木）

大 和 村 議 会

令和7年第1回大和村定例会会議録

令和7年3月13日(木)

午前10時15分 開会

午後 1時30分 開会

1 議事日程

開議の宣告

日程第1 一般質問(5名)

午前(2名)

3番 前田 清和 議員

2番 市田 実孝 議員

午後(3名)

1番 奥田 浩一 議員

7番 勝山 浩平 議員

9番 奥田 忠廣 議員

散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

1番 奥田 浩一 君

6番 藏 正 君

2番 市田 実孝 君

7番 勝山 浩平 君

3番 前田 清和 君

8番 中井 文忠 君

5番 重信 安男 君

9番 奥田 忠廣 君

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 森 永 学 君 主 査 後 藤 美穂子 君

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長 伊集院 幼 君

教 育 長 晨 原 弘 久 君

副 村 長 仲新城 長 政 君

教委事務局長 前 田 逸 人 君

総務課長 政 村 勇 二 君

企画観光課長 大 瀬 幸 一 君

建設課長	早川勝志君
教委指導主事	里中卓麻君
会計管理者	大石松美君
兼会計課長	池田浩二君
住民税務課長	

産業振興課長	福本新平君
兼農委事務局長	
保健福祉課長	早川理恵君
大和診療所事務長	児玉明美君
大和の園園長	勝健一郎君

開会 午前10時15分

○議長（藏 正君）

皆さん、おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（藏 正君）

日程第1、ただいまより、一般質問を行います。

通告順に従って、順次、発言を許可いたします。

3番、前田清和君に発言を許可いたします。

○3番（前田清和君）

皆さん、おはようございます。本日は足元の悪い中、傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。

それでは、早速ではございますが、ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してあります商工業振興の取組について、福祉政策について、道路整備についての3点ほどお伺いいたします。

まず、1点目の商工業振興の取組について。令和7年度村長の施政方針において、新たに村内事業者支援として、備品購入に関わる一部助成を行うとあるが、具体的にどのようなものが該当するのか。また、次に、備品購入に係る一部助成を行うのであれば、村内の事業者に対して、光熱費の一部助成などは検討できないのか、村長の答弁を求めます。

2点目は、福祉政策について。食支援と介護支援において、長期休暇中の子供への食事提供、地域交流における介護支援を実施するとあるが、その内容はどのようなものなのか。食支援の一つとして、こども食堂の開催など、行政としてできることを検討するべきではないか、村長の答弁を求めます。

次に、4月からの大和診療所医療体制についての取組はどのようなになるのか。村民に対して、今一度周知等をするべきではないか、村長の答弁を求めます。

3点目は、道路整備について。県道79号線、今里集落から宇検村方面、村道大金久から奄美フォレストポリスへ向かう道路の補修を早急に行う必要があると考えられるが、村長の答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げましたが、答弁をお聞きしまして、自席より、再度、質問させていただきます。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、おはようございます。それでは、ただいまのお答え、前田議員の御質問にお答えをいたします。

1 点目の商工業振興の取組についての 1 番目、備品購入に係る助成の具体的な内容についての御質問でございますが、本村の商工業者においては、後継者不足に伴う事業継承の課題に合わせ、事業所に必要な機器類の更新が高額により、経営維持が困難になる恐れがあると思います。商工会等の補助事業には、新規や拡充に対する購入補助はあるものの、買い替え等の更新に係る補助は対象とされないことから、令和 7 年度から本村独自の事業者支援といたしまして、事業所に必要な機器類等の購入及び更新に対しての助成事業を計画しているところでございます。内容といたしましては、助成額 50 万円を上限とした購入経費の 2 分の 1 以内とし、対象となる品目につきましては、中小企業者に対する少額減価償却資産の特例もありますけれども、取得価格が 10 万円以上で、固定資産として扱われる減価償却を行う必要があるものを想定しており、対象事業者としましては、1 次産業を除く、村内に事業所を有しております商工業者としていただいておりますところでございます。備品等の故障や破損などで緊急的な経営圧迫や事業の規模拡大に向けて対処できるよう、助成事業を構築し、商工業者への支援に努めたいと考えております。

次に、2 番目の事業者に対して、光熱費の一部助成はできないかとの御質問でございますが、光熱費の高騰や物価の価格高騰につきましては、商工業者のみならず、全ての事業者や村民にも影響しております。商工業者におきましては、物価の価格上昇に応じた損益分岐点の割り出しを行い、光熱費等の固定費の削減や販売価格の見直しなどが、経営管理としては必要であると思っておりますので、今のところ、光熱費に係る助成については、計画をしていないところであります。しかし、事業者によっては、販売価格等の見直しにより、商品単価を上げた場合、客離れが生じる恐れもあります。客離れの対策としましては、重点支援地方交付金を活用した、地域商品券事業を継続して実施していくことで、事業経営における客離れの抑制につながるよう、努めてまいりたいと思います。また、地域商品券事業は、生活関連に幅広く利用できますので、村民の生活支援を含めた事業者支援として、地域活性化につながるものと考えております。事業者においても、物価高騰に係る経営改善の実施も考えていただくため、担当課におきましては、関係機関や経営指導員と情報を共有して、させていただき、相談できる体制を整えていきたいと考えております。

次に、2 点目の福祉政策についての、1 番目の長期休暇中の子供への食事提供、地域交流における介護支援を実施の内容と、こども食堂開催についての御質問でございますが、本村における食支援と高齢者及び障害者等に関する課題といたしまして、自宅の近くに食材を購入できる店や食事ができる場所が少ないことから、身体が元気であっても、日々の食事に困り、自宅での生活を維持することが困難となってしまう状況がございます。このことへの支援策としまして、介護サービス給付における訪問介護での調理支援や通所介護における昼食提供などがありますが、利用には上限があるため、保険給付による支援だけでは、毎日の食事を全てカバーすること、ことはできない状況になっております。そのため、社会福祉協議会による福祉、福祉弁当や民間事業者による移動販売、住民組織が自主サロンとして実施しております会食、あるいは別居家族や近所の方による買い物支援なども組み合わせながら、食生活を維持しているところでもあります。やはりこれらの支

援にも限界があるため、食に対する不安を抱えながら生活をされている方もおられるところでございます。そのため、対策の一つとして、今後、子供から高齢者までの食支援の核となる配食センター等も視野に入れた施設整備も必要であると考えているところでもございますが、現時点でできるソフト面での施策といたしまして、食生活改善推進員や老人クラブ、民間事業者等と連携をし、各集落、公民館等で行っております、介護予防教室や自主サロン等における食事提供の機会を拡大したいと考えております。また、子供の孤食防止や食育、多世代交流の場づくりを目的としまして、夏休みなどの長期休暇中において、子供と地域の方々が一緒に昼食を取り、交流を図れる機会の提供を図りたいと考えております。

次に、2番目の大和診療所医療体制についての取組についての、村民周知の御質問でございますが、3月末に小川医師が退任することに伴い、これまで小川医師と相談をしながら、また、鹿児島県、県の方へ医師の派遣をお願いできないかとの後任医師の確保に向けて取り組んでまいりました。2月に入り、離島医療に興味を持ち、本村の地域医療に貢献したいと考えておられる医師からの診療所へ問い合わせがございまして、先日、面談を行ったところでございます。長い間、村民の皆様には御心配をおかけしておりましたが、この度、常駐する医師の体制が整うこととなりましたことを御報告いたしますとともに、今後も安定した医療の提供に努めてまいりたいと思います。また、周知方法につきましては、医療体制に関するお知らせを全世帯へ配布し、さらにホームページ等を活用して広報活動を行う予定でございます。

次に、3点目の道路整備についての御質問でございますが、県道79号線及び今里集落から宇検村への村道今里芦検線については、道路にかかる立ち木の伐採、大金久から奄美フォレストポリスへ向かう道路については、村道大金久線、大金久地内における小規模な道路路肩部分の崩壊により、ガードレール支柱が浮いている箇所の補修と、村道大棚名音線の戸円地内における道路の舗装が通行の妨げとなっている箇所の補修の質問とのことでございます。各路線ごとに答弁をさせていただきますが、県道の立ち木伐採につきましては、道路にはみ出した樹木、樹木があることを村でも確認しておりまして、道路管理者でございます、県大島支庁と管内の市町村で構成しております、奄美大島地域土木事業連絡会等で、来年度の事業要望も行っているところでもございます。伐採等の実施に当たりましては、樹木が道路に隣接する民有地に生えている場合には、土地所有者に許可を得る必要があることから、村においても、境界調査や土地所有者との連絡調整など、県と協力しながら、伐採が実施できるよう協力してまいりたいと考えております。次に、大金久線につきましては、現地で小規模な路肩の崩壊を確認しましたので、安全対策を実施しながら、復旧方法の検討を実施してまいりたいと考えております。最後に、大棚名音線につきましては、昨年9月の台風13号により、舗装が崩壊し、測量設計後に国の災害査定や村の補正予算、県の工事着工承認等を経て、3月6日に入札を執行し、昨日、工事請負契約を締結し、今後、早急に復旧工事を進めてまいります。令和5年度、6年度に災害が多く発生をしまして、現在、通行止めや片側通行等が多数ありますが、村が実施する道路パトロールや皆様からの情報提供をいただきながら、道路通行に支障があ

る場合等は、早急に対策を講じながら、適切な道路管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長あるいは自席の方から答弁をさせていただきます。

○3番（前田清和君）

村長、答弁、ありがとうございます。それでは、担当課の方に、また、再度質問をさせていただきます。

先ほど、村長から答弁ございましたけれども、この村内の商工事業者の数というのは、今、何業者ぐらいあるんですか。

○産業振興課長（福本新平君）

村内の事業者については、法人事業者36社、個人事業主の57社あると思います。

○3番（前田清和君）

法人が36社、個人が57社ということは、全部合わせると93社ということで理解していいわけですね。この令和7年度、90、その3社に対して、一部、機器の助成。上限50万で、うちの、2分の1の助成を行うという、先ほどの村長の答弁だったと思うんですけれども。本当にその、今、物価高で、国も県もそうですけれども、一流企業とか、そういう企業もどんどんどんどん賃上げが進んでますよね。中小企業というのは、なかなかその賃上げが進まない。特に大和村のこういう小さな商工業というのは、ほとんどその従業員の賃上げというのは進んでいないように思うんですよ。その中で、物価高はどんどんどんどん上がって行って、本当にその、私たち公務員、また、特別職以外の方々というのは、本当に日々、大変な思いで生活をされていることだというふうに認識しております。そうした中で、この商工業が本当に、大和村は少し乏しい。特にそのお店に対しては、本当に先ほど村長が言った、言いましたように、個人商店というのは、もうほとんど、今、衰退しています。というか、その後継者不足。今後、今、村内のお店というのは、7店舗か8店舗、存在すると思うんですけれども、もうその経営されている方々も、もうほぼ、もう70代、80代で後継者がいなくなり、今後、その方々が、もうこの、これ以上、お店がこう運営できなくなれば、各集落からお店というのは、あとはもう時間との問題ではないかなというふうに認識しております。もうなくなったらなくなったでいいんじゃないかと、やはりこの、今、ある、特に商店とかそういう事業所とかに対しては、やはり、今後、既存できるよう、事業がこう上手く運営、いけるよう、やっぱり行政としても手助けする意味で、この機器に対しての助成事業は本当にありがたいなというふうに、こう思う次第です。ただ、では、このどのようにして、この申請というのは、当局の方で受け付けていただけるわけですか。

○産業振興課長（福本新平君）

この事業については、また来年度の新規事業ということで、事業の確定が決まりましたら、まず、要綱を定めまして、幅広く事業者に対して周知をいたします。その中で、相談があったり、申請があるものについては、あまみ商工会さんが行っている小規模事業者持続化補助金という補助金

もあります。これが新規なのか、若しくは買い替えの更新なのか。その事業の活用の方法とかも相談しながら、取り組めればいいのかなどというふうに思っているところです。

○3番（前田清和君）

是非ですね、令和7年度、スタートした時点で、是非、この申請のやり方とか、そういうのをこう課の方で進めていただいて、少しでもこう商工業の事業者の方々が利用できるように、分かりやすい説明で進めていただきたいと思いますと思っています。

それで、村長の施政方針に、その地域商品券、もう令和2年度からスタートして、この令和7年度には7回目の地域商品券が1人1万円をされるということで、大変、これ本当に商工業にとっても、村民にとってもありがたいことだと思いますが、これはいつ頃のその商品券の発行と言いますか、商品券がこう出るようになりますかね。

○産業振興課長（福本新平君）

商品券につきましては、まず、印刷物に対する入札等を行いますので、早い段階でスタートしても5月。なるべくなら連休前に配布ができるように努めてまいりたいとは考えております。

○3番（前田清和君）

是非ですね、村民の皆様方のこの地域商品券は、本当にこの物価高で大変喜ばれていますし、また商工業においても、大変利用価値があって、本当に力になってくれますので、少しでも早く、この商品券の発布をお願いしたいというふうに思っております。

それでは、2点目の福祉政策についてですが、これ、大綱質疑で建設、総務建設委員長が質問されて、私の一般質問とちょっとダブった、しまいましたけれども、大変申し訳ないというふうに思っております。今、この村内において、本当にお店がなく、買い物したくても買い物ができないという高齢者の方々、そして、地域の方々もおられます。それに対して、福祉支援として、月1回、福祉弁当を提供されています。ただ、これもこの令和6年度までは300円だったのが、令和7年度から100円上がって400円で福祉弁当の提供をされるということを聞いております。やっぱりこれも一つの物価高で、やっぱり作るのも大変。そして、また作っていただける人材も集めるのも大変だと聞いているんですが、今後、その食支援についてね、介護支援と抱き合わせて、その地域の方々とかうされていかれるということを聞いていますが、この人材、そういう方々へのその人材を集めるために、この令和7年度、どういう取組が必要かと思いませんか、保健福祉課長は。

〔発言する者あり〕

○3番（前田清和君）

人材が集まらなければこういうことを始めようと思っても、なかなか難しいのではないかなと思うんですが、まず一歩、第一歩として、そういう子供からお年寄り、介護支援ができる、そういう手助けをできるメンバーづくりが必要だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

先ほど、村長からの答弁にもございましたように、現在、ソフト面の対策として考えております

のが、既存の介護予防士、教室等における食提供の場を拡大していくという方向を考えております。そのため、専門の方が調理を行って、それを配布して食べていただくというような形ではなくて、既存の集まりの場等におられる方たちが一緒になって食事を作って、そして、一緒に食べて解散していくというような場を、一つでも増やしていきたいというような方法を考えておりますので、そのための特別な人材育成ということとは、少し考えていないところでございます。

○3番（前田清和君）

そうなんです。今、その自主サロンとか、各集落でお年寄りたちがこう集まって、いろいろと健康増進のためにやられていると思うんですよ。そういう方々をこう抱き合わせて、そこに月1度の食事の提供とか、そういうのをこうやられる方向性だと思うんですよ。今、全国的にですね、このこども食堂ですか、盛んになっております。この奄美大島においても、奄美市、龍郷、瀬戸内に、これはもう民間の事業者の方々がこども食堂ということで、月1回、されているんですよ。これは大変、その地域に、の子供たちにおかれては、喜ばれていると。私の知り合いもそのこども食堂を、月1回、名瀬の方で開催されているんですが、それに対しては、県の方から、そういう資材であったり、食料であったり、そういうのがこう送られてきて、それで運営されているという話を聞かせていただきます。それであれば、僕はその保健福祉課長が言った、その、今ある、そのお年寄りサロンとか、そういうメンバーでやるより、例えばその、この商工業の1団体とか、そういう民間企業の方々にそういうこども食堂の事業を月1回していただいて、そこに対する、そういう当局の助成とかいうふうにはできないのか。そうすれば、そこまでその、今のサロンとか、そういうお年寄りの方々への負担は減るのではないかと。その方がスムーズに進むのではないかとという意味で、僕はこのこども食堂の案を出していただいたんですが、当局として、そういう本村でこども食堂をやりたい、そういう事業者がもしあれば、そこに対して、もちろん県からの食料の補助とかも必要ですけども、当局としても、そういう補助が、もしこう出せるのであれば、もっともっと、そういうこの食に対しての支援というのは、できるのではないかなと思うんですけども、課長、いかがですかね。

○保健福祉課長（早川理恵君）

議員がおっしゃいますのは、恐らく2024年度こども食堂地域ネットワーク拠点づくり支援事業という、県の事業があるようでございまして、奄美大島においても、先日、11団体が加入して発足をしたというようなニュースが流れていたところかと思っております。本村におきましても、こども食堂という名目ではございませんけれども、例えば地域で行っている自主活動、団体が行っている活動に、第2土曜日、学校がある日に設定をして、子供と一緒に呼び掛けて、一緒に食事を食べたり、あるいは夏休み、長期期間中に、高齢者のグループの集まりに呼んで、一緒に食べたりということをおられますので、そういった実態がございまして、そういったことも、実はこども食堂と呼んでいいのではないかとというふうに考えております。そういった意味で、既存の活動をさらに支援していきたいと考えております。現在、行っている支援の一つとしまして、ポイント事業が

ございますけれども、そういった子供も呼びかけて、一緒にした場合には、さらに加算がつくというような設計をさせていただいておりますので、そういったのを活用しておられるところもございます。あと、民間の方々の活用ということ、協力ということでございますけれども、そういったことも、今後、また考えていけることの一つかなと思っておりますけれども、現在としては、今、既存のものをできるだけ広げていくという方向の方が、広がっていきやすいのではないかというふうに考えております。

○3番（前田清和君）

課長、ありがとうございます。その、今の既存のやり方もいいですけども、もし今後、そういう既存の方々も、やっぱりもう年齢的に結構いかれて、歳、行かれている方も、ボランティアの方々が多いので、例えば、やっぱり今後、その民間、こういう村内にある商工業の方々への力、お力を借りて、その方々への少しでも、その補助を出しながら、その月に1回の食支援、介護支援につながるように、また今度、また検討していただきたいなというふうに思います。

それでは、その次に、大和診療所の件についてですが、これはもう、実は一般質問、通告書を出したあとに、全員協議会の際に、もう村長の方から、令和7年度4月からの大和診療所、体制については、もう答弁はいただきましたので、僕もこれ以上、あんまり質問することはないんですが、ただ1点だけお伺いしたいのは、今まで大和診療所の先生が10年余りですか、本当に一生懸命、親身になって、村内外、多くの患者さんが来られて、本当に患者さん、方から大変喜ばしい、もう辞めてほしくないという、そういう嘆願書まで出たということを聞いております。これはもう、仕方ないことでありますけれども、それで当初、週何回の通いだという話も聞きましたが、4月からは常勤で、それも神経外科の先生ということで、本当に村民の方々は安心、安堵されていることだと思うんですけども。診療所事務長にちょっとお伺いしたいんですが、この今まで先生、来られた先生のその在宅医療とか、週に何回、火・木は今だと浦内、下方、そして、木曜日、何曜日はお昼から在宅、介護、そういうのをされていたと思うんですよ。それによって、その診療所に行けない患者さんというのは、大変心強かったんですよね。いつでもどこでも、すぐにでも飛んで行ってくれる。そういう診療所の先生でした。今後、この新しい先生が、今度、入って来られると思うんですけども、この体制というのは、そのまま、今の診療所のその医療体制を引き継ぐのか。それとも、また新しい、今度、来られる先生の医療体制で、月曜日から金曜日までの診療体制が始まるのか。そこら辺がもし分かるのであれば、教えていただきたいと思います。

○大和診療所事務長（児玉明美君）

今ですね、まだ後任の先生と、まだ具体的な内容というか、詰めた話ができて、打ち合わせができていまずのでですね、これから、これまで小川医師がされていた医療の体制を引き継いでいただけるような形で打ち合わせにさせていただきたいと思っておりますので、今後の打ち合わせとなります。引き継いで、これまでと同様、安定した医療の提供に努められるようにしていきたいと思っております。

○3番（前田清和君）

是非ですね、村民の方々も、今までやられていた診療所の先生のやり方というのを、大変こう喜ばれていましたので、できればそういう方針で、今後とも、令和7年度4月から取り組んでいただきたいんですが、それはその、今度、新しく来られる先生との話し合いだというんですが、もう3月のもう中旬です。来られたら、もう4月1日から診療所の診察が始まると思うんですけれども、その点をしっかりとこう詰めた上で、村民に不安のないよう、4月からの診療所体制で取り組んでいただきたいというふうに思います。

それと、もう1点ですけれども、今、その診療所の体制、医師以外に看護師さん、常勤されている方々、人数が足りないとか、人手が足りないとか、そういう現状はありませんか。

○大和診療所事務長（児玉明美君）

今現在、3名の看護師で診療に、看護業務を行っているんですけれども、人材的にはですね、今ですね、保健福祉課に在職している看護師や大和の園からの看護師の応援という体制で、3月いっぱいには乗り切っていく方針で取り組んでいます。

○3番（前田清和君）

その大和の園、保健福祉課の場内にいる職員、看護師の免許を持っている方々が、今、応援で行かれているということですよ。この看護師は本当にこう全国的にも介護士不足、看護師不足で、どこの自治体も困っていると思うんですよ。ですので、もう4月からも多分、その応援体制でいかなないとスタートしないのではないかなというふうに思っておりますが、今後、その、よく防災無線でもそうですけれども、その看護師のこう、よく募集も村当局はされています。本当にこう看護される方々がいないんだなというの、現状だと思うんですけれども、4月から、その応援ももちろん大事ですけれども、応援するということは、その大和の園、職場、常員、当局の常員がそこに向向して、応援に行っているわけですから、それも手薄になると思うんですよ。であれば、やっぱりその看護師の確保について、4月から、4月からじゃなくても、早々に募集じゃないですけれども、来ていただけるような、そういう対策、施策というのも考えるべきではないかと思うんですけれども、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

今の事務長から話がありましたように、一部、病休で休まれている看護師もおりまして、全体の数で言えば体制はとれるものだというふうに認識しております。一時的な、今、応援の体制をやっていますので、大和の園診療所、保健福祉課の中で、職員の人事配置をしながら、4月から体制づくりに努めていきたいというふうに考えております。

○3番（前田清和君）

それでは、3点目の道路補修工事についてですね。これは、県道は大島支庁の管轄になりますので、これは去年もその一般質問じゃなかったですか、予算、決算委員会のときに出ていると思うんですよ。その道路が、県道からその道路に被ってしまっって、大型車の通行が大変危険だというこ

とで、特にその今里から宇検村の、今里の頂上に行くまでのあの急な細道ですよね、もうほぼほぼ道路の半分ぐらい被っています。大型車、特にその大型観光バスとかには、もうほぼほぼ、屋根、当たって、大変危険な状態じゃないかなというふうに思います。浦内、こっちから、大和浜から国直は、ある程度、その国直のトンネルの先もそうですけれども、伐採されて、きれいに整備されているんですよ。ただ、この大金久から今里方面というのが、なかなかその道路管理が、正直、されていないように感じるんですね。ですから、先ほど村長から答弁がありましたが、個人の所有者のところはしっかりとその承諾を得て、村がちゃんと対応をしますからということで、伐採していただきたい。これは早急に、やっぱりできるところからやるべきじゃないでしょうかね、建設課長。

○建設課長（早川勝志君）

議員がおっしゃるとおり、今里集落から宇検村の境に、合体する県道については、私どもも道路に木が被さっているのを確認しております。そこで、私どもも県に、先ほども村長が申し上げましたとおり、奄美大島地区の土木事業連絡協議会という中で、来年度の要望を実施していくんですけども、その中でも要望させていただきまして、大島支庁からの回答によりますと、私どもの状況、場所の特定ですね、連絡しましたところ、連絡して、そちらの木が生えている場所が県道の、県道沿いであって、県の敷地であれば簡単に伐採できると。ただ、その境界を確定しないといけなという話もありましたので、そこは私ども、協力してさせていただきたいと。今年、今年度、大島支庁にやっていただきました、国直地区に関しましてはですね、ちょうど、その伐採した場所は全て県の敷地ということでしたので、そこは確認できましたので早急にできたんですけども、今里に関しても、そのような形でですね、場所を特定して、こちらの方からこの場所を、場所、この区間を伐採をしていただきたいということをお願いして、伐採をしていただきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○3番（前田清和君）

是非ですね、大島支庁とも話を進めながら、早急にその今里、宇検村間は伐採の、取り組んでいただきたいなと思います。

今度、県道なんですけど、村道として各集落からフォレストポリス、湯湾岳に登る線というのは多々あると思うんですが、去年、やっぱりその去年、一昨年、この自然災害によって、ほとんどのその村道、フォレストポリス、福元線に登る県道が被害を受けております。この、私が言っている、その大金久からそのフォレストポリスに向かう線。そして、フォレストポリス、戸円と三叉路から牛小屋に向かう、あの線をこう見させていただいて、あそこにもそのタンカンを作られている農家の方々がおられて、その方々から、少しこの道路を見てくださいと。ここ、もう数年、数年というか、その最初の大金久から上ったところは、もう数年の間、放置されていると。ガードレールが浮いた状態で、そういう状態だから、その下には不法投棄、品物がいっぱい落ち、ごみをいっぱい捨てているんですよね。それもやっぱり一つ、そういうところにこう、不法投棄、本当、罰になりますが、自然とそういうところにこう捨てられている。世界自然遺産になって、これも一つの

やっぱりそういう道路整備がちゃんとできておれば、こういうのもなくなっていくのかなと思うんですよね。ですので、その方々に、が言われるのは、こう災害が起こってもなかなかその早急に対応してくれないと、当局は。言われます。そのときには、いや、それはやっぱり予算を組まないと、そんな簡単な事業で、何10万でできる事業じゃないから、もうちょっと待ってくださいよと言うんですけれども、やはりそれでも、もしそういう方々がおられたら、住民説明じゃないですけども、やっぱりそれは丁寧に説明すれば、その利用されている方々も理解してくれるんですよ。そういう説明がないもんだから、村は何もしてくれない、村は動かないという、やっぱり声にも出ると思うんで、今後はやっぱりそういう災害とか、そういうのがあったときには、そこを利用されている方々へのやっぱり説明会みたいな、もうしばらくお待ちくださいとか、そういうのを僕は大事じゃないかなと思うんですけれども、今後の対策としてですね、そういう方々、声があれば、そういう方々にこう当局から出向いてですね、住民に対しての説明も必要じゃない。そういうのも検討されたらどうですかね、建設課長。

○建設課長（早川勝志君）

先ほど、村長の答弁にもありましたように、令和5年、令和6年というふうにですね、災害が多く発生しまして、特に令和5年の6月に起こりました災害については、約15件程度の災害が発生しまして、令和5年度中に約20件の災害が発生しています。それは、これは災害救助法に、失礼しました、災害の負担金で復旧できる工事に関してが、それほどの数で、それ以外にですね、多々、小規模な崩壊とか、道路の損壊というのが発生しまして、なかなか職員でパトロールとかもするんですけれども、なかなか、そのちょっと回らない点があったところは、ちょっとお詫びしたいと思っていますところなんですけれども。災害復旧に関しましては、やはりちょっと時間がかかってしまうと。私どもは大体、災害、災害復旧工事に当たりましては、1週間程度で簡単な報告をしてですね、2か月後には実際の設計が上がった形で、国の設計審査を、災害査定を受けないといけなと。それに伴いまして、成果、災害が確定した段階で、補正を、補正とかですね、そういった形で補正後に、また、設計審査をさらに受けて、発注という形になりますので、災害復旧工事にはちょっと時間がかかってしまうというのは申し訳ないんですけれども、可能な限りですね、村としましては、道路の開放とかですね、その辺は、災害復旧工事にも実施していただきたいというふうに努力はしているところでございます。先ほど、議員がおっしゃいました、事前の広報なんですけれども、やはり何らかの対策をですね、広報のあり方とかですね、また、看板を設置するとか、そういった形も含めてですね、今後、検討させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○3番（前田清和君）

建設課長、ありがとうございます。是非ですね、そういうふうに、住民に広報すれば、住民は、の声というのは、もうしばらく待とうかとかなるんで、住民のやっぱり感情も込めて、その広報して、説明すれば、村民も理解してくれると思うんで、是非、そういうのも、令和7年度はそういう説明会みたいな、取り組むように、いただきたいなというふうに思います。

最後に、もう1点なんですけれども、その大きな災害は仕方ないんですが、特にその村道、集落から上るフォレストポリス線では、その道路の石ころですよ、石ころが、ほぼほぼ、その道路、あるんですけれども、道路に入って、通行の妨げなっていますよね。それは多分、建設課長も分かると思うの。これは別に工事じゃなくて、村のショベルカーで、その道路にこう出てきた石をショベルカーで集めるぐらいは、僕はできると思うんですよね。やっぱり観光客がたくさん来られていて、観光客という、その村道を走るときに、もう道路のその山から道路まで石がはみ出て、大変危険な。村民も、利用されている方も、大変、ひやひやな思いで運転されています。これは、僕、すぐできると思うんですが、そのショベルカーでね、道路に出た分の石ころを、全部、村道。早急にやっていただきたい。令和7年度になったら、何10万で1人のショベルカーの運転手と、村のショベルカーを使う。できることだと思うんですね。これは是非、取り組んでいただきたい。やっていただけませんか。

○建設課長（早川勝志君）

議員がおっしゃるとおり、村道にですね、石が落ちてきまして、ちょっと妨げになっているのは、現場を確認しております。それは、やはり原因はですね、イノシシが結構、イノシシとかヤギとかがですね、崖の上から石を落とすというのがありまして、私ども、今年もなんですけれども、今年度もなんですけれども、道路を清掃、先ほど議員がおっしゃったように、ショベルカーで土砂を除去してですね、やった後にですね、もうすぐにはまた落ちて来るといような現状があります。なので、そこは、どういった対策がとれるかというのをですね、検討しながら、していきたいというふうには思っています。今年度もですね、実際に路線は何路線かですね、そういった形でさせていただいておりますけれども、やはりすぐ、やはり土砂が落ちてきたりとか、石が落ちてきたりというがあるので、その対策も含めて、また、今後も検討させていただきたいというふうに思っています。以上です。

○3番（前田清和君）

最後になりますが、これ、建設課が一応、その県道、村道、担当課になりますけれども、合同会社ひらとみの産業振興課長は、その草刈り班の方々をこう使われていると思うんですよね。草刈りがないときというのは、その方々は仕事はない状態で居られると思うんですよ。そういう方々も、こうそういうその県道、村道の石ころのその除去の方にこう回して、やっぱり建設課とその産業振興課が、そこで連携を取ってですよ、やれば、建設課だけの問題じゃないと思います。産業振興課、合同会社ひらとみの課長も、その人材はたくさんおられると思うんですよ。草刈り班という方々が。そういう方々も利用しながら、やっぱりそのイノシシとかヤギがやってもいちごっこと言われたら、それまでです。それでも、僕がこの前見に行ったときも、その前にいつ取られたか分かりませんが、かなりの量が道路に落ちていました。ですので、やっぱり頻繁に村道の、特にパトロールをしながらですね、やはりこう、もう2か月も3か月も放置するというのはいかなもんな。せめて一月ぐらいに1回はパトロールをしていただいて、それでもし出るのであれば、

やはり産業振興課と連携しながら、道路管理というのを進めていただきたいというふうをお願いをしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（藏 正君）

これで、3番、前田清和議員の一般質問を終わります。

次に、2番、市田実孝議員に発言を許可いたします。

○2番（市田実孝君）

皆さん、こんにちは。質問の前に、一言。昨日、第14回大和中学校卒業式がありまして、10人、10名ほど、10名の生徒が新たな道のために卒業していられました。私たち同僚の勝山議員のお子様もその一人であります。この子供たちは、一昨年の国際交流事業、台湾へも行かれて、知識も豊富な経験をもって、大和中学校を卒業。新たな前途に向かって、昨日、今後のこの大和村を背負う子供たちです。皆様の前途を期待するとともに、一人でも大和村に関わる方になってもらえるよう、期待いたしたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

集落からの要望について。各集落からの要望は定期的に把握され、改善されているのか。

2番、要望が改善に至っていない案件は、集落別に整理してあるのか。

3番、各集落要望を村民に周知し、共有できないか。

4番、今後、集落戸数、字費等、減少する中、集落区長や民生委員等、村の各種委員の報酬の改定は検討されていないか。

大きな2番。大和川、県道の管理において。大和川河口の水深が浅くなっているが、堆積土砂の撤去は県に要望しているのか。

2番、大和川は、現在、台風や豪雨、増水時に対応できる安心・安全な状況にあるのか。

3番、県道の管理で、ガードレールなど、安心・安全な走行のため、夜間反射シールは必要ではないか。

4番、防災センターから大和川沿い及び保育所等の周辺の街灯が少なく、夜間、危険に感じるが、新たな街灯は増やせないのか。

以上、壇上より質問いたしまして、あとは自席にて質問させていただきます。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、市田議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の集落からの要望についての御質問の中での、1番目の要望についての、定期的に把握されているかということと、改善に至っていない案件についての整理については、関連がございましたので、一緒に答弁をさせていただきます。集落からの要望につきましては、平成30年度以降、正式な文書にて要望いただいた件数が26件ございます。そのほか、毎月行われております事務嘱託員会や区長会への協議事項を踏まえた要望のほか、行政報告会での要望などがあり、文書要望に関しましては、年度ごとに整理をされているほか、関係する所管課へ指示を出した上で、対応を行って

いるところでございます。要望内容につきましても、多岐に渡り、中でも公民館改修等、避難所機能向上を主に、計画的に取り組が進んでいるものもございますが、ハード面の要望に関しましては、事業申請や用地、協力での集落と地主との同意の関係で、解決されていない案件もある状況にございます。また、行政報告会等における回答につきましても、事務嘱託員会等を通じまして、回答を予定している状況でありまして、関係課の計画指針等を踏まえた上で、回答をしていきたいというふうに思っております。各集落の要望に対しましては、緊急性なども考慮した上で、取組を進めさせていただくほか、予算編成に当たっては、事業申請等も考慮しながら、対応を図る際には、その計画について、各事務嘱託員会へ、事務嘱託員の方へ説明を行ってきたいというふうに思っております。

質問の3番目にあります、各集落要望を村民に共有できないかとの御質問でございますが、どこまで共有するのかを、事務嘱託員の皆さんの御意見をいただきながら、周知の必要性など、協議を行った上で、必要ということであれば、広報誌等で対応を考えていきたいというふうに思います。

4番目の集落、区長、民生委員等の各種委員の報酬改定は検討されていないかとの御質問でございますが、事務嘱託員に関しましては、令和2年度の地方公務員法及び地方自治法改正に伴い、それまでの事務嘱託員設置要綱を改正する際に、当時の世帯数を根拠といたしました世帯割や均等割のほか、役場までの距離を根拠に、算定基準を基に報酬額を増額改正し、現在に至っております。そのほか、各種委員報酬の検討については、以前の議会及び委員会等でもお話がございまして、他の自治体の状況も確認をした上で検討していきたいという旨の答弁をさせていただいたところでもございます。各専門委員の報酬につきましては、選挙管理委員会を含む選挙立会人等、10の委員報酬を国の基準に基づき改正を行った経緯もございます。また、村の現状としましては、月額5,000円から5,200円の委員が主でありまして、令和5年度に4年度末の奄美大島島内自治体の現状を確認した際には、島内一つの自治体が月額5,800円が主となっており、本村より高い状況で、その他の3自治体におきましては、月額3,900円から4,700円が主となっている状況にございました。今後、村といたしましても、各委員に対する主管課におきまして、他の算定根拠を考慮しながら、対応をしていきたいというふうに考えております。

次に、2点目の大和川並びに県道の管理についての、1番目の、堆積土砂の撤去についての御質問でございますが、大和川につきましては、大和浜荒巻地区から河口までが2級河川となっており、2級河川部分におきましては、県管理、それ以外が村の管理となっております。大和川の土砂撤去につきましては、県に毎年、浚渫事業を要望しており、近年は著しく土砂が堆積している場所を優先に実施をいただいているところであります。

2番目の大和川は、現在、台風や豪雨、増水等に対応できる安心・安全な状況にあるかとの御質問でございますが、大和川については、大和川水系河川整備基本方針並びに大和村河川系、河川整備計画において整備をされ、整備計画では、30年に1度程度の降雨による発生すると予想される洪水に対し、河川からの溢水、氾濫を防止する計画とされており、現在まで河川改修や大和ダムの整

備が行われたところでもあります。

3番目の県道の管理で、ガードレールなど安心・安全な走行のため、夜間反射シールは必要ではないかの御質問でございますが、奄美大島地域土木事業連絡会におきまして、県道沿いの防護柵等を観光地として景観配慮型への改修を要望しておりますので、反射機能を有する景観配慮型の防護柵等への改修を要望してまいりたいと考えております。また、急カーブ等の反射材等がない既存防護柵等については、安全対策について、県の方へ要望してまいりたいと考えております。

4番目の防災センターから大和川沿い及び保育所等周辺の街灯設置についての御質問でございますが、基本的に集落内の街灯設置につきましては、これまで増設、改修は集落にお願いをしているところであり、既存街灯のLED化への改修には補助をしている状況でございます。その他の県道等における防犯街灯につきましては、村管理であることから、村で対応を行っている現状でございます。しかし、村が新たな新築住宅整備等において、周辺が暗いとのことで、集落要望を受けて、住宅敷地内への設置を行ったこともあります。村といたしましては、基本的に集落内にある居住区域での街灯増設及び改修については、集落の方で対応をお願いしたいと思っております。しかし、今回の御質問の現地におきましては、居住区画から離れておりまして、県道へつながる村道の管理の点から、夜間における現地確認を行った上で対応を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長、あるいは自席の方から答弁をさせていただきます。

○2番（市田実孝君）

この集落の要望はですね、各公民館に村長さんが行政報告会で来られるときにですね、集落の区長さんをはじめ、役員会において、前もって、集落の要望はたくさんありますけれども、その中でも特に困ったことを優先的に村長に要望を上げて、お願いするという、各集落においてですね、そういう流れだと私は思いますが、この要望とかはできる、予算上、できる、できないがあると思います。そういうことで、何年経っても、要望を上げて実施に至らないと、ところとかですね、そういったのはまとめていらっしゃいますか。

○総務課長（政村勇二君）

その予算の関係上もございますが、やはり大きな、例えば背後地における法面工事であったりとか、そういったものに関しましては、やはり県との兼ね合い等もございます。ましては、また地主等の、そういった同意の関係もありまして、進めていない状況もあるものに関しましては、事務嘱託員等に説明をするよう、各主管課の方でも対応を図っているというところでございます。また、そのほか、細かく要望が上がっているものに関しましては、こちらとしても、例えば防災機能向上のための公民館改修を一括してやりたいという事業要望の中で、まとめて申請を上げることもありますので、そういったところは、例えば、今まであったトイレの洋式化であったりとか、LED、LED化を、年度別で申請するよりは、もうまとめて出してくださいというようなところで、

区長さん、事務嘱託員の皆さんには、説明をした、しているところです。また、なるべく、今、現状、進んでいない状況においてもですね、主管課の方から、今、こういった状況で進んでいないんですよというところの説明はさせていただきたいというふうには思っております。

○2番（市田実孝君）

この件はですね、私、上げさせていただいたのは、村長さん、行政報告なり施政方針、説明で、現状の村政を村民と一緒に語ろうということで来られて、来るわけですが、やっぱり仕事の都合上、その時間に来られない、公民館に来られない、各、各今里から国直まで、公民館に来られる方というのは、集落の区長さんはじめ、面々、役員の方とか、中心になる方が特に来られますが、一般の集落に住んでおられる方が、なかなか仕事の都合で来られないとか、集落の参加率にしろ、50%を私は超えないもんだと思います。あと、5割、6割の方は、そこに住みながら、やっぱり困ったことを集落の責任者とか、大和村はですね、私たちはこれに対して困っているのに要望も上げない。要望もどうなっているか分からない。何を上げているのか分からないという状況に、思っている方も、多分、いらっしゃるのではないかと私は思うんですよ。役員の方だけが知ってですね、そして、役場に、これに対する要望を上げたときに、集落に要望を上げたときに、先ほど村長さんもおっしゃいましたが、各課には指示を出しておりますとね。ほかの課は分からないわけですよ。このよう、集落の要望、何々集落ではこういったことを要望しているんですよ。これは、村民が知る必要があるんじゃないかと、私は思うんですが、来られなかった方も、多分、たくさんいらっしゃるわけですよ。うちの集落である、住んで、住んで、こういったことを思う、個人的には思っているんだけど、村に対してこういった要望をしているんだよということは、皆様に周知させる必要がある、あると思うんですよ。そして、役場では、こういった予算上、できないから、しばらく待ってください。次の国に上げる要望とか、県に上げる要望で実施したいとかのですね、そういった返事があると思いますが、いかが、どう思います。それは必要じゃないかと、私、周知することは必要じゃないかと、私は思うんですが、どうですか。

○総務課長（政村勇二君）

令和6年度の行政報告会におきましては、確かに、回った当日がですね、各集落、ちょっと寒さもあったもんですから、確かに例年に比べて、各集落における参加人数は少なかったように思っております。そういった中で、今現在、各集落から要望いただいたものに関しましては、全課にその内容を総務課でまとめたものを、今現在、投げている状況でございまして、それを3月の事務嘱託委員会、年度末、最後の週に行う予定ではございますが、そちらに回答できるように、今、まとめている状況でございます。その行政報告会における回答は、事務嘱託員会を通じて、こちらもこういった文書での回答を予定しているところではございますが、それに対しまして、各集落がこういった要望があって、こういった、周知するべきではないかというところも併せてですね、集落によっては、自分なんかのこういった要望まで出さなくていいというお考えの集落もあろうかと思しますので、まずは3月の事務嘱託員会において、行政報告会における回答を、まず、出した上でです

ね、そちらの中で、また、周知方法に関しては、協議をさせていただきたいと。全集落において、やはり周知の必要性もあるということであれば、また、4月以降のですね、広報誌等に掲載の予定を、どういったページになるかというのも考慮しながら、対応を図っていききたいというふうに考えております。

○2番（市田実孝君）

村民、皆様がですね、一緒になって、そこに住んでいる集落の悩み事を村が解決していただけるのかどうかということ、大和村民が全て知った上ですね、そこに住んでみて、はじめてこういった問題も、要望も起きるわけですから、周知は私は必要だと思いますので、御検討のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

次ですね、集落の区長さん並びに日当の検討はどうですかということで上げさせていただいたんですけども、令和2年に事務嘱託員設置要綱ですね、これ、パソコンで取り、取ったんですけども、これ、令和2年度の改正でなさっていると。今、現在なんです、これ、間違いはないですね。令和2年度。

○総務課長（政村勇二君）

事務嘱託員の要綱に関しましては、直近では令和2年度の要綱が最終で、現在、運営している要綱でございます。

○2番（市田実孝君）

これ、令和2年度の、この2年度って、何年経ちましたっけ。課長、2年から。

○総務課長（政村勇二君）

現在、令和6年度ですので、4年になります。

○2番（市田実孝君）

この区長さん並びに役員はですね、ボランティアであるかも分かりませんが、やっぱりですね、この区長さんの仕事ですね、嘱託員は広報誌、その他、印刷物、文書の配布。風水害、その他、災害調査。行政事務に関する連絡、伝達、周知。各種会議、式典等の参加に関する、その他、行政事務への協力に関すること。これ、いろんな分野でですね、区長さんという方は活躍なさっているわけですね。例えば、何か課から、こういったことで会合のことにしろ、災害のことにしろ、その都度、区長さんというのは、役員を集めたり、何らかの会合をしたり、皆様の各課、各課、一人一人のあれでは、1課の問題かも分かりませんが、区長さんは正直言いまして、全般にわたり、行政に協力なさっているわけですよ。その仕事量を見ますと、よっぽど財政的にですね、個人的にゆとりがないと、この区長職というのは私はできないんじゃないかと思うんですよ。私がね、言いたいのは、会計年度のボーナス、きちっとやらなければいけないとか、報酬の見直しとか、今回、なさいましたよね。その1会計年度職員以上の、私は、仕事をやりながら、地域の集落をまとめて、この大和村のですね、村長、行政のバックアップをしているのが、私は区長であると思うんですよ。そういった方に対する報酬は、これ、余りにも私としては、金額的に少ないんじゃないかと思うんで

すが、この報酬額表というのは、字、字のあれで決められたとあるんですが、日本のあらゆる自治体を見ましても、いろんな報酬と抱き合わせてですね、行政の協力員というのは、もう一つ、いろんな役職を持ってきてですね、報酬はそれなりの報酬を与えると、私は認識しているんですが、これ、少なすぎないですかね。いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

令和２年度に改正を行ったのは、こちら、先ほど議員の方から区長さんのお話があったと思います。我々としては、この事務嘱託員といたしまして、行政でその配布物とかお願いする分の月額を、この要綱で決めさせていただきました。それは、当時の世帯数であつたりという根拠を、あと、また必ず定例会には出席しなければならないというところの交通費ですね、交通費と言いますか、距離を換算した日額となっております。これプラスですね、この地方公務員法の改正があつた際にですね、令和２年度、事務嘱託員としては、この月額を各集落ごとにばらばら、こう設定させていただいたんですけれども、それと別にですね、この地方公務員法改正になったときにはですね、今、各集落の事務嘱託員が行っている徴収、集合徴収ですね、徴収金事務、こちら、有償ボランティア制度には載れないもんですから、そちらはまた、その１日は必ず集合徴収を行うと。大和浜と大棚集落においては、１日半は必要だということで、この月額報酬と別で会計年度任用職員の日額を、また、月１日の集落であつたり、１．５日の集落をプラスアルファして、この月額プラス、支給をさせていただいているところでございます。この業務内容に関しまして、報酬が安いということではないかということ、なかなか我々としても、答弁、厳しいところであるんですけれども、また、その職種の内容とか、こういった状況であるかというのは、また、今現在、いらっしゃる事務嘱託員の中でもお話をさせていただいてですね、また、集落によっては、この事務嘱託員の報酬、そして、先ほど言いました会計年度任用職員における日額の集合徴収の報酬と合わせて、また、集落において、多分、うちの集落ではそうなんですけれども、区長報酬というのが、各集落、また別々あつて、また、区長さんの手当としては、またそこから、集落の方からも出ているというお話も、集落において、あるというふうに思いますので、事務嘱託員としての報酬は、今、月額、こういった形で設定をさせていただいているところでございます。

○２番（市田実孝君）

これ今、区長報酬とは別、集落で出ている話とは別にですね、私は事務嘱託員の報酬が、世間一般から見て、余りにも安すぎるんじゃないかということで、今、質問に上げさせていただいているんですけれども。この事務嘱託員ですね、仕事の量。仕事の量を見ますと、これは普通の会計年度任用職員以上の仕事をなさって、集落を盛り立て、全てですね、村単位にしろ、９月９日、豊年祭にしろ、いろんな行事において、村が活性化するのも区長の力だと私は思っているんですよ。区長さんが動かん限りは、村の活性化も私はないもの。先だって、鹿児島国際大学の生徒さんが来られてですね、集落の調べ物で来られました。そのとき、やっぱり区長さんは声掛けして、参加してくれろと、生徒たちの意見を聞いてくれと。そういった形で、時間なり暇をずっと潰されている

んですよ。その事務職員のその仕事、その中にはいろんな会議、式典、昨日の卒業式にも参加しますよね。そういった暇を考えると、余りにもこれは金額的に少ないんじゃないかと私は思います。世間の考えからしてですね。これは、ある程度報酬を上げてですね、若い世代でもできる程度の報酬ぐらいは、近い報酬は、ぐらい、検討なされた方が、私はいんじゃないかということで、今回、検討してもらって、いかがですかということで、上げさせていただき。一応、区長さん自らは、自分の報酬を上げてくれということはいません。民生委員の方だってそうですよ。そういうことを本人自らが、今までの流れと慣習からいけません。そういうのは、やっぱり行政におられるあなた方がですね、考えて、自分らの仕事は区長さん、協力なしではできていけないんだということを認識、もうちょっとされてですね、区長の報酬はそろそろ改正、改定なり、なされた方がいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務課長（政村勇二君）

確かに区長さん自ら上げてくれというのは言いづらいかもしれませんが、こちらの方としては、しましても、類似団体である自治体、そしてまた、他の自治体等の現在の状況を、まずは調査させていただきたいというふうに思います。その中で協議を進めさせていただきたいというふうに思います。

○2番（市田実孝君）

その件については、類似団体はですね、いろんなのを組み合わせて、報酬を上げるような方法を取っておりますので、御検討、お願いいたします。

それでは、2番の大和川、県道の管理において質問をさせていただきます。これ、建設課長ですね、私事でなんですけど、50年ほど前、小学校、中学生の頃ですね、大和川の橋の上から飛び込んだり、下に土台があるんですけども、その当時、土台の半分ぐらいまで見えとったわけですよ、こういうね、橋桁の下に。今、そこが埋まって、土だけ、土で埋まっているんですよ。その頃ですね、上から飛ぶのは中学生で、下から飛び込むのは小学生ということで、一応、私、上から飛び込んだ、一度おぼれたことがあるんですよ、深すぎて。50年も経つと、これ、この頃ずっと見ますと、川の尻の辺りも砂がこう被ってきてですね。この間、議員の皆さんと一緒にですね、集落座談会に行かせていただきました。そのときにも、集落の婦人の方からが、この頃、大和川が浅くなって、大水のときとか、台風のときとか、もうあの、ここは、ここの方はいいわけですよ、県道がありますから。向こう側ですね、集落の。あっちから水が溢れてこないか心配しているんだということも、議員のあれに、要望に聞かせていただきます。その件に関して、課長はなんか耳に入って、どう思われていますか。いかがですか。

○建設課長（早川勝志君）

大和川なんですけれども、私も小さいときは大和川でよく遊ばさせていただきまして、その頃とはですね、河川の状況も変わっております。昔は神社前に水門があったりとかですね、それもあつたんですけれども、道路の工事とかですね、河川の改修工事により、幅員、河川幅も大きくなり、

河川断面も大きくなり、水量も、流れる水量も多くなっているというふうに聞いております。その大和川、大和橋付近ですね、土砂の堆積でございますが、私どもも、以前、確認をさせていただいてですね、その土砂があるものですから、村の方で、県の方がやるべきなんですけれども、村の方で実施しようかということで、土砂の、要はですね、寄り洲、除去しようかと、押し土しようかということで考えたんですけれども、実は大雨によりですね、その土砂がすぐ変わって流れてしまうことがあるんですね、河川ですので。要は、上流の方からやはり流れていく砂でございますので、その辺は、今の現状がですね、どのぐらい溜まっているかというのを確認しながら、それが雨で流れるものなのか、それとも、基本的に土砂の堆積については、上流部の方から、私ども、県の方に要望させていただいておりますので、防災センターの上とか、その辺がですね、よく草と一緒に堆積するということもありますので、そちらを要望させていただいておりますので、その辺の要望を確認し、結果を確認しながらですね、もし河川の下流部、大和川のさらに下流部、河口側が溜まっているのであれば、その辺もですね、含めて、要望の場所を変更するとかですね、そのような対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○2番（市田実孝君）

やっぱりですね、私ども議員に対してですね、村長の施政方針もあるようにですね、防災面で安心・安全な地域づくりと謳っておられるわけですから、この方々は安心・安全じゃなくて、不安に思っているんですね。不安だから、わざわざ議員に対しても、これ、大丈夫ねということ言ってくるわけですよ。安心・安全、心が安心。この方々は不安と、今、思っているわけですよ。今、課長からですね、一旦流れてしまうもんだからということ。流れてしまって、また寄っているわけですよ。そういった現状があるわけですから、流れてしまうからということを見ると、そのままほっといていいのかという問題ですよ。大雨が来たときに、不安ですよという方がいらっしゃるわけですから、いや、流れてしまって、また流れるかもよというような答弁は通らないと思うんですよ。改修で幅が広がったとおっしゃいますが、大和川が広まった50年、見ていますけれども、あの橋の長さが10m、20m広がったという経緯は、私は記憶にございません。幅はそのままだと思います。広がったのは、この神社からこの保育所前のその川は広まったですよ。思勝川はこう、思勝の土手がなくなったわけですから。その部分は確かに広がっています。この、私が言っている、その大和、旧大和橋の辺りは広まっておりません、50年間。私は島で生きているわけですから、それ、分かりますよね。そういうことですから、今、溜まっている土は、砂です、あれ。それは取っておいた方が不安に思わないんじゃないですかということで、提言をさせていただき、いかがですか。

○建設課長（早川勝志君）

先ほどの答弁で、すいません、誤った解釈というか、私がお伝えしたのが間違っただけかもしれないんです。取らないという、土砂を除去しないというわけではなくてですね、様子を見させていただきたいということでもあります。まだ、河川の寄り洲除去に関してはですね、まず場所を、一番溜ま

っているところを取るというのが、原則となりますので、その辺の土砂を含めて、土砂を、一番溜まったところの土砂を含めて、予算の限りも、県の方もありますので、その予算の限りですね、河川部とか、河口部とかですね、その辺も除去していただけるような形で、要望させていただけたらというふうに考えているところです。

○2番（市田実孝君）

併せてですね、あの大和川のその上流の方で、堆肥センターがありますね、村の。その手前に橋があります、でかい橋が。長溝にこう架かる橋が。そこが、川が二つ、分かれていきますが、右の方に行ったら堆肥センターがありますよね。そこに橋がありますよね。その下の河川ブロックとか、崩れて、もうそこら辺の方が不安に、道のところまで段々削ってきていると。河川が落ちてですね、ブロックが落ちて、壊れ。それは、ちゃんと災害等とかに上げて、申請はなさっているんですか。

○建設課長（早川勝志君）

議員のおっしゃりました場所につきましてはですね、私ども、現場を確認しておりますので、そこは先ほど申し上げたとおり、県管理の場所になっておりますので、県の方に御連絡して、連絡をさせていただいて、県の方で何らかの対処をするということで、確認はしているところでございます。

○2番（市田実孝君）

やっぱり村民はですね、やっぱりそういったことで、1年なり2年なりほっておくと、これ、役場の建設課は気づいているのかということで、私のところに言ってくるわけですよ。不安に感じているわけですから、そのポールとですね、あれとか、自分なんかは分かっていますよという意味ですね、ポールでも立てておけば、いつか、2年後なり、予算の関係上、3年後にですね、工事する、建設課はするんだという。そのままほっておくとですね、そのたびにあれなんか気づいているのかと、私のところに言ってくるわけですよ。そういうこともありますので、私はちゃんとここで確認しています。ポールでも立てておいたら、建設課長、早川さんは気づいておられるんだと。そういうことから、よろしくお願いしますね。

それとですね、増水時、台風時、安心であるように状況は見ておられるということですよ。3番目の県道の管理、ガードレールの安心・安全な走行のために、夜間シール。これを上げさせてもらったのはですね、5年ほど前から、古仁屋、夜間、行く機会がありまして、通っていますとですね、国道ですよ、向こうは、国道。だから、えらい走りやすいわけですよ、夜間。青いシールがば一と貼ってあるわけですから。少々スピードを上げて走りやすいわけですよ、青いシールで道をこうつくっておるわけです、反射してくるわけですから。これは、国道だから予算がおりとる、下りているんだろうねと4・5年前から思っていたら、この間、南部議員大会があったときに、帰り頭、あれと思ったら、宇検通ってきたわけですよ。そうしたら、宇検の県道沿いもずっとシールを貼っているわけですよ。あれ、宇検があったら、これ、国道じゃないよねと思ったんです

が、それは、宇検と大和村、何が違うんですか。道、道路、ずっとシール貼ってあるんですけども。大和村、貼ってありませんよね。貼ってあるの、この大和川のここら辺は貼ってあるんですよ。ほかのところ、貼っていないんですが、それ、何か対応が私は遅いような気がするんです。いかがですか。

○建設課長（早川勝志君）

瀬戸内町と宇検村の反射のシールということなんですけれども、すいません、私も宇検村と瀬戸内町、現場をちょっと確認していないので、ちょっとあれなんですけれども、国道に関しては、さき、数年前にですね、網野子トンネルができて、改良された区間なのかなというふうに考え、感じておりまして、改良に合わせてですね、何らかのその対策をされているのかなというふうに思っているところです。宇検村に関しては、ちょっともう場所が分からないんですけれども、先ほど村長にも答弁して、答弁の中にもあったんですけれども、防護柵を、県道の横の防護柵を変える場合に、例えば私どもも、村道でもあるんですけれども、防護柵に反射型の、反射型、反射板が付いた防護柵を設置するという方法をやっておりますので、その防護柵の更新に合わせた形でされているのか。ちょっとその辺は、すいません、私どもも現場確認して、対処、その現場を確認していないものですから、あれなんですけれども、村としてはやはり県道がですね、改良していただく、その防護柵をもし改良していただく、更新していただく場合には、その反射型のパイプにするの、併せてですね、環境配慮型の観光地に適せる、観光地に向けた、配慮したような形の防護柵にしていだきたいという要望をさせておりますので、その中の一環でできればというふうに思っているところでございます。

○2番（市田実孝君）

建設課の方でも対応なさっているということですね。

4番の防災センターから大和川沿いの街灯は増やせないのか。いつも、そこら辺は暗いなど私は感じているんですよ。これ、集落の、思勝集落はですね、ほかの地区よりは私は明るいと思っています。そうしたら、住宅が建っていないわけですよ、学校周辺とか、そこら辺はね。そういうことで暗いかなということなんですけれども、この住民税務課長。この集落のですね、さっきも村長から答弁いただきましたが、その電気代ですよ。これ、集落、電気払っていますよね、各集落が。これ、集落別に、どの集落が幾らぐらい、年間、電気代を使っているかって、そういった把握とかなさったことありますか。

○住民税務課長（池田浩二君）

各集落での電気代とか、いろいろ、街灯にしろ、公民館とかいろいろあるんですけれども、そういったものは特に把握してはおりません。私、津名久集落に住んでいて、監査をしている立場から、津名久集落はどのぐらいというのは大体分かるんですけれども、ほかの集落というのは、全く、今、把握がされていない状況でございます。

○2番（市田実孝君）

この県道沿いのですね、街灯は、多分、これ県が払っているわけですよね。どうですか。どこ。

○総務課長（政村勇二君）

県道沿い、分かりやすく言えば、国直から湯湾釜までの街灯であつたり、湯湾釜からこちら、津名久集落までの街灯は村が管理しておりますので、村が払っております。

○2番（市田実孝君）

この県道は、県道沿い、集落の中を県道沿いが走っているところは、村が払っていると。やっぱり明るいわけですよね。この思勝のように、こう中に入っているところまでは、この道は、街灯は届かないわけですから、自ずと集落とかは電気代がかさむわけですから。そして、学校周辺とか、その役場からの帰り道とか、家がないもんですから、街灯は設置されていないという、少ないというわけですね。この、教育委員会に、課長、お聞きしますが、この街灯、防犯灯ですよね。子供とかが通う道路沿いとか、やっぱり防犯灯をね、学校周辺の敷地内、その近辺の街灯、防犯灯ですね。それは、今里の学校から含めて、電柱を立てて、防犯灯とか、学校では設置されています。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

教育委員会です。防犯灯、学校、基本的に、議員、夜間は子供たち、余り出歩かないというのが基本でございます。防犯灯、集落の中にある学校とか、やっぱり集落の方が暗いと思うんであれば、役場の方に要望を出していただいて、学校の方では防犯灯はつけていない状況でございます。そこはまた、集落の方で検討してもらってですね。基本ですね、ここの村長の答弁もあつたとおりですね、集落から離れている部分については、道路管理者とか、そこら辺で、また今度、現地を確認していただいて、つけるかどうかというの、検討した方が、教育委員会としてはいいと思っております。以上です。

○2番（市田実孝君）

やっぱり子供がいなくても、やっぱり施設管理がありますから、やっぱり学校が暗かったらですね、防犯上、私は悪いんじゃないかと思うわけですよ。そういうことで、防犯を兼ねてですね、役場周辺の集落外のところは、防犯灯なりをつけて、せめて明るさを保った方がいいと思うわけですね。それで、夜間、いろんなナイターソフトとかあるときには明るいですが、消えてしまうと暗くなる。それで、企画課長にお聞きしますが、村の指針にもありますように、高等教育機関と連携による関係人口、交流人口を目指すというふうに謳っておりますが、やっぱりこの間の鹿児島国際大学の生徒とか、高等学校の学生と、やっぱりこういった集落に引っ張ってきてですね、集落の良さを、集落の連携を保ちながら、拡大人口を図っていくという考えでよろしいわけですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

高等教育機関などと連携をした関係人口の創出ということでございますが、当然ながら、関係人口を創出され、するためには、研究、調査に来られる学生の方々、そして、地域の方々が密接にかかわる、そういったプログラムを提供することが大切だというふうに考えてあります。やはり、人

と人とがつながることで、そこではじめて、関係性ができてくると。そういう観点に至った取組を実施したいというふうに考えているところでございます。

○2番（市田実孝君）

ありがとうございます。なぜ私がそのあれを言ったかというですね、この間、国際大学の生徒さん、7・8名と公民館で話したときですね、まず最初にですね、大和村は暗いって。怖いって。そして、年寄りの方々が道路で、道路でね、夜にですね、転ばないかと心配しとったわけですよ、暗いって。私たちは、島に住んでいる人は、こんなもんだろうという感じで、長年生きてきましたが、気づかないわけですよ。その子供たちは暗いんだって、大和村が言われてですね、私もそうだったね。内地から帰ってきたときは暗かったねと思ったんで、だんだんだんだん島に慣れてしまってますね、暗いのが当たり前と思っていたら、やっぱり若い世代、内地で、都会で生きている方々は、島に来たら暗く、不安に感じるわけですよ。特にこの学校周辺とか、防災センターのそこら近辺、やっぱり泊まれたんでしょう。不安に感じているわけですよ。そういったことで、島が、大和村がですね、ちょっと不愉快な気持ちに、子供たちは怖いねということが起こらないように、ある程度の明るさは、私は必要じゃないかということで、この問題を上げさせていただきましたので、やっぱり夜ないですね、少々暗いところ、明るくしとかというような、配慮をなさっていただきたいと思います。総務課長、最後をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

やはりその居住区域における暗さというのは、やはり各集落様々だというふうに思っております。今回の現地におきましては、やはり県道につながる道で、やはり危険性があるというところを踏まえまして、周りには、また、公共施設等もあるところでございますので、保育所、学校施設。確か、プールの入り口にありますが、道路側ですね、遊歩道と言いますか、歩道があるところには、街灯が1基あったと思いますので、そこからどの区間がどういった暗さなのかというのは、また、夜間調査をいたしまして、また、補正予算等での対応を考えていきたいというふうには思っております。また、そのほかですね、集落がどの程度暗いとかというところは、また、これもまた、区長さん、事務嘱託員の皆さんにちょっとお諮りしないと分からないところでもありますので、協議事項、また、その他、区長会での協議事項での話し合い等ができれば、打ち合わせ等ができればいいのかなというふうには思っているところでございます。

○2番（市田実孝君）

どうもありがとうございました。これで私の質問を終わらせていただきます。どうも、失礼します。

○議長（藏 正君）

これで、2番、市田実孝議員の一般質問を終わります。

暫く休憩いたします。なお、13時30分から再開いたします。

休憩 午前11時53分

-----○-----

再開 午後 1時30分

○議長（藏 正君）

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

1番、奥田浩一議員に発言を許可いたします。

○1番（奥田浩一君） 皆さん、こんにちは。初めての一般質問なもので、多少、緊張もしています。

不手際もあると思いますが、御了承ください。

それでは、一般質問に移させていただきます。

1、2月17日月曜日に起こった、役場職員の事故について。なぜ、そのようなことが起こったのか。いままでもそのようなことはなかったのか。今後の対策はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

2、マルチコピー機の設置場所の見通しについて。役場内に設置ではあまり効果がないのではないか。もっと利用しやすい、例えば消防分駐所とかは検討対象、検討対象にならないかをお伺いします。

3、アマミノクロウサギ研究施設飼育Q u r u G u r uの人材について。どのような雇用形態で募集をしたのか。募集の進捗状況はどうなっているのか。

4、フォレストポリスの施設や遊具施設の点検、管理状況について伺います。フォレストポリスにあるまほろば館、物産館は現状、どのような使用状況は。また、今後の用途、利用予定はどうなっているのか。遊具施設の充実等、故障中の遊具施設の整備、点検等を行い、子供たちが安全、安心・安全で遊べるように速やかにできないのかをお伺いしたいと思います。

残りの質問は自席にて行います。よろしくお願いします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。それでは、ただいまの奥田浩一議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の役場職員の先日の事故についての1番目、なぜ、そのようなことが起こったのかとの御質問でございますが、まず、役場の各種業務を執行していく中では、様々な庁舎外での業務がございます。今回、事故が遭った場所は、志戸勘集落内の今里水源地までの管理道路上で起きた事故でございます。帰庁予定時間を過ぎても職員が帰ってこないため、住民税務課職員が外勤現場に行き、職員を発見して、大島地区消防組合への救急要請を行い、救助隊による救出、救急隊による搬送、医療機関での処置が行われたところでございます。今回の事故の要因といたしましては、携帯電話の電波が弱い山中での外勤であり、本当に必要な外勤であったのかを確認をせずに、職員1人で外勤を許可したことが原因の一つであると考えられます。もし、複数であれば、妨げる可能性もあったのかもしれません。

2番目の今までもこのようなことがあったのかとの御質問でございますが、過去に大棚地区の水源地近くの管理道路上で、運転操作を誤って、河川に落下しそうになっている公用車が救出された

事例があります。その際は、職員2名での外勤でありましたので、適正な運転を心掛けていれば、妨げたかもしれません。

3番目の今後の対策は、についての御質問でございますが、事故が起きた原因を確認し、今後は各課ごとに外勤の内容を精査して、連絡がつながりにくい場所での対策を行いながら、不測の事態になった場合のことを考慮して、職員単独ではなく、複数での外勤を行い、安全確保を図るために、今後の業務執行のあり方を検証していきたいと思います。併せて、車両での事故は正しい運転操作をしなければ交通事故につながるケースがありますので、安全運転に十分心掛けて、職務を遂行するように指導していきたいと考えております。

次に、2点目のマルチコピー機の設置場所の見通しについての御質問でございますが、マイナンバーカードを活用したコンビニ交付につきましては、今月10日から全国のコンビニで交付が始まりました。また、今月の24日には、名音郵便局及び役場庁舎内でのキiosk端末での交付が開始されます。効果につきましては、名音郵便局では戸円集落から今里集落の住民を対象に、必要な住民票等が役場に行かなくても交付されます。また、役場庁舎内でのキiosk端末に関しましては、役場閉庁日でも交付が可能となりますので、奄美市のコンビニに行く移動手段がない方の利用が可能になります。また、コンビニ交付等が実施されることにより、マイナンバーカードの取得率の向上にもつながると思います。

次に、奥田議員の御質問にあります、役場内ではあまり効果がないのでは。消防分駐所とかは検討対象にならないのかについて、についてでございますが、検討はいたしましたけれども、キiosk端末の保安員やセキュリティの観点から、役場庁舎内に設置した方が、利用者の操作の問い合わせ等に関しましても、日直の職員での十分な対応が考えられます。また、効果についても、初めての取組でありますので、状況を見ながら判断していきたいと考え、思います。3月11日にはキiosk端末が設置をされまして、3月24日の交付開始に向け、日直の職員に対しまして、直接、メーカーさんから取り扱い説明が行われたところでもございます。今後もコンビニ交付並びにキiosk端末の活用による村民の住民サービスの向上を図っていきたいと考えております。

次に、3点目のアマミノクロウサギ研究飼育施設、Q u r u G u r uの人材についての御質問でございますが、獣医師、村職員以外のアマミノクロウサギミュージアム、Q u r u G u r uで業務に従事する人員の募集につきましては、昨年11月28日から12月23日の期間、地域おこし協力隊員の募集を行い、1名の協力隊員の採用を決定しております。また、その他の従業員の募集につきましても、2月5日から2月12日の期間、防災無線及び村ホームページで募集告知を行い、村内から5名の方の採用を決定しており、人員の体制としましては、獣医師1名、村職員1名、協力隊1名、従業員5名の計8名となっております。従業員5名の雇用形態でございますが、令和7年度は合同会社ひらとみで雇用し、1年間の勤務状況等を確認させていただいた上で、令和8年度から会計年度任用職員へ登用することを計画をしております。

次に、4点目のフォレストポリスの施設や遊具施設の点検、管理状況についての御質問ござい

ますが、まほろば物産館は木造2階建て造りの構造で、1階部分は農産物の直売ブース。2階部分は飲食を提供する店舗スペースが設けられ、平成10年度に完成し、2階の飲食店舗は平成19年度まで営業されておりましたが、その後は倉庫としての利用のみとなっております。建物自体も完成から27年が経過し、シロアリ等の被害も、被害も見られ、老朽化が著しい状況でありますので、今後、計画いたしております、フォレストポリス再整備事業において、取り壊しの方向で検討したいと考えております。

次に、遊具施設についてでございますが、現在、フォレストポリスの上部園地には、子供用の遊具として、バッテリーカー4台、大型木製複合型遊具1基、小型木製複合型遊具1基、1人乗りスプリング遊具4基、4人乗りスプリング遊具1基、ブランコ1基、トランポリン型遊具1基がございます。遊具につきましては、1人乗りスプリング遊具4基中2基が老朽化による破損のため、既に撤去済みであります。その他の遊具につきましては、一部、老朽化による作動不良及び破損部分があるものの、使用可能な状態であります。遊具につきましても、まほろば物産館と同様に、フォレストポリス再整備事業におきまして、改修及び新設等を検討する計画としております。しかしながら、遊具の一部破損や長年の風雨の影響による表面部分のニス等の塗料の剥がれ、汚損等がある現状では、使用が可能ではあるものの、多少なりとも支障があることから、早急な修繕対応を図ることに合わせ、日常点検による老朽化対策をしっかりと行い、保護者が安心して子供たちが楽しく遊べる環境整備に取り組みたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長、あるいは自席の方から答弁をさせていただきます。

○1番（奥田浩一君）

村長の答弁、よく分かりました。ちょっと細かいことを聞きたいんですけども、僕も一応、やっぱり同じ島に住んでいる人間として、いろんなところを、周りからも話を聞いております。僕も現場に見に行きました。事故が起こったことは、本当、不幸なんですけれども、なぜそういうところに1人で、目的として、まずは何をしに行ったのか、1人で。なんの確認に行ったのか。それは仕事でだと思ふんですけども、僕、行ったときに、やっぱり何か構造物を造られていました。その確認に行ったのかなと思って。また、その場所もものすごい急勾配。僕なんかも大型乗ったり、いろんな車の仕事はしていますけれども、そういうところに、車を普通は止めないというような状況のところで、何らかの事情があつて止められたと思ふんですけども。輪留めをしていたとか、そういうのも聞いています。でも、ちょっと輪留めじゃ、もしかするとその車の整備状況にもよると思ふんですけども、なかなかきついなという感じだったんですけども。そもそもの目的は何をしに、その職員さんは行かれたんですかね、1人で。お願いします。

○住民税務課長（池田浩二君）

その事故があつた管理道路上での事故ということなんですけれども、一昨年、6月20日に豪雨災害が、集中豪雨がありまして、今里の水源からですね、浄水場までのあの導水管と、間にある接合

井という施設があるんですけれども、それがもう流されたことによってですね、今、工事を、今、やっているところなんですけれども、その接合井のですね、型枠が外れたという、業者からの連絡を受けて、本人が行ったということで、私も許可したんですけれども、何度も行っているところですね、大丈夫だろうという、私、1人、私がちょっと安易なちょっと考えで行かせたかもしれないくて、もう、職員に対しては申し訳ないと思っているんですけれども。もし複数であればですね、そこ、現場が、その事故の現場から2・30m上の方には平らなところがあるんですね。そこに車が3・4台止められるところもありますので、そこに、平坦なところに止めて、そこから歩いて行って、現場に行けば、また、そういった事故は起こらなかったのかなという。どうしても、勾配、見られたと思うんですけれども、40度ぐらいの勾配があったと思います。そういったところで、車、輪留めをしたというお話も聞いているんですけれども、そういった中で、私1人、私の方がちょっと1人で行かせたという責任を痛感しています。以上でございます。

○1番（奥田浩一君）

課長、ありがとうございます。僕は、聞きたいのは、この事故が起きたことは大変良くないことなんですけれども、今までその車のタイヤ止め一つにしても、公用車には全部、装備しているのか。また、民間の場合は、そういう危険な作業とか、そういう場所に行くときは、必ず2人以上が普通になっているんですけれども、その労協の関係とかいろいろあると思います。作業内容についても。やっぱりこう遭ってから、こういうふうに、変な話、こういうところで、僕、話すべきことじゃないとすらも思っています、そもそもが。だけど、やっぱりこの田舎という特殊な環境で、あれどうなったの、これどうなっているのというのは、皆さんも経験されていると思いますけれども、やっぱりこういうのは別に隠すことじゃなくて、その、もちろんその子が責められるとかも、もちろんあってはならないことなんですけれども、やっぱりこういう事故が起きたと。役場の方でこういうふうに周知をして、皆さんも気を付けてくださいぐらいの僕は立ち位置でやってほしいと思っています。その退勤システムとかね、そういうのも、先ほど村長の方からは、課長の方が帰ってきていないということで見に行かれたと聞いていますけれども、僕の方に入ってきているのは、その子供を保育所に迎えにいかないといけないのになぜ帰って来ていないんだ。変な話、もう普通、よく家庭であるようなやり取りで帰って来ていない。その情報が、時系列でいうと遅くなったところで、課長の方に連絡が来て、課長が現場、見に行って、それから救急車を呼んでというふうに、僕も一応話は聞いています。ですから、この辺、別にその住民税務課だけでなく、ほかの課ももちろんそうなんですけれども、その辺のやっぱり、職員の生命を預かる責任者として、村長筆頭に、やっぱりその辺の管理は、今後、やっぱりもうちょっと大事にしていってもらわないと、もし万が一、本当に命を落とすとか、何かあったときに。僕もその車がほら、管理道路からちょっと落ちてたというのも聞いていますし、不幸中の幸いといったらそこまでかもしれないですけれども、今後、ほかの課でもあり得ることなんで、田舎は。だから、その辺をもう少しこう徹底してやってもらいたいと思っています。この件、公用車、今、確認なんですけれども、みんな、その車止めとか

タイヤ止めは設置されているんですか。

○総務課長（政村勇二君）

役場が預かっている、預かっていると言いますか、公用車関係ですね、消防団の車両も含めて、全部で60台ございます。うち、消防団の車両には全てその車輪止めはついている状況でございます。あとはマイクロバス等の大型バス、失礼しました、マイクロバス等の大型車両のみの車輪止めでございます。通常の軽自動車等には、現在、車輪止めはついていない状況でございます。先ほど、奥田議員の方から御質問がありまして、今回の事案を受けて、確かに遅ればせかもしれませんが、翌日には全ての各管理職に対しまして、業種が多種多様に分かれるものですから、確かに現状、外勤等においては、基本、工事現場等は2人は基本と、原則とするというところでございますけれども、訪問介護、そういった場所では1人の、での訪問等もあるという実情も伺っていますので、必ず有人がいる先でも、1人で行く際には、そのシステムの入力及び必ず連絡の取れる体制を徹底するようというところで、指導を、全管理職に指示を出したところでございます。併せまして、その細かな外勤の部分に関しましては、各課ごとに、全てその、こういった取り扱いをするという指針を、現在、まとめさせていただいている状況でございますので、そこは総務の方で管理をした上で、人事異動に伴ってですね、管理職、また、補佐職員等は異動になった際にも、この担当課はこういった取り決めがあるんですよというのを、また、4月以降にですね、徹底させるように周知を図って、対策を進めていきたいというふうに考えております。

○1番（奥田浩一君）

課長、ありがとうございます。今、言われたとおり、要は今回の事故が遭ったような場所に対しては、僕も特殊だと思っています。電波もない山の中。今、言われたように、訪問で各個人の家を回る方なんかは、別に1人でもいいと思っていますけれども、昨日の、一昨日のニュースじゃないけれども、突然、襲われたりとか。こういうのは、島ではないと思いますけれどもね。だけど、やっぱりそのときに、その職員さんが、今、何時にはどこに行っているとか、その辺の把握はやっぱりちゃんとしてもらわないと。何かあったとき、困るのはみんななんで、その辺はよろしく願いいたします。

次なんですけれども、マルチコピーの設置場所。僕が一昨日、役場にちょっと証明書を取りに来たときに、ちょうど設置されていました。設置されていて、その方たちもこれできると、ということで、僕にもいろいろお話されたんですけども、僕はそのコピー機が悪いとか、もう何にも思いません。ただ、ちょっとこの間ちらっと、いろんな人とお話したときに、役場が、例えば土日、閉庁しているときに、日直がいますとか。その人たちに、また、声を掛けて、その入力の手操作がということも伺っています。ただ、その辺、僕としては、この機械、言えばコンビニでも取れるということで、24時間使えるわけですね、実際は。使おうと思えば。そのシステムメンテナンスとかの時間をこう差し引いても。でしたら、僕はやっぱり消防署、防災センターで。消防署に置く場合は、消防署の職員、また、事務方の方々にも、ちょっと仕事が増えるとは思っています。た

だ、そこまでの労力が必要になるようなことなのか。また、若しくは夜中の2時、3時に取りに来る人がいるのか等も、は想定はしていません。でも、中には急に思い出して、必要だという方がいるかもしれません、しれないですけれども。だから、やっぱりこの役場に、せっかく窓口があつて、その正面に設置されていると思うんですけれども、島でいう、なぎやわきやきがまらしちゃつと、わからんわという人に、わざわざ教えるよりも、その人は、多分、窓口に、もういいから、もう窓口で出してと言うと思います。もちろん、その対して、マイナンバーカードを持っていないと、やっぱりその証明書が出せないというのも分かっていますけれども、その辺、この目と鼻の先に同じような状況のものがあるということは、果たしてどうなんだろうという、素朴な疑問でもあり、もう少し、名音に関しては、そういう公共の場が名音郵便局しかないというのは、やっぱりそこは理解をするんですけれども。もちろん、ここに置くことも理解はしていますけれども、置くんであれば、もうちょっと効率よくというか、費用、効果が出るような場所に設置してほしいということなんですけれども、どうでしょうか。

○住民税務課長（池田浩二君）

先ほど、村長の答弁にもありましたように、効果というのは、これから、設置してから、どういったも、件数が上がっていくのかということが検証できると思うんですけれども、先ほど奥田議員の方から、夜中ということがあったんですけれども、基本的にコンビニの方では朝の6時30分から23時、夜の11時までの利用時間になります。役場では、8時30分から17時15分ですね、夕方の5時15分。名音郵便局では9時から17時、夕方5時までというふうになります。この三つともですね、12月29日から1月3日の6日間はお休みになりますので、今言った時間帯の中の、で利用ができるということになりますので。もちろん、役場にあるのは平日ももちろん使えますので、例えば年度末ですね、もう、もうすぐ来ると思うんですけれども、そのときに受付の方で転出などで忙しいという方がいたらですね、すぐ近くにあるマイナンバー、キヨスク端末を利用して住民票をとっても構わないと思いますので。実際、役場に来られる方がですね、やっぱりこう入りづらいというものあるのかもしれないんですけれども、実際、コンビニ交付と全く同じものが、機械は設置されています。なぜ、こう役場に置くのかということですね、村内にやっぱりコンビニがないということなので、やっぱりわざわざこう奄美市に行かなくてもこう取れるという、まず、利便性がありますので、最初のうちはやっぱりなかなかこう効果というのがはっきりできないのかと思うんですけれども、ちなみに今月の10日からコンビニ交付、もう既に始まっていますけれども、3日で3件の人が取得しておりますので、とりあえず1日1件ずつのペースではあるんですけれども、コンビニ交付は、今、できている状況です。24日から始まる場所なんですけれども、その状況を見ながらですね、今後、いろいろ判断はしていきたいと考えております。

○1番（奥田浩一君）

課長、ありがとうございます。僕のほうもちょっと認識不足で、その時間が、ちょっとコンビニとかであると、夜、夜中でも朝方でも取れるというふうに解釈していたもんですから、そこはちょ

っと知識不足で申し訳ございません。でも、結局、役場にあったとしても、5時とか5時半とか、ということは、あんまり窓口とその時間的なあれはなく、ただ休み、土日に期待できるようなあれですね。その辺は、村長も先ほど答弁されたように、様子を見ながら、もうちょっと効率よく置けるところがあるとか、皆さんの声を、また、集めて、そういうふうに、また、ずっとこの役場の庁舎の中にあるべきものだということを、固定概念を捨てて、もし、変える機会があれば、そういうふうにしてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

次に、アマミノクロウサギ研究施設Q u r u G u r uの人材について、ちょっと聞きたいんですけども、以前、僕が企画観光課長とかに伺ったときに、地域おこし協力隊を5名ぐらい、募集をかけてというお話を聞いていたんですけども、先ほど、村長がおっしゃったように、地域おこし隊は1人。残りは地元からのということで、雇用が生まれるということ、大変すばらしいと思うんですけども、その辺の、この合同会社ひらとみ、一応その最初の1年なのか、ちょっと僕も詳しく分からないですけども。その辺は、産業振興課と企画観光課では、その人員関係のやり取り。もちろん、その仕事の内容的な、その情報の共有とかは、意思の疎通とかはしっかりとれているんですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

合同会社ひらとみでの雇用ということで、十分、産業振興課の方とは、情報の共有、連絡調整など、しっかりと行っているところでございます。

○1番（奥田浩一君）

これで、同じことを産業振興課長にもお伺いしたいと思います。要は、今、企画課長がおっしゃったように、何もお互いに、この場で言いにくいこともあると思うんですけども、しっかりこう、こういう人が来て、こういうことがあってというふうに、細かいことの連絡とか、そういうのもちゃんと取れているのか、もう一度、今度は産業振興課長にお伺いいたします。

○産業振興課長（福本新平君）

産業振興課、合同会社ひらとみでも、今、雇用のあり方をお聞きして、もう4月からの雇用に向けて、やはり手続き等があるもんですから、その辺の情報共有は図っております。

○1番（奥田浩一君）

これも、先ほどおっしゃったように、1年間は合同会社ひらとみで管理をするということで。残り、その1年後には、今、試用期間みたいな感じで受け止めても大丈夫ですかね。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

合同会社ひらとみで令和7年度は雇用をさせていただくと。そして、勤務の状況、そういったものを見極めさせていただきまして、この人であれば大丈夫だという判断になりましたら、令和8年度から会計年度任用職員への登用ということを考えております。

○1番（奥田浩一君）

では、もう1点お伺いいたしますけれども、そのひらとみの、合同会社ひらとみの管理課の下

と、会計年度任用職員になったときの、1年後の、その辺の給与とか、そういう待遇については、やっぱりそれなりに差があるんですかね。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

合同会社ひらとみでの給与形態と、会計年度任用職員で登用した場合の給与形態につきましては、日給、日当の方につきましては、ほぼほぼ同額ではございますが、期末勤勉の方が、会計年度任用職員の方では手当されますので、その点での差というのは出てきているところでございます。しかしながら、合同会社ひらとみの方でも、年2回は1時賞与という形での支給も考えているところでございます。

○1番（奥田浩一君）

僕もちょっと、いろんな、それも見ないと、僕たちも理解はしにくいんですけども。そういうの、また、分かれば、また議会の方にも教えていただいて、そこに、普通の一般企業で僕も話してしまうと申し訳ないんですけども、試用期間の場合はこうです、保証ありません。ただ、正社員になった場合はこんだけのメリットありますよということでやっているんで、あまり大差がなければ、この働く人たちのモチベーション的な話とか、その気持ち的なものになってくるかもしれないですけども、その辺にやっぱりこう、どう言ったらいいのかな、差がつけばいいものではないとは思いますが、やっぱりやる気を出して、ちゃんとQ u r u G u r uのためにやってもらえるという職員さんを、僕はやっぱり増やしてもほしいし。

あと一つだけ、確認なんですけれども、やはりQ u r u G u r uの入場料はもう1,000円で決定でいいんですかね。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

3月6日の日に、最終の管理運営協議会の方を開催させていただきまして、そこで合意が得られた入場料の設定でございますが、島外、島外の方、大人1,000円、高校生以上ですね、につきましては、の子供。すいません、大人は高校生以上ですね。小学生、中学生の子供料金につきましては、島外700円。島内、大人700円、子供料金500円。村内、大人料金500円、子供料金300円となっております。これに、プラスいたしまして、団体割引も設定しておりまして、20名以上の団体でありましたら、そこから200円の割引という形になっております。

○1番（奥田浩一君）

ありがとうございます。団体割引は、これ、20名以上で200円ということは、1人に対して200円、200円ですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

そのとおりであります。

○1番（奥田浩一君）

これ、島外が1,000円、島内が700円、村民が500円とあるんですけども、これはちょっともう聞きにくいこと、僕は聞きますけれども、一応、これほら、大和村の単独事業としてね、これは運

営されるというふうに僕も理解していますけれども、この村内の500円割に関して、この島外との500円、島内と200円の差額がありますけれども、これは村で補償とかあるんですか、ないんですか。そこだけ。要は、それは何、なんでかという、ハナハナが村民500円、24回のうちの1,630円か40円を村が負担しているというのを、があるもんだから、僕は、またこういうところに、そういうの、適応されているのかどうか、ちょっと確認だけしたかったの。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

そのような、例えば議員がおっしゃるのは、例えば島外は大人1,000円でやっています。村内の方につきましては、我々が大人500円で設定していると。その500円の差について、村がハナハナの温泉利用助成のように持つのかという御質問であると理解いたしました。そういう考えではございません。あくまで村民はワンコイン、500円でということでございます。

○1番（奥田浩一君）

分かりました。ただ、そこだけが、僕個人かもしれないけれども、そういうの、拘っているのは。ほかの同僚議員なんかも、聞いていないんで分からないんですけれども。やっぱりその辺は、やっぱり周知するものはちゃんと周知して、みんなが理解しやすいような、分かりやすいような説明をやっぱり村民も望んでいますので、是非とも、その辺、お願いしたいと思います。あとで、要はこういう仕組みだったらしいよとか聞いて、また、何それってなるのが、やっぱりちょっと、僕、多すぎると思うんですよ、申し訳ないんですけれども、いろんなことが起きたあとに、えって。知っている人は知っている。要は情報弱者はもうね、要は知らなかったよとか、そういう中で、ただでさえ、こんな少ない大和村でそういうことをされると置いて行かれる人の、やっぱり気持ちとか考えると、もちろん、不公平感もあるし、みんなでやっぱり良くなるためには、みんなで同じ方向を向いて、みんなで協力して向かっていった方がスピードも出ると思うんで、そういうところを、また、お願いしたいと思います。

最後に、フォレストポリスの施設のことなんですけれども、今年、僕は2月かな、2月に甥っ子を連れて、フォレストの公園で遊びに行っただけですよ。この遊具施設を子供、遊ばせて、その子、2歳、2歳なんで、そんな遊んだりはできないんですけれども、やはり見ていると、遊具がもう錆びていたり、ワイヤー張ったジップラインのような器具も、滑車とかも錆びて滑らない。せっかく行って、やろうって、ダメじゃんと言っている人、多分多いと思います、子供なんか特に。やっぱりありそうでないような遊具もあるんで、その辺の整備とか。また、一番大きな、木でできたこう滑り台とかついた、ああいうのも、何ですか、あれ、一番下に、から大きな木が出ています、生えてきています。また、その滑り台も滑りません。はっきり言えますけれども、滑りません、全然。また、こうロープとかも見ると、もう劣化しすぎて、今にも切れそうなやつとか、外れているのを、ただ、なんとなくここで結んであるのとかもありました。また、そこからこう通り抜けて、下に下りるときに、何て言ったらいいのかな、幅木的なものがないもんだから、場合によっては、ちょっとやんちゃな子供とかが横着して、わって飛び降りたら、そのまま下まで落ちるような、そう

いう造りになっていました。だから、今一度ね。また、その遊具施設があるところも、ちょっと急斜面になっていて、かといって、そこにこう階段があるわけでもなく、ただそこを登っていく。遠回りして、緩やかなところから登っていくとか、本当、3歳、4歳児ぐらいだったら、何も勾配とか分からないで、わって行って、そのままひっくり返って、みたいな状況になり得るような場所に設置されているんで、その辺も、せっかくあれだけ広いんで、逆に村長が言った、そのフォレストのその整備とか、今からやっていく中で、もっと子供たちが楽しんで遊べるような、遊具も増やしてほしいし。奄美大島で考えても、あやまる岬は結構大きな公園がありますよね。いろんな自転車で乗って歩いたりとかいう。そこまでできれば、一番ベストだと思うんですけども、せっかくいい場所にあるんですから、その辺の遊具とかを、もうちょっと、子供たちがもう、父ちゃん、母ちゃん、フォレスト行きたいというような場所に、僕はしてほしいと思っています。子供なんかのために。だから、もう一度、遊具施設を見直して、何、何かと、だから、その辺の点検とか、管理とかは、大体、頻度的にはどれぐらいでやっているんですかね。ちょっと聞かせてください。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

フォレストポリスにつきましては、指定管理を、指定管理制度を活用させていただいております。指定管理者の方において、毎月1回は確認をしているものというふうには考えております。しかしながら、危ない状況に陥っていた場合については、都度、対処していると。というのが、スプリング遊具、村長の答弁でもございましたが、4基中2基については、破損が見られたということで、撤去をいたしております。そのほかの使い勝手、ジップラインのような、その作動の不良、そういうものについては、大変、本当、申し訳ないところではございますが、対応ができていなかったというところがございます。こちらの方につきましても、今一度、点検を行いまして、危険な状況にあるもの。例えば、木製大型遊具などにおいては、木のささくれ、そういった穴が開いている部分、そういったところではお子さんたちが手なり足なり、怪我をする恐れがございますので、そういった部分については、間詰をするなり。滑車部分につきましては、もう既に業者の方に点検の方をお願いいたしまして、近日中には修繕の、現場の確認及び修繕の方ができるのではないかとというふうに考えております。ですので、我々としましては、日常の点検業務の中で老朽化対策をしっかり行いながら、早急に修繕が必要なものについては、対応させていただいて、再整備が行われるまでの間、しっかりと保護者の方々が安心して子供たちを楽しく遊ばせられる、そういった環境整備を行いたいというふうに考えております。また、再整備を実施する際につきましては、遊具の新設なども十分に考慮した上で、計画の方は策定したいというふうに考えております。

○1番（奥田浩一君）

分かりました。是非、急いで遊具施設。僕、この間も所管調査で、皆さんと、村長なんか、副村長なんかと一緒にこうぐるぐる回ったんですけども、そういうときにも、僕、行ってみたいです。一緒に滑り台とか滑りたいです。子供に戻ってじゃなくて、確認のために。これ、あぶなしさや。絶対言うと思います。ある、一緒にやっぱり、自分で、自分の目線で見ればっかりじゃなく

て、子供の目線になった、あるいはこの段差、危ないよとかね、やっぱりその辺の確認って、僕、大事だと思っているんですよ。ただ事務的なね、危ない、錆びているね、錆び落として、あれでしょうとかじゃなくて。それはやっぱり子供のため、思うのであれば、みんなのため、なると思うんで、その辺は早めにしてほしいです。ありがとうございます。

次は、このフォレストポリスにある、このまほろば館。先ほど聞いた、平成10年完成の。これに、これだけじゃなくて、大和村の中には大和村が管理している、大和村の持ち物の、付随してですけれども、建物とかたくさんあると思うんですけれども、もうちょっと、造ってばかりじゃなくて、やっぱりちゃんと利用しないと。造るときだけ、おーしてせーので、とかじゃなくて、その辺、僕はやっぱりもう、僕、正直言いますと、僕も東京の方が長かったんで、やっぱり島のこういう、こういうところだなというのは、つくづく感じます。今日、同僚議員もおっしゃっていた、大和村、電気がない、暗いとか、もうそのとおりだと思います。ですから、こういう、このまほろば館に関してなんですけれども、こういうもの、やっぱりせつかく造って、造ったのであれば、やっぱり利用して、やっぱりそこに対する費用対効果がちゃんと出る、出るような、今後、そういうものを造るのであれば、造ってほしい。今回、先ほどおっしゃっていたみたいに、一応、解体と聞いていますけれども、これ解体したあと、この場所には、また、同じようなのを造るとか、そういうんじゃないですね。お伺いします。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

まほろば物産館につきましては、村長の答弁でもございましたように、もう非常に著しい老朽化が見られて、この建物を直して、また、再利用ということは、非常にもう費用もかかるであろうところで、我々は次の再整備計画において、取り壊しということを考えているところでございます。まだ、再整備の計画自体、まだ全然立ち上がっていない状況でございますので、そこは再整備の計画を策定する際に、その跡地について、どのような利用をしていくのかというのは、十分に検討をした上で、計画に落とし込みたいというふうに考えております。

○1番（奥田浩一君）

分かりました。今、課長が説明したように、まだ策定もされていない、今から協議するということなんですけれども、もしできるのであれば、役場の職員さん、例えば企画観光課長を筆頭になされると思うんですよ、こういうことをしようと思っています。その中に、やっぱり大和村の村民の中にも、そういうところの知識があったり、いろんなことを、有識者が多分いると思うんですよ。こういうふうに造ったらどうねとか。やっぱり、なんでもかんでもね、僕はいろんなところで言うんですけれども、役場の職員の中だけで、こういうことを計画して、立案、企画したりしてね、するのも大事だと思うんですけれども、そこにはやっぱりオブザーバー的な人を入れたり、やっぱりみんなでせつかく造るのであれば、自己満足で物を造ったって、その人たちが満足するだけで、周りの人は、ただ、何あれで終わってしまうのがよくある話なんで、その辺はみんなが気持ちよく、何も全てを全否定するわけじゃなくて、やるなら、やっぱりそうやってみんなで同じ、大和

村に住んでいる人間だから、みんなで一緒に手と手を取り合って、協力して、僕、やっていくべきだと、僕個人は思っていますけれども、そういうふうな、この実行委員会を立ち上げるとか、そういうのはできないものでしょうかね。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

再整備計画策定に対しての実行委員会形式というのは、まだ、すいません、我々もまだ計画策定の検討も、まだ、始まっていないところでございますので、それは今後、計画を策定をしていく段階になった時点で、庁内の方で協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○1番（奥田浩一君）

分かりました。もし、このあと、いつになるか分からないですけども、もしそういういろんなものをやっていこうというときには、僕、一度、お試しでもいいんで、そういうふうにして、やってほしいと思っています。そうすると、こういうものの言い方、もうちょっと悪いですけども、また、ほら役場が勝手にやってとかじゃなくて、その中に村民もいたら、言えないですよ。やっぱり、自分たちのそのセンス、力量とかを、やっぱり自分を驕ったりすると特にそうですけども、やっぱりみんなでもいいものを造るんであれば、みんなでいろんなアイディアを出しながら、みんなが良くなればいい。あれがするから、わんはせんとか、そういうんじゃない。もう、そういうの、一番ダサいんで。今、世の中、合っていないことなんで。やっぱりやるならみんなで、大和村の顔、村長がいますけれども、村長を筆頭に、全然いいと思います。村長、村長やりましょうよと言って、みんなで盛り上がって、やっていけばいいと思う。その中で、みんなで協力して、僕たち議員だからとか、もうどうでもいい、そんなの。村民として、みんなもみんな、村民としてというふうに、今後、村づくりをできていったらいいなと思って。そういうの、ランドマーク的なもので、フォレストポリスが中心にね、もう今から大きく、また、いろんなイベントしたり、内地でフェスとかやっていけたらなと僕は考えているんで、是非とも、そういうところでこう大和村をもっと盛り上げていくために、フォレスト、せっかくあるものを利用しながらやっていただきたいと思います。

これで、僕、もう終わります。ありがとうございました。

○議長（藏 正君）

これで、1番、奥田浩一議員の一般質問を終わります。

次に、7番、勝山浩平議員の発言を許可いたします。

○7番（勝山浩平君）

皆さん、お疲れ様です。〇〇区長、傍聴、ありがとうございます。傍聴者がいると気合が入ります。

質問の前に、先日、国直集落の第14回宮古崎ツツジウォークに参加をさせていただきました。ササントの絶景を眺めることを楽しみにしておりましたが、痛風が出てしまって、残念ながら断念しました。

[「ダメだろ」と呼ぶ者あり]

○7番（勝山浩平君）

はい、気を付けます。国直集落青壮年団、NPO法人TAMASUなどで実行委員会を組織をして運営をしておりますが、自然の再生、宮古崎ツツジを復活、復活させようとの強い思いの下、継続して実施をし、それが地域の活性化やPRにもつながっております。さらには、地域への誇りと団結力を高めることにもつながっていると実感をいたしました。国直には、国や県なども視察に訪れております。参加をして、再認識させられたことは、地域おこしのモデルが身近にあるということでした。これは、本村の優位性ではないでしょうか。本村の1集落、国直のシマおこし。その愛郷心と盛り上がりなどを他の集落にも伝播をさせる、その仕掛けづくりが必要ではと強く感じたイベントでした。国直集落の皆さんの取組に改めて敬意を表し、質問に移ります。

まず、大金久、戸円間トンネル早期実現の見通しについて。2月の南部町村議会議員大会、大会で、早期整備を求める本議会の要望に対して、地元国会議員より、次のトンネル計画を令和7年度中に決定予定で、このトンネルが最有力候補と報告されましたが、実現の見通しや用地確保に向けての、などの条件整備の状況はいかがでしょうか。

次に、デジタル活用による住民の利便性向上と業務効率化による職員の負担軽減を求めて。政府が推進する自治体のデジタルトランスフォーメーション化において、自治体間格差が懸念される中、村民全てが平等なデジタル化の恩恵を受けられる社会の実現を目指すために、本村のDX化の進捗状況と今後の推進計画を伺います。

次に、役場職員の業務上の安全確保を求めて。安全配慮義務とは労使の提供に当たり、労働者の生命及び健康等を危機から保護するよう配慮すべき使用者の義務です。これは、地方公共団体が公務を遂行させる際にも当てはまりますが、本村の安全管理の現状と課題、今後の改善策を伺います。

以上、壇上からとします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、勝山議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の大金久、戸円間、トンネル早期実現の見通しについての御質問でございますが、村としては、本路線区間は度重なる台風等の自然災害により、崖崩れ等が発生し、通行止めを余儀なくされており、村民及び道路利用者の利便性及び安全性の向上を図る必要があると考えており、議会の皆様にも、毎年、行われております議員大会等での要望や奄美大島地域土木事業連絡会においても、大金久、戸円間のトンネル整備について、毎年、要望を行っているところであります。また、用地確保へ向けた条件整備の状況であります。大金久側付近の地籍調査につきましては、令和3年度に完了しており、戸円側付近の地籍調査につきましても、令和10年度に完了予定としております。なお、平成31年度に同地区の用地取得難易度調査を行い、県へ情報提供も行っているところでございます。事業主体であります鹿児島県に確認もいたしましたところ、大金久、戸円間のト

ンネル整備については、現道に急勾配、急カーブの区間はあるものの、概ね2車線で改良済みであり、トンネル整備は大規模な事業となることから、多額の事業費を要するなどの課題があると回答をいただいております。しかし、現在の状況では、おがみ山バイパスなどの事業実施中の箇所の進捗状況を見ながら、次のトンネル整備が円滑に進むよう、次期整備区間については、必要性や熟度などを総合的に勘案し、検討していくというふうに伺っているところでございます。村におきましても、今後、あらゆる機会を捉え、まず事業主体でございます県の方へ要望活動を継続して行っていきたいと考えております。

次に、2点目のデジタル活用による住民の利便性向上と業務効率化による職員の負担軽減を求めている御質問でございますが、自治体のD X化、いわゆるシステムの標準化でございますが、現在、本村でも利用している20業務のシステムを、国が推奨するシステムへ標準化されるものになります。そのシステムの業務として、戸籍、固定資産税や住民税などの各種税及び年金や国民健康保険、生活保護、児童手当、子育て支援など、そのほとんどが住民と直結する窓口業務におけるシステムの標準化となります。このシステム標準化導入における進捗といたしましては、現在、県内26、県外4の自治体が加盟をいたします、鹿児島県自治体情報連絡協議会と連携し、導入までの取組を進めている中、国は令和7年度末までの導入を目指すとされておりますが、国が示す仕様書作成の遅れから、本村においては、生活保護システムが期間内での導入が困難な状況であり、ほかの19システムにおきましては、令和7年度末の導入、8年度から運用開始の計画で進めていく予定であります。そのほか、本村におきましても、業務のD X化を推進し、住民サービスの向上を図ることを目的に、今年度、総務省の地域デジタル基盤活用推進事業を活用し、総務省D X支援事業者の支援を受け、業務における課題の整理及び課題解決に向けた方策の検討を実施しております。当該推進事業では、住民に直接的に関係する業務を中心に、58業務を抽出し、各業務の作業工程において、何に時間を要しているのか、なぜ時間を要してしまうのかなど、課題とその内容把握を行い、D X化による課題解決に向けたアドバイスを支援事業者からいただいたところであります。現在、受けたアドバイスを基に、実施に向けた取組の検討を行っており、D X化を具体的に推進することにより、その目的である業務効率化による職員負担、負担の軽減、住民サービスのさらなる利便性向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の職員業務上の安全確保を求めている御質問でございますが、労働安全衛生法施行令の定めにより、本村といたしましても、大和村職員衛生管理規定を定め、その調査、審議を行う委員会の設置が定められ、定められております。その内容でございますが、一つ目に、職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策。二つ目に、労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係ること。三つ目に、そのほか、職員の健康障害の防止に関する重要事項など、取り決めがなされており、委員構成では、衛生管理委員長として総務課長のほか、産業医としての診療所医師及び衛生に関し経験を有する職員として、保健福祉課長や保健師がおり、年2回の委員会を実施し、職員のメンタルにおける調査やその対策について話が行われ、必要に応じて、定例課長会での共有と、

全職員を対象とした研修等を実施しております。これまでの本村が抱える安全管理の現状と課題といたしましては、業務全般にも言えることではありますが、突発的な業務に対しまして、報告、連絡、相談が一部で不十分であったことや、限られた職員での業務遂行に当たり、協力体制の構築に足りないことなどが考えられます。その対策といたしまして、計画的な業務遂行を図る上での、各担当課内での共有の徹底を図り、必要に応じて、他の部署からの応援体制の構築と併せ、緊急的な庁舎外での勤務に対し、現地における有人がない場合の2名体制の外勤の徹底のほか、職員自身の当日業務予定のシステム入力による帰庁時間が確認できるものを徹底することなど、対策を講じてまいりたいと思います。併せて、安全管理委員会の設置はございませんが、各担当の業種による安全管理に関する再確認や研修等を行い、職員への教育も実施していきたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、担当課長、あるいは自席の方から答弁をさせていただきます。

○7番（勝山浩平君）

トンネルから伺いますね。これまで村長、おっしゃっていただきましたが、村議会も何度も何度もこのトンネル、要望してきました。同じように、村長ももうこれまで、何回も何回も県や国に要望されてきているものと思いますが、2月の瀬戸内であった議員大会、地元選出の衆議院の三反園代議士からありました、最有力候補。壇上で申し上げましたが、村長がこれまで要望活動を行ってきた中での、その手ごたえ、感触はどのように感じておりますか。

○村長（伊集院 幼君）

県のほうは、やっぱり大島本島内でのプロジェクトとしての事業費の枠があるということで、我々宮古崎トンネルが開通前に、次のプロジェクトということで滞っておりましたおがみ山が、次の場所だという位置づけで、用地交渉が進められる中で、こうして事業採択になったわけでありまして。そういう中で言いますと、もうおがみ山のあとにどここの場所になるかということで、県の方からも、具体的は出ておりませんが、準備が整っている場所が優先ではないかなという返事はいただいておりますので、そのことを三反園先生にも、こうして情報を得ながらですね、次の場所としては、やっぱり準備が整っている方が優先順位になってくるんじゃないかという、今、見通しを、県の方も立てているようでございます。

○7番（勝山浩平君）

また、同じく、その議員大会の中で、奄美市選出の永井県議から、そのためには、条件整備が必要ですよという助言がありました。では、その条件整備とはどういったものか、どのようなものが考えられますか。

○村長（伊集院 幼君）

この条件整備というのは、基本的には用地の問題が一番大事じゃないかなと。そのために、ほかの場所での要望が出ている案件では、そのなかなか用地交渉が進まれているという、基本的には地籍調査が進んでないところがほとんどではないかなというふうに思っておりますので、我々として

は、準備をもうしっかりやっていきながら、要望も続けていきたいという思いでございます。

○7番（勝山浩平君）

先ほど、村長の壇上の答弁でちょっと気になったのが、大金久側は終わりましたよ。戸円側は令和10年度完成、完了予定ですよということでしたが、トンネルの出入り口の起点、終点、出入り口ですね。取付道路もありますけれども、その戸円側が令和10年度完了ということで、本村の要望しているトンネルが今のところ最有力ですが、戸円側のその地籍調査も急がなければいけないんじゃないでしょうか。令和10年度の完了で間に合いますか。次のトンネル整備を勝ち取るために。いかがですか。

○建設課長（早川勝志君）

すいません、戸円側の地籍調査でございますが、一旦、地籍調査の村で実施する調査、済んでおりまして、これを県の認証とかですね、する前に、公告してですね、閲覧をかけないといけないということになります。若干、そこの辺が、ちょっとほかの工区の関係で、調査区との関係が出て、遅れているところでございますが、可能な限り、進める、早く終わらせたいということで、私どもの方は進めているところでございます。

○7番（勝山浩平君）

遅れている現状は、難しい問題、たくさんあると思うので、それを責めているわけではなくて、次のトンネル整備、このトンネル、掘ってもらいましょうとお願いをしておりますが、そういった中で、令和10年度。今年度、新年度決定すると言っているわけですよね、次のトンネルを。令和10年度、戸円側の地籍完了の予定で間に合いますか。大丈夫ですかということ。いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

確かに、以前、調査をしたんですけれども、それ以上、手続きは進められてなくて、ちょっと滞った案件があったもんですから、再度、調査を進めなきゃならないということで、今、令和10年度という返事をしました。その前に、我々としてはルート選定を先にしてもらうことによって、我々が地籍調査を調査するには、二つの字を調査せんといかんもんですから、ちょっと面積がちょっと広くなると。ですから、調査をするルートが決まりますと、ある程度の絞った形で用地の取り決めができるんじゃないかなというふうに考えておりますので、我々としては、もう要望しながら、並行して、その地籍を、我々は進められるんじゃないかというふうに認識しております。

○7番（勝山浩平君）

確認ですけれども、出入り口のそのルート選定、ルートはまだ、今のところはっきり決まっていないということですか。

○村長（伊集院 幼君）

これは多分10数年前、なんかルートを、その当時、なんか決めたようでありますけれども、今の、再度確認してみますと、再度、もう一度ルート選定を決めないといかんという返事はいただいておりますので、それを、できれば早い時期にその調査をしていただきたいというのが、まずは

我々としての、今、要望でございます。

○7番（勝山浩平君）

地籍調査と併せて、同じくルート選定もですね、また、早期に実現するように、是非、取り組んでいただきたいと思います。県の方に要望をしていくということでありましたけれども、実際、やっぱり国会議員の力というの、大きいんですね。宮古崎トンネルが開通。村長の努力で勝ち取りましたけれども、そのときにも、やっぱり地元選出の国会議員の影響力が相当あったと聞いております。国会議員への要望等も行っていかなければいけないと思いますが、新年度中に次のトンネルが決まりますよということでありましたが、その決定する時期というのは、大体何月ぐらいなんですか。そういった情報は把握しておりますか。

○村長（伊集院 幼君）

詳細にはちょっと確認はしておりませんが、今のおがみ山トンネルが4・5年はかかると言われておりますので、次のやっぱり事業の段階から言えば、2年後には次のルートのその事業箇所が決まっていけないというふうに考えております。しかしながら、2年後じゃ我々も確定じゃございませんので、粘り強く、我々としても、まずは事業主体の県を、まず、進めながら、議員のおっしゃるように、国会議員にも後押しをいただきながら、予算付けをしっかりと取っていたかないと事業は進んでいけないというふうに考えておりますので、同時進行で、我々は今後も要望していく予定でございます。

○7番（勝山浩平君）

次のトンネルを決定する時期などの情報を、また、県や選出の国会議員から得てですね、その時期に合わせて、要望活動、鋭意取り組んでいただきたいと思います。

デジタル技術ですね。DXの地域間格差の懸念がある。実際、もう起こっているかもしれません。が、本村のこのDXへの取組。進んでいると思うのか、遅れていると思うのか。率直な感想はいかがですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

DX化の取組につきましては、進捗状況がどうなのかというところではございますが、まだ我々としても総務省の計画策定支援の方を受けて、支援事業者の方のアドバイスを受けて、計画を練って、練ったところではございますが、まだ、今現在、そのような段階にございます。これから、その支援事業者から得ましたアドバイスを基に、DX化の取組を検討していくという段階にございます。

○7番（勝山浩平君）

地元紙の報道等で、瀬戸内が進んでいる。ドローンを使って荷物の搬送をしたりとか、奄美市の最近、書かない窓口の端末を置いたとか。奄美市とかは公式LINEを立ち上げて、島民からの情報提供とか、その回答とか、そういったのを繰り返して、目に見える形で他の市町村は取り組んでいるものがありまして、伺いましたが、先ほど20システムとか58業務、標準化、取り組んでいると

いうことでありましたけれども、ちょっと聞いていてもなかなかピンとこない、分かりにくかったんですよね。目に見える形で、どういった業務、どの分野で、各課で、こういったD Xの取組の実績がありますか。あったら示してください。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

各課でのD X化に対する取組ということで、既に実施されているものなどもございます。総務課の方につきましては、防災情報アプリ利用による災害情報の提供でありますとか、我々企画観光課で言いますと、インターネットを活用した学習塾ということで、ネット塾の開校が、開校が行われております。住民税務課の方につきましては、マイナンバーカードを活用した住民票のコンビニ交付、そして、キヨスク端末での交付というのは、もう既に取り組みされているところでございまして、教育委員会の方におきましても、A Iドリルを活用した授業、そして、家庭学習の充実化というものに、いうものが、既に取り組みされている業務になっております。

○7番（勝山浩平君）

ドローンですね。本村、購入をしていて、免許の助成とかも行っていますが、本村に4台あると伺っておりますが、その4台の稼働状況、活用、活用の事例等を示してください。

○総務課長（政村勇二君）

まず、このドローン4台に関しましては、総務課に1基、企画観光課に1基で、建設課の方にも1基。もう1基、福祉だったかな、産業振興課、1基。産業振興課におきましては、その農地の把握であったりとかいうところで使用しております。そして、建設課におきましては、やはり災害現場における、そういった把握等にも使われておりまして、総務課に関し、観光課に関し、企画観光課に関しましては、観光地の撮影等で使われている状況です。総務課に関しましては、一番大きなドローンではございますけれども、以前、火災現場における把握をですね、上空からの把握。鎮火した後の翌日の火災調査における利用状況等はございました。以上が実績等になっておりまして、常駐、総務課のドローンに関しては、常時、使われているものではないものではございます。

○7番（勝山浩平君）

どれぐらい使われているか、稼働率ですよね。年に、火事現場で使いましたとありました、年に4台あって、それぞれ、年に何回、1回、2回、何回使っているのか、伺います。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

企画観光課で所有しておりますドローンにつきましては、天候のいい日にできる限り外に出て、観光地でありますとか、自然の状況、そういったものを動画撮影しております。

○7番（勝山浩平君）

使っていることは分かるんですよね。使う理由があるから、購入していると思いますけれども、それぞれに何日ぐらい、年間使っていますかということ。

○総務課長（政村勇二君）

また、各担当課からも報告させますが、総務課におきましては、令和6年、5年度におきまして

は、2日間、消防での利用がございまして、令和6年度はまだ実績はないところでございます。しかしながら、ほかの災害現場等で使われない場合、その機器が大丈夫、ダメな場合には、また、うちから貸し出すような実績がございまして、今のところ、令和5年度、6年度は2日間の実績がございまして。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

企画観光課の方におきましては、公用車の運転日誌のような、そういった使用記録というのはつけておりませんが、頻繁に利用されているというふうに認識しております。

○産業振興課長兼農委事務局長（福本新平君）

産業振興課の方でも、農地利用状況調査等、立ち入れないようなところを上空から確認するために、農業委員さんとともに活用しています。10数回は、8月ぐらいから利用状況調査が始まるので、10数回は使っているというふうに認識しております。

○建設課長（早川勝志君）

建設課なんですけれども、建設課のドローンの活用状況ですけれども、先ほどもありましたけれども、災害現場の撮影とかですね、実際に道路、その災害の実際の崩壊状況の確認とかも使わせていただいているんですけれども、そのほかに残土処分場の管理という形ですね、どこに土砂を捨てるかという現状を把握するために使っておりまして、最低でも年20日ぐらい使うんですけれども、それ、災害が多い年にはですね、もっと多く使ったりとか、その辺、年度によって、大分使用頻度は変わっていく形になっております。以上です。

○7番（勝山浩平君）

細かいことを尋ねてしまいましたが、決して安いものではないんですよね。大型とか、恐らく50万近くすると思いますが、4台もあるんでしたら、これからDX、進めて行く中で、もっと幅広い、買った理由はあるでしょうけれども、それ以外の幅、幅広い使い方というのも、是非、検討してもらいたいという思いから質問させてもらいました。

生成AI、学校AIドリル導入ということで驚きましたけれども、私のこの一般質問も生成AIで作らせてもらいました、今回ですね。結構、いろんな情報をいれたら、それなりの文章を作ってくれます。国も、AI立国を宣言をして、積極的な財政支援等も行っておりますが、本村、学校現場では使っておりましてAI。役場の業務の中で生成AIの活用事例等がありますか。

○総務課長（政村勇二君）

現段階における役場庁舎内でのAIの利用実績はございません。

○7番（勝山浩平君）

議会もGIGAスクール構想とか始まってから、これまでも質問、質疑等で教育委員会にタブレット端末をもっと有効活用とか、ICT導入とか言っていましたけれども、何のことはなくてですね、本村議会も相当遅れていて、やっとあのタブレット導入、導入しようという話をこの間やったばかりです。なまごろって話なんですけれども、そういった現状にあってですね、気になるの

が、役場職員の皆さん、業務に当たる中で、インターネットでいろんな先進地の調査とか、国・県の補助事業とか、調べる場合があると思うんですが、そういった場合、それぞれが十分にネットを活用できるような環境に、今、なっておりますか。セキュリティの問題等があると思いますが、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

総務課を含め、11の課・局・園・所がございます。また、消防分駐所、踏まえて、外局等もございますけれども、現在、各、77名中75名の職員の机上、卓上には、それぞれ1基ずつついている状況ではなく、各課における1基、若しくは2基のインターネットの利用状況、ネットでの調べ物ができる状況となっているところでございます。

○7番（勝山浩平君）

面倒くさいんですね。庁舎内のフリーWi-Fiもありまして、役場の議会の控室とか、それにつながら、つなげないと、私たち議員も調べ物できないんですね。1回つなげて、5分か10分で途切れて、また、更新して、何回か更新したら、また、使えなくなってしまうような状況で、言いたいことは、DX化を進める中において、それぞれ役場職員の皆さんが自分の机上でネット調査が簡単にできるような環境をつくる。このような改善が、セキュリティ面は分かりますよ、あるのではないですか。

○総務課長（政村勇二君）

今、机においては各課1基、2基という話をいたしました。また、そのほかに各課にですね、昨年度、タブレットをお配りしまして、持ち運びが可能などでのネットでの調査物もできる状況にはなっているところでございます。また、その、確かにあった方が便利というところではございますけれども、そのパソコン自体の、そのハードの容量自体ですね、そういったのも考慮しながら、また、5年おきにですね、このパソコン自体の入れ替え等も考えていかなければならない。これは町村会、県の町村会を主とした共同調達にはなるんですけれども、中のシステム自体の更新と合わせまして、そういった機器の購入等の更新も考えなければいけない時期がございますので、そういったときにはですね、理想は確かに職員1人1台持つのが理想ではございますけれども、今の容量自体も考慮しながらといった形で、タブレットを一つずつ増やすことは可能かと思われまので、そういったところから、まず、取組を進めてですね、どのタイミングか、その共同調達の自体のときに、何台準備できるものなのかというのを計画的に進めていきたいというふうに思います。

○7番（勝山浩平君）

役場職員の皆さんがですね、業務上、そういった恩恵を得られやすい環境を整えてもらいたいと思います。

これからDX化、今も行っておりまして、推進をしていくと思いますけれども、その推進体制の構築とか、人材育成はどのようにお考えですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

まず、職員のDX化に向けた人材育成でございますが、本村では令和4年度からサイバー大学IT学部教授の勝眞一郎氏に大和村地方創生推進アドバイザーに就任していただいております。勝眞一郎先生につきましては、総務省の地域情報化アドバイザー、鹿児島県DX推進アドバイザーも努めておりまして、令和5年5月には、庁内DX化に関する職員研修の方も実施していただいております。勝先生のアドバイス業務については、本村の地方創生、地域活性化に関することだけではなく、自治体DXの推進に関する業務も含まれておりますので、そういった中で、先生の方に職員研修の方を定期的に開催していくような形で、職員の人材育成を図ってまいりたいというふうに考えております。

○7番（勝山浩平君）

DXの推進員の勝先生、本村の職員が年に何回ほど、そういった指導を受けることができますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

勝先生とのアドバイス業務の中で、職員研修の件数に関する回数とか、そういったものは明記されておられません。ですので、こちら側が必要となった場合に、先生のスケジュールの空き具合を確認をさせていただいて、随時、開催することは可能だというふうに考えております。

○7番（勝山浩平君）

要求があっても、何をしたらいいかわからない、わからなければ取り組めないんですよね。勝先生がDXの推進の先生ということでありましたが、瀬戸内町の議員大会の話になりますけれども、フェロー、大学の専門家、教授等をフェローと、仲間という意味らしいんですけれども、瀬戸内町とか宇検村は、そのときの講師であった陣内先生をフェローとして委嘱契約をしております。本村も、専門家が多く、多い、機会、いろんな意見、助言をいただける機会が多くあれば、本村のDX推進に寄与するものと思いますけれども、そういったフェロー契約等、委嘱等は考えておりませんか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

先ほども申し上げましたように、勝先生につきましては、地方創生推進アドバイザーという職名ではございますが、その業務の中に、自治体DXの推進に関する業務も含まれております。勝先生自体も、鹿児島県DX推進アドバイザーでDXフェローでございますので、実質的に、我々としては、DX推進アドバイザーの方をお願いしているという状況にあると認識しております。

○7番（勝山浩平君）

それでは、そのDX、勝先生の助言を多く得ながら、本村のDX推進、図っていただきたいと思っています。

デジタルデバインド、情報格差ですね。先日、郵便局、大和局で高齢者へのスマートフォンの相談室を開催しておりますが、この高齢者、また、村民がスマートフォンをどれくらい使用している、持っているのか、使用しているのか、その普及率等は把握をしておりますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

それにつきましては、各携帯キャリアの方の業務の中身になってまいりますので、そこまで我々は調査、内容の把握まではできておりません。以上です。

○7番（勝山浩平君）

特に高齢者ですね。スマートフォンの使用等、不慣れだと思いますけれども、慣れるまでが大変ですけれども、使えるようになったらすごい便利。みんな実感しておりますよね、なんですよ。でしたら、その高齢者のような不慣れな方々へのそういった支援策、DXの恩恵を受けられるような社会にするために、支援策、今後の支援策等は考えておりませんか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

議員のおっしゃいますように、行政サービスのデジタル、利便性の向上を図ったとしても、その受け手である住民が利用できないと、全く意味をなしません。ですので、我々といたしまして、デジタルデバイドの解消を図る必要があるというふうに考えております。来年度でございますが、総務省の事業でございます、利用者向けデジタル活用支援推進事業を申請させていただきまして、デジタル活用の不安解消、デジタルデバイド解消を目的とした講習会の開催を計画したいというふうに考えております。

○7番（勝山浩平君）

先ほど、LINEの話を申し上げましたけれども、公式LINEの、本村の公式LINEの立ち上げ等の検討はないのかということですが、午前中、一般質問で市田議員、前田議員から道路の石や砂利の話があったり、街灯が暗いよ、川が浅くなって危ないんじゃないのという、そういった、公式LINEを立ち上げたら、そういった村民からの情報も行政がすばやくキャッチすることができて、市田議員が言っていました、これどう、お願いをしたけれども、ほったらかしになっているんじゃないのとか、そういった回答もすぐ出すことができるんですよ。情報の発信、情報の共有、イベント情報も村の制度もそういったLINEで発信できるでしょう。公式LINE等、奄美市等、立ち上げておりますが、ほかの自治体も奄美群島でもありますけれども、本村でDX化を推進していく中で、公式LINE等の立ち上げ予定はありませんか。検討するべきではないですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

公式LINEというものは、確かに住民の利便性、情報を早めにキャッチするという利点がございまして、我々といたしまして開設の方を検討したいと考えております。

○7番（勝山浩平君）

先ほど、総務省のデジタル事業を活用して展開を図っていくということでありましたけれども、また新たにデジタル活用推進事業債なども国がつくっておりますので、そういったものを、補助事業を大きく利用してですね、本村のDX化、推進、図っていただきたいと思います。期待をしております。

職員の安全、職員の安全確保です。会計年度任用職員の補償制度ですね。現業と非現業の補償制度はどのようになっていますか。

○総務課長（政村勇二君）

現業職員、常勤職員、そして、会計年度任用職員の災害補償制度でございますが、会計年度任用職員制度が令和2年度からスタートいたしまして、常勤の職員同様、会計年度任用職員制度開始から、地方公務員災害補償法による公務災害等の補償、職員と同様の補償となっている状況でございます。

○7番（勝山浩平君）

それは、現業の会計年度任用職員も対象ですか。

○総務課長（政村勇二君）

現業の職員も対象でございます。

○7番（勝山浩平君）

草刈り班とか、あと事務嘱託員などの補償制度はどのようになっていますか。

○総務課長（政村勇二君）

まず、事務嘱託員におきましては、令和、こちらも2年度のその地方公務員法改正に伴って、昔の事務嘱託員の要綱から、有償ボランティア制度に伴う、現在の制度をとっております。その中では、県の町村会における補償制度を新たに県の方が制度をつくりましたので、そちらの方に参加している状況でございます。また、草刈り班に関しましては、労働災害、何て言うんでしょう、この公務災害とは別ですね、ひらとみて把握する草刈り等に関しましては、労基の基準に伴っての補償、保険を入っている状況でございます。

○7番（勝山浩平君）

不幸にして、事故が発生した場合ですね、その労働災害の原因分析は、再発防止策というのは、どのような期間で、どのようになされておりますか。

○総務課長（政村勇二君）

今回、その2月の職員の事故に関連してではございますけれども、まず、前段にその安全管理と言いますか、労働安全衛生法の中で、安全管理委員会の設置、そして、衛生管理委員会の設置というのが、これ、地方公務員、地方自治体もですね、適応されるという法律がございます。その中で、この衛生管理委員会、こちらに対しましては、どの事業上においても、50名以上だったら必ず委員会を設置して、委員長、委員を設けて、審査会を開かなければならないというふうになっておりまして、また、この安全管理につきましては、各事業所、例えば工業であつたりとか、そういった事業所に分かれておりまして、その他の事業所、こちら、役場職員、役場も入るんですけども、そちらはまた、人数が1,000名以上となっているところで、安全管理委員会の設置はございませんが、今回の事案を受けましてですね、やはり同じことが二度と起こってはいけないということで、該当課長、そして、私と建設課長、そして、職員1名、4名ですね、公務災害の担当職員を

含めて、現地調査を行いました。それを踏まえてですね、定例課長会におきましても、職員の安全管理に係る各課の細かな取り決めを決めるようにというところで、今現在、まとめを上げている状況でございます。現在、そのこの現地におきましては、また、労働基準監督所の方からも、現地調査に入るという旨の連絡は受けている状況でございまして、その結果次第では、何、何かしらのこちらにも通知があるものというふうに思っております。

○7番（勝山浩平君）

安全管理委員会などは設置はないということで、職員衛生管理規定がありますよね。先ほど説明いただきましたけれども、労働災害では衛生に関わるものだけなんですよね。ですから、事故等は含まれない。ですが、この、今、総務課長を中心にこれから取り組んでいくと、指針もつくっていくとありましたけれども、そのやっぱり根拠となる例規、必要だと思うんですよね。この規定を改正をして、衛生だけではなくて、総合的に検討していく、対策を講じていく、防止していく、そのような委員会を設置するために、この規定の改正等も検討すべきじゃないですか。

○総務課長（政村勇二君）

衛生管理規定は、もう管理規定として、適応、その労働安全衛生法施行令の中で決められたものですから、このまま使っていきたいというふうに思っております。また、安全管理委員会に関しましては、1,000名以上ということで、取り決め、規定はないところではありますけれども、やはり同じ答弁になりますけれども、同じ事案が、職員が怪我、不幸になるような事案が起こってはいけないところではございますので、それはまずは各課で、今、まとめてもらっている指針と言いますか、細かな業務の内容、どういった対応を図っていくか。考えられるものは、ほかの課でどういったカバーができるかというのを、まず、まとめてもらい、まとめて、うちの方でまとめてですね、各管理職と共有しながら、まずは指針的なものの作成。その段階で、はっきりしたものができましたら、また、この要綱の設置に向けての取組がどういうふうに進んでいくのかというところ。まずは指針づくりを先に進めさせていただきたいというふうに思っております。

○7番（勝山浩平君）

被害に遭った職員がもしいた場合ですね、その精神的ショックやPTSDですね、心的外傷後ストレス障害を発症した場合などの心のケアの対策はどのようになっていますか。

○総務課長（政村勇二君）

この職員の心のケアこそ、この衛生管理委員会で図るべきものでございまして、今現在、私と保健福祉課の職員、課長含め、産業医の小川医師もその資格をお持ちでしたので、プラス、メンタル調査をしていただく、委託先とも、今現在、取組を進めている状況がでございます。それは、現在の職員における悩み事であったり、それが業務なのか、家庭に関することなのかというところもありますので、そういったところの委託先とも連携を取りながら、こちらの委託先の情報というのは、産業医の方にも情報が流れていきますので、そこを踏まえて、今、その本人自体がどういった状態なのかというところで、また、精神的ショックが、やはり同じ業務だと継続してあるものだった

ら、やはり我々としては配置転換を考えてはいかなければいけないというふうにも考えておりますので、そういった状況も、まずは本人の状態がどんなふうになっていくのかというところも見守りながらですね、対応を図っていききたいというふうに考えております。

○7番（勝山浩平君）

外勤、特に危険が予想される外勤においては、今後、2名体制ということでおっしゃっておりますけれども、今回のように、携帯がつかない地域。地籍調査とかで職員がもしいたら、山の中ですから、多いでしょうから、つかない場合等がありますが、そのときの対策等はどのようにお考えですか。

○総務課長（政村勇二君）

今、各課のそういった指針を、今、私の方で集めて、まとめているところではございますけれども、やはり携帯がつかない場所というのは、山間部においては多々あるところでございまして、必ずそういった場所には、2名、必ず2名で行くというところを原則としまして、やはりそのつかない前に、今からつかない場所に行く情報の連絡は必ず入れると。そしてまた、何時頃にこういった情報を、戻ってくる、何時頃になるという連絡を、まずは徹底させていただくというところで、そういったところでは、必ずもう複数名の外勤を徹底させたいというふうに考えております。

○7番（勝山浩平君）

山奥の場合、現場から数時間かかったりする場合もありますが、衛星電話等の活用は考えていないんですか。

○総務課長（政村勇二君）

衛星電話も、実際、こちらに2基ございますので、そういった長時間、山間部にいるようなところであれば、そういった衛星電話も持たすような対応で考えていきたいというふうに思います。

○7番（勝山浩平君）

もう一つですね、人間ですから、体調不良で早退で受診をしたり、家に帰る方がいると思いますけれども、そういったときに、病院に行ったのか、着いたのかどうか。家に帰ったのかどうか。安否確認までする必要があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（政村勇二君）

確かに、まず出勤をして、体調不良で有給を取って病院に行くという事案の中、そういったことの中で、途中、不慮の事故というところも考えられます。そちらもですね、私だけじゃなくて、11名の管理職がいる中で、そういった職員が、例えば休みを取る状況が体調不良であれば、必ずそういった連絡を入れるようにと。それはまた、電話で難しいようだったら、LINEなり、チャットなりという方法もあると思いますので、必ずそういったところも周知徹底させるような取組を進めていければというふうに思います。

○7番（勝山浩平君）

今、よく報道等で聞きますけれども、カスタマーハラスメント。本村でそのような発生事例がありますか。また、その対策は講じておりますか。

○総務課長（政村勇二君）

そのカスタマーハラスメントに関しましては、電話対応がほとんどあるかと思います。但し、庁舎に来られる方ですね、やはり長時間、滞在されたりとか、飲酒されて来庁される方。また、同じ話を解決もしない中でこう訪問される方等もいらっしゃいます。そういった、訪問されて、なかなか理解、こちらの説明で理解できないときには、必ず2名での対応を図ると。そういった中でも対応を図れないようだったら、必ず上司に報告をした上で、対応を図ってもらうような、親族にも連絡をしたりとかいう対応を図っていきたいというふうに思います。また、この電話に対するカスタマーハラスメントに対しましては、まず、その原因が本当に正しいものであるのかという確認は必要だというふうに思っておりますので、そういった事案が発生しましたら、必ず上司の方に報告をし、その先方が言っている内容が間違いないものであれば、こちらでも事実確認をした上での謝罪なり、対応を取り組んでいければというふうに思っております。まずは、そういった事案が発生したときには、必ず上司報告、報告、連絡、相談の中での報告をさせていただくことで、対応を図っていくように取組を進めていければというふうに考えています。

○7番（勝山浩平君）

職員のハラスメント防止に関する規定がありますよね。第2条に定義がありますが、ハラスメントの中に、そのカスタマーハラスメント、含まれていないんですよ。是非、加えていただいて、また、定期的にハラスメント委員会等で協議をするような対策を講じてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

確かに、このハラスメントの規定におきましては、令和3年の11月につくられたものでございまして、その当時にやはりパワーハラスメントという言葉が主流であったことから、こういった規定を作成しました。それから、3年余り経つにつれて、様々なハラスメントが出ている状況でございしますので、カスタマーハラスメントも含めてですね、その他のハラスメントの対策に対応できるような規定づくりに努めていきたいというふうに思います。

○7番（勝山浩平君）

おっしゃってございましたけれども、こういったことがもう二度と起こらないように、職員が全力を尽くせるようにですね、安全確保を図っていただきたいと思います。終わります。

○議長（藏 正君）

これで、7番、勝山浩平議員の一般質問を終わります。

暫く休憩します。15時20分から再開いたします。

休憩 午後 3時06分

-----○-----

再開 午後 3時20分

○議長（藏 正君）

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

9番、奥田忠廣議員に発言を許可いたします。

○9番（奥田忠廣君）

皆さん、こんにちは。最後になりましたが、通告をしてあります2項目について、質問をいたします。

1項目目の、昨年12月議会で質問をいたしました、7年度の予算編成については、7年度の基本方針の健全財政の確立に努めるための行財政改革の推進との答弁でありましたが、7年度の実行財政改革はどこの何を指しているのかについて、質問をいたします。12月で質問をいたしました、令和7年度予算編成について、どのような年度と捉えた予算編成を考えているのか。令和7年度の目玉政策はあるのか。令和7年度は村長選の年であるが、村民に公約できる目玉的政策があるのかについて、質問をいたしました。答弁は、7年度の施政方針にもあります、7項目の基本方針、1番目の行財政改革の推進について、健全財政の確立の答弁がありました。この行財政改革については、毎年度の施政方針の7項目の中の1番目に出てくるのが、行財政改革の推進であります。行財政改革の推進は、どの市町村でも行財政改革という言葉が並びますが、はっきりと、これが本村の実行財政改革であると、目に見える方で、形で、身の丈に合った行財政改革ができていると言えるのか。どこの何を捉えて言っているのか、村長の答弁を求めます。隣接市町村からして、本村の実行財政改革は進んでいるとの考えであるのか。類似町村は本村より事務量が大きくこと、異なるとは思いますが、村長の答弁を求めます。以上に、以上2点について、答弁を求めます。

2項目目の質問をいたします。果樹の村として、持続可能な取組について。生産農家の高齢化、後継者不足をどのように捉えているのか。遊休農地、耕作放棄農地が多くなりつつあるが、何か対策を考えているのかについて、質問をいたします。スモモ生産農家の高齢化、後継者について、産業課の担当職員にスモモ生産者年齢比率を調べてもらった結果を申し上げますが、生産者で30代は、30歳代は1人もいません。40歳代が2名。50歳代が13名。60歳代が22名。70歳代が28名。80歳代が26名。90歳代が6名でありました。この年齢割合からいきますと、スモモ生産農家の年齢が高齢化していることが見てとれます。生産面積は20haのことです。この生産者96名の中で、担い手になると、はっきりとした後継者がいる生産者は何人いるか。担当職員に聞いたのですが、知り得る範囲では2名の方は後継者がいると言えるとのことでした。現在の本村のスモモ生産者の状況を申し上げます。2月17日に大和ハナハナリゾートビーチにおきまして、ダイニングアウト大和村の招待でタンカン、スモモをはじめとする大和村の食の可能性を最大限に引き出し、地域活性化の起爆剤とするとの開催目的で、東京代官山、株式会社ひらまつの菊池恒毅シェフによる本村の果樹、タンカン、スモモを使った4品の料理をいただき、いただきました。その中で、株式会社ひらまつの社員から、5月にホテルオークラにおいて、スモモ販売枠を確保したとのことでした。販売

量については、今後、詰めていくとのことでした。本村の果樹、スモモ、タンカン知名度が上がっていくことは、大変喜ばしいことと思いますが、ここしばらくは現在の生産量で賄うことができると思いますが、施政方針の農林水産業の振興と企業と連携云々とあるが、その中で、スモモについては、果樹の村再生のために安定した生産量の確保が必須であり、引き続き、関係機関と連携を図る対策について進めてまいります。再生必須、再生とはどのような対策を考えているのか、村長の答弁を求めます。スモモ生産者の年齢が高齢化し、生産者も年々少しずつ減少しております。生産量も少しずつ減少しているのに、間口を広げているが、将来の生産量を考えたとき、需要と供給のバランスが崩れないように対策を先行する時期ではないか。村長の答弁を求めます。施政方針の中で、担い手農家の育成として、認定農業者や指導農業士と連携を図り、農家指導や新規就農、就農者の確保に取り組むとともに、耕作放棄地の解消に努めますとあるが、具体的にどのような取組を指しているのか。取り組むための予算は確保しているのか、答弁を求めます。また、遊休農地解消について、農業委員や農地利用適正化推進委員による解消を図るとあり、農地維持については、多面的機能支援支払交付金及び中間山地直接支払交付金を活用し、地域活動や営農活動への継続した活動支援を行うとありますが、今までに遊休農地解消に、これまでどのような支援活動を行ったのか、村長の答弁を求めます。

以上、4項目を質問し、答弁後に自席より再質問をいたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、奥田忠廣議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の令和7年度の予算編成についての、行革はどのようなことを指しているのかとの御質問でございますが、財政面に関しましては、地方債残高が増加傾向にあり、今後、経常経費の見込み、増加見込みもある中、経常収支比率が90%を超えている本村としましては、各事業における有効な交付金の活用の一つといたしまして、補助率60%の奄振交付金事業や交付税措置率80%の辺地債及び交付税措置率70%の過疎債並びに緊急防災減災事業債などの導入と合わせ、温泉施設開設による入湯税や当該施設の固定資産税など、新たな自主財源の確保及びふるさと納税での財源確保や未収金対策を徹底して取り組むことなど、起債残高と基金残高の長期的なバランスが取れるよう、取組を進めていきたいと思っております。また、財政以外での行政改革の一つといたしまして、現在、国が進める自治体システム20業務の標準化導入後の業務分担のあり方を検討することと併せて、標準化システム以外の独自システム運用におきましても、DX化を推進し、業務改善を図ることを行いながら、職員のスキルアップとなる研修を継続して行うとともに、職員の定年引上げ制度による人員配置を、職員及び会計年度任用職員を含め、新規採用職員の計画的な採用と人員管理を行なうことなど、行政改革として取り組み、行政サービスの維持、向上に努めてまいりたいと考えております。また、隣接市町村としての取組については、それぞれ自治体の人口規模や財政規模に応じた取組がなされているところだと認識をしているところでもございます。本村といたしましても、令和7年度における村の目玉政策としては、特に真新しいことはありませんけれども、我々が取り組ん

できたものをしっかり継続して、実になる政策が一番重要ではないかというふうに考えているところでもございます。そういう点からしますと、その中での行財政改革が、やっぱりどの年度でも必要不可欠なものでございまして、我々も総合的に判断する中で、行財政改革を取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

次に、2点目の果樹の村としての持続可能な取組についての、1番目の生産農家の高齢化、後継者不足についての御質問でございしますが、農家の高齢化による農地維持や農業生産に係る後継者確保につきましては、本村のみならず、全国的に深刻な問題であり、喫緊の課題であると思います。本村の特産品でありますスモモにつきましても、70歳以上の農家の年齢比率が63%、面積比率が66%と非常に高い割合となっております。タンカンにつきましても、村外からの新規就農者も増えてきておりますが、村内の70歳以上農家の年齢比率が48%となっております。高齢化の原因として挙げられるのが、後継者不足であり、後継者不足の原因が、生産に対する費用がかかることに對し、収入の不安定な面が考えられます。担い手としましての後継者確保には、儲かる農業を推進することから、本村の魅力ある地域特性を活かした特産果樹の付加価値向上に、首都圏企業と連携し努めるとともに、農業生産に係る村単独事業を継続して、農家の経営負担の軽減や関係機関と連携した栽培技術の向上を図ってまいりたいと思います。議員の質問にもありましたように、需要と供給のバランスということもございますが、我々も民間企業との取組は大量生産で、我々も販路を開拓するのではなくて、大和村の地域環境、条件に合った、言ってみると、大和村ブランドの、ブランド力の向上によって、付加価値感が付いてくるものではないかというふうに考えております。先日のホテルオークラさんとのタンカン商談会の中でも、私は築地の果物屋の社長ともお話ししましたが、大量の、我々は生産量はないということを前提の中で、付加価値感の中で、私たちはタンカンの販路開拓をさせていただきたいということで、申し上げたところでもございます。そういうことからしますと、大和村のタンカンにつきましては、本当に素晴らしいものだというので、我々もお墨付きをいただいておりますが、生産量の量における対策については、しっかり農家の皆さんと協議を進めながら、我々も取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。また、今後の地域農業を考える上でも、課題解決に向けた農家の皆さんの意見が必要であることから、定期的な話し合いの場を設けるなど、果樹の村としての持続可能な取組を進めていきたいというふうに考えております。また、同じくスモモにつきましても、高齢化が進む中では、生産農家の生産量が危惧されるところもございます。そういう点についても、しっかり我々もスモモの量よりも質を向上させながら、販路を広げていければということで考えているところでもございまして、既にホテルオークラさんでは、スモモの商品としての販売も、もうパンフレットもできているようございまして、量的には少ない量でございしますが、我々はやっぱり認知度を高めて、大和村のスモモをこれからも販路を開拓していきたいというふうにも考えているところでございます。

次に、2番目の遊休農地、耕作放棄地、農地の対策についての御質問でございしますが、1番目の

御質問と同様に、農家の高齢化によるリタイア、後継者不足による遊休農地の増加が考えられます。本村においての遊休農地につきましては、令和4年度が13.4haから令和5年度、15.8haと増加しており、令和6年度においても、現在、集計中でございますが、増加する見込みであります。全国的にも農業者の減少による遊休農地が増加し、地域農業の存続が懸念されております。こうしたことから、人と農地の問題解決に向けて、農業経営基盤強化法が改正をされ、令和7年3月末に、までに、守るべき農業区域に対して、地域計画を策定することが義務付けられております。地域計画は概ね10年後を見据え、将来の農地利用の姿を農業者や地域の皆様の話し合いにより明確にするものとなっております。また、現況の地図にて話し合いを進め、目指すべき農地の利用方針を示した目標地図を作成いたします。本村においても、3月末の策定に向けて、話し合いの場を設けて、説明を進めてきましたが、参加されない方や現状維持の意見が多い状況にあります。一筆ごとに農地のあり方を考える必要があるため、担当課では農地の所有者を対象に、今後の農業生産意向や後継者の有無等を盛り込んだアンケート調査も実施してまいります。地域計画策定後も定期的な話し合いを通して、見直しを行うため、農家の皆さんの協力をいただきながら、遊休農地解消や発生防止に努めてまいりたいと考えております。また、遊休農地をお借りすることもある中では、合同会社ひらとみが農地を活かしながら、自前で我々の産業を守っていくことも、村としては考えていかなければならないというふうに、我々も認識をしております。合同会社ひらとみの企業展開を、これからも我々も模索しながら、大和村の農作物を守っていく取組を、今後とも、村としても、合同会社ひらとみを中心に、農家との協力体制の中で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長、あるいは自席の方から答弁をさせていただきます。

○9番（奥田忠廣君）

行政改革というの、行財政改革というのをですね、やはり大和村は行財政改革がなっているか、なっていないかというのを、やっぱり見比べるという、なれば、隣接の村。一番近いの宇検村ですよ。そういうのと、大和村と、どういう関係にあるか、どのぐらいの差があるんだろうというのを見るんですよ。私ね、ちょっと、こう表を作ってきたんですけども、この、見えます。これ、大和村、宇検村、龍郷、瀬戸内とこう、作って。人口。これ、令和6年度当初、当初です。これは昨日現在、人口1,378名、宇検村、1,561名、職員数、これ、2人欠員にはなりましたので、77名いたんですけども、1人辞めた。1人は亡くなりましたので75名、宇検村、67名、会計年度任用職員、大和村114名、これ、区長まで合わせたら120名、宇検村、85名、龍郷町、168名、瀬戸内町、236名というのは、待機者まで集め、入れてです。予算をすると、45億、大和村、宇検村、49億7,800万、龍郷が92億、瀬戸内町が142億です。こうして見ますと、その職員、1,000人当たりの職員数、大和村、42.43人、宇検村、35.69人、龍郷町、15人、瀬戸内町は20人です。どれをとっても大和村が多いんですよ。隣接、やると。村長交際費についてもですよ、これね、私は宇検村と大和

村で事務量がそう違うと思わないんです。違いますか。宇検村、49億で67人、正職、職員は。大和村は45億で75人ですよ。行政改革、行財政改革の余地というのは、あるんじゃないですか。私のところ、大和村、110人、会計年度。宇検村、85人ですよ。これ、考えてみたらね、一般の人にこう見せたら、大和村の人、働いていないと見られても仕方ない。働きが悪いと。これ、2月の県の監査委員協議会で出た数字なんですけど、だから、間違いないと思うんだけど、この数字を見て、もう少し行政改革、この会計年度任用職員。私たちが役場の下の方に行っても、誰が誰か分からない人がたくさんいる。そこまでやらないと、大和村はこの45億の予算を消化できないのか。人間をこんだけ、宇検村と違わしないと、宇検村の方、多いんですよ、予算は。49億ですから、当初で。今、大和村の現形は50億、越していますよ。一般会計と特別会計合わせて。この数字、この1,000人に対する42名、宇検村、35名、この数字を見て、行革の余地というのはあるんじゃないですか。人間、本当にこんだけいなければ、大和村、回らないんですか。どうなんですか。

○村長（伊集院 幼君）

一応、私の方から答弁をさせていただきますけれども、数字的にはそうです。しかしながら、その自治体によつての、やっぱり外部の、外局の施設がそれぞれあるところ、ないところがございます。それが、今の職員数のそこに連動して広がって。会計年度任用職員も、まさに私たち、老人ホームを抱えている中では、やっぱりそこには30名近くの会計年度任用職員がいますので、ほかの自治体ともう比較するとは、もうおっしゃるようにアンバランスに見えますけれども、我々は、もうその限られた予算の中で、今、運営をさせてもらって、何とかその財政運営についてはしっかり活かしていこうと。住民サービスをやっていこうということで取り組んでいるところでもございます。そういう中では、特に宇検、龍郷、瀬戸内にはない福祉事務所も、私たちは2年前から、我々も開所しました。そういう中では、住民サービスをやっぱり充実させていこうという取組の一環でもございます。我々も一概にその数字だけ出されてもらっても、我々が考えていないわけじゃございませんので、そういう、我々もまた、その周知の仕方でもですね、行政として、ほかの自治体との比較を別に我々が申し上げることはありませんけれども、実際、議員の皆様方にも、今現在、ほかの隣接自治体との、やっぱり職員数のあり方、会計年度のあり方を、また、皆さんにも、また、情報提供をしっかりしながら、我々も財政運営をしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○9番（奥田忠廣君）

特老とか、そういうところがあるということは申し上げるだろうと思って、やっているんだけど、これね、一般の人にさっと見せたときに、どう思うかですよ。どう思うかですよ、これ。大和村、42名、1,000人。みんなからして、やはり、あなた、これを見て、大和村は特老、特別老人ホームがあるから、何があるからということは思わないです。ぱっと見て、大和村はすごいねと。1,378人しかいないのに、75名の職員がいて、会計年度が120人おって、ということしか思わない。やはり、行財政改革というのをね、やっていないとは言わない、私は。だけど、数字を見ればね、

村民に納得いけるような、そして、村民に納得、あなた方、各集落、村政報告で回ったけれども、こういうことは言っていないでしょ。私のところのと、宇検村と比べたらこんだけ違いますよとか、いうことは言っていない。けれども、もう少し考えてもやれるんじゃないかということを私は言っているんですよ、村長。

○村長（伊集院 幼君）

確かに、我々もこれでもう、行政が運営できないということではございません。今現在、その会計年度の任用職員の今の配置のあり方も、今、各課で、今、見直しをしながら、体制を、もう、今、これでまずは令和7年度はやっていこうということで決めておりますけれども、我々もまだ、改革できる余地はあるというふうに考えておりますので、我々もしっかりその職員の体制、会計年度の任用のあり方を、我々もしっかり考えながらしていきたいというふうに思っております。今、我々が令和7年度からこうやるということは、今、ありませんけれども、今、その配置のあり方を、今、見直しをしているところでございますので、この庁舎、庁舎を含めて、庁舎外も含めてですね、体制づくりをしっかり我々も構築していくことが、行財政改革につながっていくんじゃないかなというふうに考えているところで。

○9番（奥田忠廣君）

これ、もう大和村は会計年度任用職員がいなければ回らないようになっている。各町村、そうだけれども、大和村は特に。そして、また増えるんでしょう、これ。まだ増える。Q u r u G u r u ができた。今年はひらとみでやりますけれども、来年からは任用職員になる。これ、また増えてくる。私が申し上げたいのは、隣接と合わせて、隣接して、村民に対して、私たちは行財政改革というのはこのようにしてやっていますよという、説明のつくようなことをやっていただきたい。この数字を見たら、何やってんだと、大和村はやりすぎじゃないかと思われて仕方ないと思う。42名の人間が1,000人の人間にかかっているんですよ、職員。村長が言うようにね、行財政改革はただ隣接と違うから、数字だけのことはできないという、言いますけれども、これずっと考えたら、龍郷町は人口4.4倍あるんですよ、大和村の。瀬戸内町は5.8倍、約6倍ある。そういうようなことでやっているんですよ。だから、数字を見て、村民が数字を見て、納得ということじゃなくても、説明をせんといかん。そうでしょう。宇検村が85名、120名、110名としても、特老とかそういうところ、合わせるのは分かるんですよ。そういうのがあるというのは。しかし、49億、45、4億円違うんだけれども、宇検村、大和村、4億円違う、予算のせい。人口は、約、一緒ですよ。1,561名、宇検。瀬戸内なんぞはもう酷いもんです、これ。瀬戸内は142億だけれども、205人しかいない。大和村の5.8倍の人口があるところで。これは、急に今年やれ、来年やれ、再来年やれとはいかないと思う。しかし、その行財政改革というのは、これ、いつも施政方針の中でトップに出てくる。少しずつ、少しずつでもやっていかないと、いつまでも交付税が同じように来るということはないんですよ。これ、今、国会でもあれだけのもんで、恐らくしわ寄せというのは地方に来る。地方でも末端に来るんですよ、これ。今年の予算、交付税ではそれなりの、予算が来ると思います。だけ

ど、肝心な何かにしわ寄せがくるんじゃないか。というのは、考えておかななくては。これ、今、国会でも問題になっている106万円の壁とか言っているのは、あれ、160何万に上げるんですよ。あれで、税収が何兆円という、税収がなくなる。それ、どこに来るか。国債を発行するわけじゃないんですから、恐らく地方にしわ寄せがくる。ということを考えれば、今年やれ、来年やれ、再来年やれということじゃなくて、少しずつ、少しずつ、行財政改革、人員のことも、職員数、会計年度任用職員数、様々なことをね、あなた方が考えてやっていかないと、行き詰りますよ。いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

もう議員のおっしゃるとおりだと、我々も認識はしているところでございます。我々も退職者が出たから、その職員を抱え込むんじゃなくて、やっぱりスリム化していくことも、我々も考えながら、会計年度の職員数と、やっぱり実際の正職員数の、やっぱりバランスを見ながら、我々も業務の体制づくりもしていかなければならないというふうに考えております。もう議員のおっしゃるとおり、交付税もいつまでこれが続けられるのか、我々も危機感を持ちながら、財政運営をしていかなければならないというふうに思っておりますので、しっかり皆さんにお示しができるような行財政改革を進めていきたいというふうに思います。また、村民に対しても、我々の職員数のあり方についても、また、機会を見つけながら、我々もしっかり村民にも情報をしっかりお伝えをしたいというふうに思います。

○9番（奥田忠廣君）

行財政改革というのは、もう一遊にできるもんじゃありませんので、じわじわじわっと、やはりしていく。毎年毎年、職員数と会計年度の任用職員数が増えていくというのはね、納得できない。これは、奄美大島で一番人口の少ない大和村なんですよ。是非、そこら辺りはしっかりと受け止めていただきたいと思います。

次の2項目目の質問をいたしますが、施政方針の中でね、農林水産業の振興と企業と連携云々と。これ、施政方針、こう読みますとね、再生のため、スモモ、果樹の村再生。安定した生産量の確保が必須と。どのような再生と必須を考えているのか。必須というのと、再生という言葉が、大変、再生というのは、もう衰えてなくなったのを復興、復活するという意味もあるんですよ。必須というのは、これだけは落としちゃいかん。これだけはやらんといかんというのですから、そこら辺り、どのような考えを持っているのか。

○産業振興課長（福本新平君）

今、もう議員がおっしゃるとおり、今、スモモのその再生については、昨年度、生産量が30 t。それ以前は50 tから30 tと、ちょっと少しずつやっぱり落ち込んでいるところです。やはりその中では、やはり高齢農家において、やっぱり管理が不十分な上で、なかなか実がつかないのかなというふうにもあります。ですので、適正な管理を行なってもらって、少しでも生産量を上げられるような取組ができればいいかなと思っております。ただ、そのためには、やっぱりその農家さんの意

識をきっちり変えていかないといけないということが急がれるのかなと思っていますので、まず、その辺の対策等を、意識を変えることも重要な対策につながるかと思っていますので、その辺から、まず、進めていこうかなというふうに考えています。

○9番（奥田忠廣君）

課長が言ったように、意識を変える。これ、どうしたらいい意識が。村長。あなたが言う、企業との連携、いわゆる数量、たくさんじゃなくて、少ない数量で値段が上がる。値段が上がったら意識変わるんです。スモモがk g 1,000円、2,000円したら、意識変わっていく。今、タンカンはどうね、そう心配はいらないと思う。大和村の住民じゃない方々が作っているタンカン。20 tぐらい作っている個人もいるんですよ。だから、このスモモ。せっかくね、東京まで行って持って行くんだけれども、恐らく東京にスモモが行くの、始めてだと思う、行ったら。値段の問題ですよ、値段。意識を変えるには。そうじゃないですか、村長。

○産業振興課長（福本新平君）

まず、タンカンについては、今回の取組等は、やはり農家さんと共有しながら行っているところです。k g 1,000円で取引できるような価格を提示して、私たちが先導して販路を上げていくという形で、農家さんの方も理解をいただいているところです。ただ、今、スモモについては、先ほど村長の答弁にもありましたように、首都圏の企業さんで、既にもうギフトとして見せる取組から進めております。それでも、k g 1,000円ぐらいの価値をつけて、今、見せるような対策、取組をしております。まず、見せていって、多額で買えるという、貴重な品というのを見せようかなと思っています。ましては、皇室献上品でもありますので、その辺もPRしながら、スモモの価値を上げていければというふうに考えております。

○9番（奥田忠廣君）

私たちの大和村の、先ほども私、申し上げましたけれども、この生産者の高齢化。これ、致命的なんですよ。私の大和浜地区で農業ずっとやっていた、毎日、畑に360日行きよった方が、もう歩けんくなって辞めた。1年ぐらいになりますかね。遊休農地じゃないんですよ、もう。耕作放棄農地になっている、1年で。こういう農地をどうするか。あなた方は耕作放棄、放棄農地の、施政方針の中でも担い手農家の育成、認定農業者や指導農業者と連携を図り、農家指導について。そして、耕作放棄農地の解消に努めると。どういうことですか、これ。

○産業振興課長（福本新平君）

耕作放棄をされている農地は、確かに相続の問題とかでやはり増えてくるかなと思っています。ただ、タンカンにつきましての遊休農地については、今、若い農家さんたちが自ら切り開いて、耕作放棄地を再生させています。タンカンで、今、取り組んでいるんですけども、そのタンカンの若い農家さんも、もし機会があれば、スモモにも取り組みたいという話もあります。ただ、そこに関して、やはりその後継者というわけではなくて、そこを管理できる、まだ、体制ができていないというのが、農家さんのやっぱり意識を変えていかないと、貸し借りができないということにもな

っていますので、まずは10年後を見据えて、今、元気なうちはやれるんですけれども、そのさらに先を見据えた上で、その農地をどう守るかというのも、地域の方々と、また、話し合いながら進めていきたいと思います。やはり、農地の流動化をしていかないと、スモモの生産量も下がっていく一方なのかなというふうに考えていますので。

○9番（奥田忠廣君）

・・・、生産者、年齢比、比率を調べるとですね、22名が大和村。一番多いのが70代です。70代の方が9名。60代。ですから、もうタンカンについてはね、もう高齢者はちょっと無理だと思う。スモモだったら、80代、90代の元気な方でもできるんです。重たいですけども。タンカンについては、もうそれは、ちょっと無理かなと。予防とかいろんなことがありますから。だから、スモモにね、この遊休農地、耕作放棄農地。以前はですね、耕作放棄のうち、遊休農地を開墾するための補助金があったんですよ。今、ございますか。今、ないでしょう。

○産業振興課長（福本新平君）

以前は、やはりそういった若手農家が、タンカンに取り組みたいという農家さんたちがあったときにはありました。でも、それからやはり、なかなか規模拡大のために活用するというのが、まだなかなか出て、声がかからない状況でありました。ただ、そういう声が上がってきたら、その対策を取れるような計画も、やはり取らないといけないかなというふうには思っているところです。

○議長（藏 正君）

今、あるかないか、聞いていますよ。今、その。

○産業振興課長（福本新平君）

すいません、今、今のところ、事業は、今のところ、休止というか、やっていないところであります。

○9番（奥田忠廣君）

考え方はいろいろあると思うんです。遊休農地を耕作放棄農地というの、もう非常に酷い農地ですよ。奄美の場合は、1年ほっといたら、もう草ぼうぼう。これね、村内の方だけにではなくて、村外の方にも大和村でスモモを作りませんかという呼び掛けもやってもいいんじゃないかと。遊休農地を借りて、大和村が開墾して、何かしなければ、あと10年したら、ほとんど遊休農地になる。歳から考えたらそうでしょう。70歳代、80歳代、一番多いんですよ。ちょっと発想をね、変えて、スモモの生産、発想というのを、ちょっと産業課も行政も考えて、もう発想を考えて、やっていかなければ。私も600坪ぐらいのところにスモモ植えてありますけれども、あと何年できるか分かりません。後継者がいるかと言ったら、全くいない。こういう方が多くなっている。この後継者問題、この後継者、ここにスモモの畑がある。この人がもう辞めると言ったら、次の人。村民じゃなくてもいいんじゃないですか。やる気がある方だったら。いかがです。

○産業振興課長（福本新平君）

遊休農地につきましては、今、農地利用状況調査でその農地に対する意向調査を、今、進めてい

るところです。先ほど村長からもありましたように、地域計画を作る上で、一筆ごとにやはり後継者、10年後は誰が利用するのかというの、示すことになっていますので。ですので、やはりなかなか会に出られなかったり、地域計画は、なかなか計画の意味が分からないという方もおられると思います。会に出てなければ。ですので、今、農業委員会と産業振興課、一緒になってアンケートを作っています。一筆ごとにその方に配布して、10年後を考えていただく。その中で、受け渡してもいいとか、貸してもいいというのがあれば、その辺についても、マッチングも進めていきたいというふうに感じます。議員がおっしゃるように、その幅広くスモモをやりませんかという声掛けも、一つの案として、ちょっと計画をつくらせていただければというふうに思っております。

○9番（奥田忠廣君）

遊休農地、畑がある。そこに植えたら、後継者もいる。この後継者はいるんだけど、やらない。そういう後継者がいるんだけど、やらない。そういうところを借り上げる。そして、誰かにというようなことも考えていかないと、本当ですよ、30本ぐらいスモモが植えてあった。この人、亡くなった。後継者いる。やらない。ほかに働きに行っている。そういうところが出てくれば、その後継者に、あなた、やらないんだったら、10年間、貸してもらえんかとか。そして、それ借りる人を、村内じゃなくてもいいじゃないですか。ある程度、作っとかんと、ベトナムも来て、もう取り合いになったらどうしようもないですから。同じぐらいの値段で買いますよ、あの連中。そこら辺り、これね、もう必須、あなた方言う、村長。これね、産業課を含めて、ひらとみも含めて、農業委員も含めて、いろんな方を含めて、1回、どうするんだということを協議したらいかがですか。

○産業振興課長（福本新平君）

その、今後のスモモのあり方については、もう既にスモモが5月、6月ぐらいから出荷体制に入っていきますので、もう今月中に一度、JAあまみさんと大和村の果樹振興会を含めて、スモモのあり方についても、一応、検討していく予定です。その中で、今後、スモモをどう、どのような形でPRしていくのか、どのような形で出荷していくのかというのも話し合う予定ですので、また、それが分かり次第、どのような形で動くかというのは、また、お知らせできればというふうに思っています。

○村長（伊集院 幼君）

私の中、補足させて申し上げれば、先ほど議員からもございましたように、我々もその遊休農地が出ないために、いろんな、今年度、地域計画を策定をして、農地の活かし方をどうしていくか。そして、やりたい人がいらっしゃるのかどうかという調査の下で、もし、高齢化になっていって、農地がもう使えない場合は、我々はひらとみでもう借りようという話も内々でしています。そういう流れで、しっかり産業を守っていくためには、もう人を待っているんじゃなくて、我々でできることをしていこうということで、今、ひらとみで農地も借りていますので、そういう形で、やっぱり我々も、その遊休農地をなくしていく取組も、ひらとみと行政と農業委員会と一緒にになりなが

ら、我々も、今後、進めていきたいというふうに思っております。

○9番（奥田忠廣君）

これですね、農業というのは、もう衰退をしていく一方。というのは、人口が減少する、高齢化になる。これね、今、今、考えないと、もう遅いと思うんですよ。是非、この大和村の果樹の村と
いうものの再生と、あなたが掲げる、再生というのは、もう、再生というのは、もういない、ないの
を再生するの。それぐらいの気持ちでやっていただきたいと思います。終わります。

○議長（藏 正君）

これで、9番、奥田忠廣議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 4時13分

第 1 回 大和村議会定例会

第 3 日

令和 7 年 3 月 2 6 日（水）

大 和 村 議 会

令和7年第1回大和村定例会会議録

令和7年3月26日(金)

午前10時15分 開会

1 議事日程

開議の宣告

日程第 1 議案第27号 5災58号道路災害復旧工事の請負契約の締結について

日程第 2 議案第 9号 令和7年度大和村一般会計予算について

日程第 3 議案第10号 令和7年度大和村国民健康保険特別会計予算について

日程第 4 議案第11号 令和7年度大和村大和診療所特別会計予算について

日程第 5 議案第12号 令和7年度大和村介護保険特別会計予算について

日程第 6 議案第13号 令和7年度大和村大和の園特別会計予算について

日程第 7 議案第14号 令和7年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 8 議案第15号 令和7年度大和村簡易水道事業会計予算について

日程第 9 議案第16号 令和7年度大和村集落排水事業会計予算について

(予算審査特別委員長報告及び採決)

日程第10 議員派遣の件について

日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

閉議

閉会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

1番 奥 田 浩 一 君

6番 藏 正 君

2番 市 田 実 孝 君

7番 勝 山 浩 平 君

3番 前 田 清 和 君

8番 中 井 文 忠 君

5番 重 信 安 男 君

9番 奥 田 忠 廣 君

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 森 永 学 君 主 査 後 藤 美穂子 君

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長	伊集院 幼 君
副 村 長	仲新城 長 政 君
総 務 課 長	政 村 勇 二 君
建 設 課 長	早 川 勝 志 君
教委指導主事	里 中 卓 麻 君
会計管理者	大 石 松 美 君
兼会計課長	
住民税務課長	池 田 浩 二 君

教 育 長	晨 原 弘 久 君
教委事務局長	前 田 逸 人 君
企画観光課長	大 瀬 幸 一 君
産業振興課長 兼農委事務局長	福 本 新 平 君
保健福祉課長	早 川 理 恵 君
大和診療所事務長	児 玉 明 美 君
大和の園園長	勝 健一郎 君

開会 午前10時35分

○議長（藏 正君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布いたしております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 議案第27号 5 災58号道路災害復旧工事の請負契約の締結について

○議長（藏 正君）

日程第1、議案第27号、5 災58号道路災害復旧工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

5 災58号道路災害復旧工事の請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

5 災58号道路災害復旧工事の請負契約の締結にあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき御提案申し上げます。

内容につきましては、建設課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○建設課長（早川勝志君）

5 災58号道路災害復旧工事の請負契約の締結について、内容の御説明を申し上げます。

5 災58号道路災害復旧工事の概要について御説明いたします。本工事は、令和5年6月17日から令和5年6月22日までの梅雨前線豪雨により被災した村道志戸勘湯湾岳線を復旧する工事でございます。主要工種は、現場吹付法砕工714㎡、植生器材吹付工1,020㎡、コンクリートブロック積工51㎡となっております。

それでは、契約の内容でございますが、契約工事名は5 災58号道路災害復旧工事、契約金額は5,819万円、契約の相手方は住所、大島郡大和村大和浜58番地1、氏名、株式会社大和建设、代表取締役、仁規浩二です。

以上で、内容の説明を終わります。御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○9番（奥田忠廣君）

これは令和5年の災害、令和5年から6年の中で、この議会の議決に付するような5,000万以上の災害がありましたか、ほかに。

○建設課長（早川勝志君）

令和5年、6年に発生した工事につきまして、5,000万以上、要は議会の議決に必要な工事については、この1件でございます。

○9番（奥田忠廣君）

あのですね、村長、私たちが建設課長から協議会室で説明を受けたのは、災害復旧、災害、直線で100m以内は1災害であって、この1災害である以上は1件として入札をするというような説明だったんです。県の判断、道路維持課に聞いたら、その100m以内に何箇所か崩壊とかいうのがあれば、それを分割するのは村の判断でできますよということだったんです。こういう、私、さっき聞いたら、大和村に8業者いる、請負をやる方々が。このような5,800万ということになれば、1カ所ぐらいいね、分割して発注してもいいんじゃないかというような感じがするんですよ。それは村の判断でできると県は言っているわけです。だから、今後このような大きな災害があった場合は、なるべく八つの業者にAもBも含めて、受注できるような発注をお願いしたい。村長、あなたに聞いています。

○村長（伊集院 幼君）

もうそれは受注機会を与えることは、我々も配慮していくことは当然のことだと思っています。今回、その令和5年から6年にかけての災害につきましては、もう1路線において多数の災害が起きた中で、その1カ所工事とみなされるのが100m以内の工事が1カ所の工事で、それで査定を受けている中では、もう自主的に復旧工事に入るときは、1件の工事で発注をしなければならないというのが基本にあるようです。実は、以前は分割発注しても、それぞれで経費を見ているものは補助対象でございましたようでございます。我々もちょっと認識不足もありまして、分割にしますと、確かに村の持出しが分割で経費が上がる分は村が見なければならないという、今制度になっているようで、もし分ける場合は災害査定段階で分けて査定を受けてそれで事業執行するという制度に、今現在変わっているよということを、先日、我々も打合せの中で聞いたもんですから、そういうことであれば、ほかに受注機会がある中では、別にこの1件だけではないということで、我々としても、これまでも令和6年度で災害復旧工事はA、Bに当たるような形で受注機会を設けているようでありますので、我々も今後、そういう認識を持ちながら、やっぱり企業育成のため、そしてまたやっぱり雇用対策のために我々としても分割発注が基本の中で、工事発注をしていきたいというふうに思っております。

○9番（奥田忠廣君）

あなたのおっしゃるのは、今後はそのようなことがある、このような災害があれば、査定を受ける段階で分割をやるという意思表示をしなければ分割できないということですか。

○村長（伊集院 幼君）

これは、その災害は、いつ起きるか分からない中では、件数が少ない年と多い年がある中で、我々としても受注機会を与えていこうということで、担当課が苦慮しながら分割発注をしています。そういう中では、少ないときは、やっぱり我々もやっぱり企業育成、雇用対策のためには分割発注をして、受注機会を与えていくということは当然なことだと思いますので、その災害の度合いによって、我々も発注の在り方をやっぱり検討していかなければならないということでございます。

す。

○9番（奥田忠廣君）

災害とか、今、事業箇所というのはそんなに多くない。業者が8業者おって、多くないわけですから、なるべくですね、分割をして発注するように、今後、やっていただきたい。それは村のね、持ち出しがあるか分かりませんが、そういうのは別ですよ。業者育成のためにも、是非そこらあたりはお願いしたいと思います。ちょっと答弁してください。

○村長（伊集院 幼君）

先ほどから答弁しておりますように、今後も、やっぱり我々としては、やっぱり地元の企業を大事に、しっかり頑張ってもらうための企業育成と雇用対策を、しっかり我々も担当課をしっかり考えていただきながら、工事発注をしていきたいというふうに思っております。

○議長（藏 正君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（重信安男君）

関連しまして、もう一度課長、この工事内容、もう一度お願いします。

○建設課長（早川勝志君）

主要工事ですよろしいでしょうか。主要工事につきましては、先ほど申し上げたとおり、現場吹付法枠工714㎡、植栽機材吹付工1,020㎡、コンクリートブロック積工51㎡となっております。以上です。

○5番（重信安男君）

工事内容を聞いた中では、これは法面関係ですよ、特殊工事作業ですか、が714㎡と1,020㎡ですね。コンクリート積工は、建設業土木のそれは得意とした分野ですから構いませんけれども、この法面は、業者がこれ、されるんですか。これ、多分下請けに投げると思うんですけれども、それはどうですか。

○建設課長（早川勝志君）

今回の工事につきましては、3工区ございまして、うち2工区が法面崩壊、1工区が路肩決壊というふうになっております。先ほど議員がおっしゃいました法面工事につきましては、全てがですね、下請けをお願いしてするわけではなく、例えば、土工ですね、残土の掘削とか、その辺もでてきますので、必ずしも全部が全部ですね、下請けに回すわけではございません。村といたしましては、限られる村の業者さんがいらっしゃいますので、8業者いらっしゃいますので、できるだけ多くの方に受注機会が与えられるようにということで、土木1式工事という形で発注しておりますので、こういった形になっております。以上です。

○5番（重信安男君）

そうするとですね、課長ね、地元にはやっぱり業者がいますから、これだけの大きい工事ですよ。仕事を取っている業者はいいですけど、取れない業者もいると聞いています。繰り越しが1件もな

いとか。だから、多分この業者も下請けに投げると思いますが、できる限り地元の業者に下請けをさせるというふうに、そうしたら村内に税金も落ちるわけですよ。村以外の業者を使ったら、みんなそこに持って行かれる。そういう今度は下請け関係の条例というのをちょっと作って、必ず地元業者を使いなさいという、そういうようなことはできませんか、これから。

○建設課長（早川勝志君）

ちょっと今、初めてお聞きした内容で、ちょっと回答があれなんですけども、その辺はですね、村の業者を必ず使いなさいという縛りを作っているものかどうかも含めてですね、検討してまいりたい。それがいろんな法律に引っかからないとか、その辺も含めて検討させていただきたいと思います。以上です。

○5番（重信安男君）

最後ですけど、もう本当ですよ。せっかく大和村にある仕事がよそに持って行かれるというのは、見ていて歯がゆくて、私は。いつもそれを思っています。自分でやる仕事だったら、取った仕事だったら自分でちゃんとしなさい。自分で取るだけ取って、下請けに投げているという、そういう業者もいっぱい聞いていますので、それをちょっと厳しくやっていかないと、村でまじめにやっている業者がばかを見るんですよ。これからは絶対下請け関係も、厳しくやって、これからやっていっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○建設課長（早川勝志君）

建設業に伴う下請工事なんですけれども、下請工事というのは、何ら違法はないと、まず思っております。ただしですね、全て丸投げといわれることで、丸投げは禁止されているということで、これは建設業法の中にうたわれていますので、私どももその辺はですね、検査とかですね、現場の立会とか、その辺で厳しくやっておりますので、その辺も継続して実施してまいりたいというふうに考えているところです。

○5番（重信安男君）

本当にですね、こればかりはちゃんと地元の業者が平等になるように、何のためのこの地元業者の発注か分からなくなりますので、皆さんが平等になるような発注の仕組み、これから取り組んでいっていただきたいと思います。お願いします。終わります。

○議長（藏 正君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定すること御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第9号 令和7年度大和村一般会計予算について

日程第3 議案第10号 令和7年度大和村国民健康保険特別会計予算について

日程第4 議案第11号 令和7年度大和村大和診療所特別会計予算について

日程第5 議案第12号 令和7年度大和村介護保険特別会計予算について

日程第6 議案第13号 令和7年度大和村大和の園特別会計予算について

日程第7 議案第14号 令和7年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について

日程第8 議案第15号 令和7年度大和村簡易水道事業会計予算について

日程第9 議案第16号 令和7年度大和村集落排水事業会計予算について

○議長（藏 正君）

日程第2、議案第9号、令和7年度大和村一般会計予算についてから、日程第9、議案第16号、令和7年度大和村集落排水事業会計予算について、以上の8件を一括議題といたします。

予算審査特別委員長に委員会の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（市田実孝君）

皆さん、こんにちは。令和7年度予算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る、3月5日の本会議において、本予算審査特別委員会に付託を受けました、議案第9号、令和7年度大和村一般会計予算についてから議案第16号、令和7年度大和村集落排水事業会計予算について、以上8件の当初予算議案について、審査内容と結果について報告いたします。

本委員会は、3月7日午前中に主な事業の現地調査を行い、湯湾釜集落土俵整備事業、塵芥車庫整備事業、アミノクロウサギ飼育展示施設Q u r u G u r u、緊急浚渫推進事業ヒエン川、名音漁港周辺整備事業の説明を受けました。

また、3月18日、19日の2日間において、村長、副村長、教育長及び関係職員の出席を求め、一般会計及び各特別会計・公営企業会計予算案の審査を行いました。

審査内容について申し上げます。

まず一般会計について報告します。

子ども議会での意見を事業にもっと取り組んでほしい。中学生の意見を施策に反映させる取組について質疑があり、小学校で子ども議会の経験をした子供たちが中学生になり、自分で提案する意見を学校などで反映させる取組を行っているとの答弁でした。

次に、アマミノクロウサギ飼育展示施設 Q u r u G u r u の入館料が村内、島内、島外の方で違いがあり、その把握の仕方について質疑があり、免許証や保険証、マイナンバーカードなどで確認をするとの答弁でした。

また、Q u r u G u r u の入館者を増やす取組で、クルーズ船のお客を呼び込む施策について質疑があり、クルーズ船のお客は大切と考えている。開拓すべきコンテンツとして旅行会社にアプローチしていきたいと考えているとの答弁でした。

次に、ネット塾の参加者が少ないため取組が保護者に浸透していないのではないかと質疑があり、年度初めに全保護者に案内文書、電話での意思確認、事業説明を行っているとの答弁でした。

次に、海ごみステーションのその後の展開についての質疑があり、ごみ箱設置によって海ごみ以外のごみも出される可能性があり、設置の計画はないとの答弁でした。

また、海岸清掃での作業の効率化を図るためキャタピラー式の運搬車について質疑があり、今年度キャタピラーの荷車を導入したとの答弁でした。

次に、地元を離れた子供が出産のため帰省する際のその兄弟の一時預かりについて質疑があり、現在村ではやっていない。奄美市の民間でやっている。今後はへき地保育所で2、3名の余裕があるので、新年度早い段階で開始できるよう努めたいとの答弁でした。

次に、コーヒー栽培が他の市町村で成功している例があるのに大和村でうまくいっていない、失敗の原因を見つけて再度挑戦してみてもとの質疑があり、栽培方法、管理方法、鳥獣対策が甘かったと反省している。少しずつ勉強しながら栽培を進めていきたいとの答弁でした。

次に、奄美大島一円で被害がでているソテツカイガラムシによるソテツ枯れの現状と対策について質疑があり、湯湾釜集落で薬剤散布、葉の伐採を行ったが効果がでない現状との答弁でした。

次に、財政調整基金は積み戻しはできるのかとの質疑があり、今年度末では全額の積み戻しは難しいと思われるとの答弁でした。

次に、塵芥処理、ごみ車は直営で行うのかとの質疑があり、今後も今の状況で、地元雇用にもなっているとの答弁でした。

次に、歴史民俗資料館の整備構想について質疑があり、道の駅的な観光施設と文化施設を複合した施設構想をしているとの答弁でした。

次に、放課後児童クラブの場所が体育館の一角にあることは問題はないのかとの質疑があり、宿題したり天気のいい日には近くの公園に行ったりしていて問題はない。体育館が使えない日は防災センターに移動して行っているとの答弁でした。

次に、特別会計・公営企業会計について報告いたします。

大和診療所特別会計では、令和7年度の小児科医療の見込みについて質疑があり、奄美市で廃業

された医師に協力できないかアプローチをしているとの答弁でした。

介護保険特別会計では、大和村の介護保険料は他市町村と比較して安いのか高いのかとの質疑があり、他市町村と比較して安いほうとの答弁でした。

最後に、簡易水道事業会計では、水道設備の耐震化の質疑があり、簡易水道事業の経営戦力では現在は計画されていない。地震の際には管が破損し断水する可能性がある。事業を県に確認していきたいとの答弁でした。

以上、令和7年度一般会計予算の終了後、及び各特別会計・公営企業会計予算の質疑終了後に、討論を行い、各会計ごとに採決を行いました。

その結果、どの会計においても討論はなく、採決の結果、全会計ともに、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、予算審査特別委員会に付託を受けました、令和7年度大和村一般会計予算を含む8件の予算については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

最後に、当委員会では、委員長の予算審査報告と併せまして、議会の意見書を取りまとめて提出いたしますので、速やかに対処していただきますよう申し上げ、令和7年度予算審査特別委員会における委員長の報告を終わります。

○議長（藏 正君）

これで、委員長報告を終わります。

ただいま予算審査特別委員会委員長から報告がありましたが、予算審査特別委員会は議長を除いて全ての議員が委員となっています。

したがって、議案第9号から議案第16号までの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これから、各議案の討論に入ります。

最初に、議案第9号、令和7年度大和村一般会計予算についての討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第9号、令和7年度大和村一般会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第9号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藏 正君）

起立多数であります。

したがって、議案第9号、令和7年度大和村一般会計予算については、委員長報告のとおり原案

可決されました。

次に、議案第10号、令和7年度大和村国民健康保険特別会計予算についての討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第10号、令和7年度大和村国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第10号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藏 正君）

起立多数であります。

したがって、議案第10号、令和7年度大和村国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第11号、令和7年度大和村大和診療所特別会計予算についての討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第11号、令和7年度大和村大和診療所特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第11号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藏 正君）

起立多数であります。

したがって、議案第11号、令和7年度大和村大和診療所特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第12号、令和7年度大和村介護保険特別会計予算についての討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第12号、令和7年度大和村介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第12号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藏 正君）

起立多数であります。

したがって、議案第12号、令和7年度大和村介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第13号、令和7年度大和村大和の園特別会計予算についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第13号、令和7年度大和村大和の園特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第13号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藏 正君）

起立多数であります。

したがって、議案第13号、令和7年度大和村大和の園特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第14号、令和7年度大和村後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第14号、令和7年度大和村後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第14号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藏 正君）

起立多数であります。

したがって、議案第14号、令和7年度大和村後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第15号、令和7年度大和村簡易水道事業会計予算についての討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第15号、令和7年度大和村簡易水道事業会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第15号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藏 正君）

起立多数であります。

したがって、議案第15号、令和7年度大和村簡易水道事業会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第16号、令和7年度大和村集落排水事業会計予算についての討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第16号、令和7年度大和村集落排水事業会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第16号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藏 正君）

起立多数であります。

したがって、議案第16号、令和7年度大和村集落排水事業会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、予算審査特別委員会の意見について、お諮りいたします。

本意見を議会の意見として村長に提出したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の意見を議会の意見として村長に提出することに決定いたしました。

-----○-----

日程第10 議員派遣の件について

○議長（藏 正君）

日程第10、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定しました。

なお、派遣議員及び日程等について変更が生じた場合には、議長に一任していただきたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣に変更が生じた場合には、議長に一任することに決定いたしました。

-----○-----

日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（藏 正君）

日程第11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程など、議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和7年第1回大和村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時06分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

大和村議会議長 藏 正

大和村議会議員 市 田 実 孝

大和村議会議員 前 田 清 和